

第九十四回国会 参議院大蔵委員会会議録第十八号

昭和五十六年五月七日(不曜日) 午前十時三分開会

委員の異動

五月六日

辞任

岩動 道行君

江藤 智君

对馬 孝且君

五月七日

辞任

安孫子藤吉君

塚田十一郎君

補欠選任

関口 恵造君

安孫子藤吉君

吉田 正雄君

補欠選任

板垣 正君

戸塚 進也君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中村 太郎君

衛藤征士郎君

嶋崎 均君

藤井 裕久君

稲山 篤君

塩出 啓典君

板垣 正君

岩本 政光君

大河原太一郎君

梶木 又三君

片山 正英君

河本嘉久蔵君

古賀雷四郎君

関口 恵造君

戸塚 進也君

藤井 孝男君

大木 正吾君

鈴木 和美君

國務大臣

大蔵大臣

政府委員

内閣法制局第三部長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局長

大蔵省理財局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

吉田 正雄君

和田 静夫君

多田 省吾君

矢追 秀彦君

近藤 忠孝君

三治 重信君

野末 陳平君

渡辺美智雄君

前田 正道君

山口 光秀君

矢澤富太郎君

吉田 正輝君

西垣 昭君

渡辺 喜一君

大場 智満君

小泉 忠之君

伊藤 保君

相場 照美君

八木 俊道君

坂本 信三君

塩路 耕次君

西谷 浩明君

外務省経済協力局外務参事官

外務省国際連合局経済課長

文化庁文化部長

厚生省医務局医事課長

社会保険庁年金課長

農林水産省畜産局衛生課長

通商産業省通商政策局経済協力部企画官

通商産業省立地公害局保安課長

通商産業省生活産業局築業建材課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全審査課長

○各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨五月六日、岩動道行君、对馬孝且君及び江藤智君が委員を辞任され、その補欠として関口恵造君、吉田正雄君及び安孫子藤吉君がそれぞれ委員に選任されました。

また本日、安孫子藤吉君及び塚田十一郎君が委員を辞任され、その補欠として板垣正君及び戸塚進也君が選任されました。

○委員長(中村太郎君) 財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は前回終局しておりますので、これより直ちに討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○磯山篤君、私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

第一の理由は、政府の志向する財政再建は国民本位の財政再建に逆行するからであります。政府は本年度予算によって財政再建元年に大きく踏み出したものと自己評価しているようであり、二兆円の国債減額は歳出構造の見直しによる不要不急経費の削減によって実現したものでなく、一兆四千億円に及ぶ増税と、所得税減税の見送りによる実質増税、さらに受益者負担の名のもとに公共料金の相次ぐ引き上げによってなされたものであることは否定できない事実であります。

本日の会議に付した案件

○財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公正取引委員会事務調査部審査統括官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

行政管理局行政官

す。これらの措置は、低所得層ほど負担増加割合が大きく、所得再分配の面から見て財政の機能を大きく阻害する何物でもありません。真の意味の財政再建とは、財政の硬直化を是正し、財政の機能を十分に発揮できるようにすることにあるのであって、政府の今回の措置は断じて容認できないものであります。

第二の理由は、財政再建審議の参考として提出されました財政収支試算、中期展望は、その場しのぎの資料にすぎなかったという点であります。中期展望は五十六年度における制度と施策を前提として試算されているとはいいながら、経営部門の経費である防衛関係費には五六中業にかかる経費が算出されていない一方で、特別公債は明確な削減計画が織り込まれ、また投資部門では公共投資が五十七年度以降大幅な伸びで支出される一方で、その財源である四条公債は五十六年度水準で据え置かれるなど、その算出方法に整合性が全く見られないのであります。整合性のない展望のもとでの、財政再建の一施策としての本案に賛成することはできません。

第三の理由は、特別公債の発行と特殊法人の納付金の特例という全く異質の事案を一括して本案に盛り込んでいくこととあります。本委員会の質疑を通じても明らかなように、両者は相互に何一つ関連性がなく、別個の法案を一括して審議したかの観を呈したのは紛れもない事実であったではありませんか。特殊法人の納付金問題を抱き合わせることで、特別公債発行の重大さを隠蔽しようとしたと言われても言い逃れはできないところとあります。財政法で禁止しております赤字公債発行についての政府の安易な姿勢が、ここにも歴然たる事実としてあらわれていると言わざるを得ません。

第四は、特殊法人の納付金問題が、単に財源集めの観点から処理されていることとあります。特に独立採算制をとる電電公社は、その余剰が生じたときは料金引き下げやサービスの向上を図るべきであり、本案による納付金の特別措置は、公企

体の独立採算制を根底から否定することになりま。また今回の措置は、長期にわたる電気通信事業の発展を抑え、かつ従業員の協力体制についてもすでに悪い影響が発生しております。いまこそ特殊法人全般について、そのあり方や経営について抜本的に見直すときであるにもかかわらず、これを放置したまま、余剰のある特殊法人をねらい打ちするがごとき措置に対し、断固として反対せざるを得ません。

以上、反対理由を述べてまいりましたが、本委員会の質疑を通じて明らかになったことは、財政再建に対する政府の姿勢は今後においても依然として安易かつ消極的なまま終始するのであらうということとあります。このまま推移するならば、国民の負担のみが過重となるだけでなく、真の意味の財政再建は画餅に帰してしまふことを指摘をしまして、本案に対する反対討論を終わります。

○藤井裕久君 私、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となっております財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、賛成の意を表明いたします。

わが国は、第一次石油危機以降の重大な局面に対処するため、あえて大量の公債発行により経済の活力を創出する政策を選択し、経済面では世界に類例を見ない成果を挙げまいりましたが、その間における財政への大幅な依存は、わが国財政の社会経済情勢の変化に対応する適応力を失わせつつあり、さらに経済金融政策の円滑な運営のためにも、その影響が懸念されるに至っております。したがって、今後、経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図るためには、わが国財政の公債依存体質を改善し、財政再建を促進することが当面緊急の課題であると言わなければなりません。

このような状況に対処するため、政府は本年度予算において、歳入、歳出両面の徹底した見直しによって、公債発行額を二兆円減額することとしたのであり、私は、政府のこの財政再建

の強い決意を高く評価するものであります。しかしながら、本年度予算におけるこのような全般的見直しにもかかわらず、国民福祉を初め国民生活全般にわたって適切な行政水準を維持するためには、なお必要な財源が不足することも事実であります。本案は、このために必要な臨時特別的な財源確保措置を講じようとするものであり、本年度予算を執行していくためには必要不可欠な法律案であります。

本案の内容について見ますと、まず昭和五十六年度の特別公債の発行につきましては、現下の財政状況から見て、引き続き必要やむを得ない措置であると考えます。今後とも中長期的な展望に立つて、財政再建に一層の努力を傾注し、早期に特別公債依存の財政から脱却できるよう、特に要望いたしたいと存じます。

次に、電電公社、中央競馬会、開発銀行等の国庫納付金の特別措置についてであります。これらの措置は、特殊法人の中で比較的財務状況の良好なものに国の財政への財源面での協力を求めるものであります。それぞれの法人の立場はあれども、いたしましても、国民的課題である財政再建のため各般の施策が講ぜられていることに思いをいたせば、まことにやむを得ない措置であると考えます。

なお、本案におきまして、各法人の経営に影響が及ばないよう配慮されているところであり、各法人においては国庫納付等による負担が利用者へのサービス低下や料金引き上げ等につながることをないよう、より一層の経営努力を尽くされることを要請いたします。同時に、政府においても適切な指導を期待するものであります。以上、本案は、現在の財政状況のもとでは必要にしてやむを得ないものであると考えます。今後とも財政再建の実現のために、政府においてはより一層の努力を傾注されることを要請いたします。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○塩出啓典君 私、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました財政運営

に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、反対の態度を表明し、討論を行うものであります。

反対理由の第一は、政府が赤字国債の発行を減額するに当たって、その財源を増税のみに頼っているという点であります。

すなわち、政府は、昭和五十六年度予算において赤字国債を五兆四千八百五十億円で発行しようとしており、その発行額は前年度予算に比べて約二兆円の減額となっております。われわれも国債減額に異議を唱えるつもりはありません。しかし、五十六年度予算及び税制改正等で示されたように、政府の国債減額は、所得税減税見送りによる二兆七千億円の増税を初め、一兆三千九百億円にも及ぶ法人税、酒税、物品税、印紙税などの引き上げによる史上最高の増税によるもののであります。しかもこの増税は、その前提である行財政改革の断行や不公平税制の是正に何ら見るべき成果がなく、とうてい国民の理解を得られるものではありません。

また、わが国の国民生活、特に勤労者は、所得税減税四年連続見送りによる大幅実質増税、物価高騰、低いベースアップにより、昭和五十五年の実質所得はマイナス一・一%になるなど、最悪の状態に陥っております。また、中小企業の倒産も、現状のままで推移するならば、五十六年度は史上最悪になることが予想されます。こうした国民生活の状態を知りながら、財政再建という名のもとに増税により国債減額を行うという政府の安易な姿勢は、容認できないのであります。

反対理由の第二は、赤字国債からの脱却に明確な方途が示されていないという点とあります。われわれは、かねてより財政再建を国民合意のもとで計画的に進めるため、財政計画の策定、提出を要求してまいりました。財政当局も従来の財政収支試算から、本年度は「財政の中期展望」に変えるなど、その努力には一応評価はいたしますが、しかし、その内容は、一般歳出が五十七年度以降一〇%前後ふえ、また投資部門の歳出が毎年

一〇多程度ふえても、四条公債の発行額は一定とするなど、要調整額を必要以上に大きく見せかける意図とも思われるので、政府の財政再建策に疑問を抱かざるを得ないのであります。したがって、政府が財政再建に明確な展望や計画を示さないうまま赤字国債を発行し続けることは賛成しかねるのであります。

また、日本電信電話公社等の納付金制度の今回の措置は、電信電話料等の値上げにつながる危険性が十分に考えられ、反対せざるを得ません。今後十分な措置を講じられることを要求いたします。

以上、本法案に反対の意思を表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○近藤忠孝君 私、日本共産党を代表し、財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置法案について反対の討論を行います。

その理由の第一は、本法案が財政再建の理念が全くない、単なる財源かき集め策であることである。今日の深刻な財政危機を打開するためには、その元凶となった政府・自民党の経済、財政政策についての反省と、その根本的な見直しが求められております。ところが、今年度予算においても、国民には大増税と福祉の切り捨てが押しつけられた反面、軍事予算、エネルギー予算、海外援助予算などがアメリカの要求や財界の戦略に沿って大幅に増額されております。本法案による確保財源は、結局この反国民的な予算に充てられるにほかならないのであります。

また、この法案による特別公債五兆四千八百五十億円を含む十二兆二千七百億円もの公債発行はさらに計画的な縮減を図るべきであり、非営利事業体である電電公社からの四年間四千八百億円の国庫納付も、不当に高い料金を押しつけられてきた利用者国民に還元すべきものであり、ともにとうてい認めることができないのであります。これでは緊急の課題である財政再建をかえって困難にし、財政の体質を一層ゆがめてしまうことは明らか

かであります。

第二に、当然なすべき行財政の見直しがほとんど行われていない点であります。今年度予算では、不要不急経費も、軍事費が増大されたように依然野放しであり、大企業、大資産家優遇税制の是正や政府関係諸機関のあり方の国民的見直しも行われておりません。

日本中央競馬会からの納付金は、その売り上げや内部留保が激増し、経営にもゆとりがある状態から見て、さらに増額し、今後とも国庫納付ができるよう政令を定めるべきであります。日本開発銀行等からの産業投資特別会計への繰り入れと、産投特会から一般会計への繰り入れについては、融資面での大企業優遇機構となっている輸開銀や産投特会、さらには財政投融資のあり方を国民生活安定に資する方向で改革することとし、納付額はさらに引き上げるべきでありました。

私は、本法案審議の中で、補助貨幣回収準備資金や外国為替管理特別会計に留保されている余剰資金を取り崩せば、優に三兆円余の財源が確保できることを指摘し、政府のおごりなりの財源確保策を批判いたしました。いまこそ安易な国民への犠牲の転嫁を厳しく排し、国民生活の防衛と財政、経済の建て直しのために、財政そのものを役立たせる立場から行財政の改革に真剣に取り組むべきであります。

第三に、憲法、財政法の恒久平和の精神を踏みにじるものであるということでもあります。

財政法第四条が憲法の戦争放棄の規定を裏書き保証するものとして、国債の発行を禁じたこととはつとに知られているところであります。軍備拡張のための予算を増額しながら、依然として赤字公債の大量発行を進めることは断じて認められませんが、国債とともに軍事予算についても大幅な縮減を図るべきであります。

最後に、本法案には財源を確保するという共通の内容があるとはいえず、全く異なったものが一つにされている点であります。このことよって国会での審議が事実上十分に行きわたらなかったこと

とは、議会の審議権を規制し、財政民主主義に反するものであることを指摘せざるを得ません。

以上をもつて、私の反対討論を終わります。

○三治重信君 私、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となりました財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について反対の意思を表明し、討論を行います。

わが国の財政は、昭和五十年以降、第一次石油ショックによる深刻な不況対策として、その景気回復のため大量の公債発行に依存せざるを得なかつたが、その後の景気の変化に機敏な財政の対応がなく、今日の財政悪化をもたらしました。財政政策による景気回復を公共事業一本で対応したため、景気回復をおくらししたこと、公共事業は一度拡大すれば直ちに減量、減額することは困難であることの原因があります。短期の景気回復には公共事業より所得税減税が効果があるということも通説であります。わが党は、財政再建を税の自然増収と行財政改革によって進めるべきであると主張し、具体的提言も行ってきましたが、予算の硬化化による景気対策への影響の薄れや行財政改革の実効の上がらない状況から、今後不安を覚えるものであります。法律案の個々の内容について主な反対の理由を申し上げます。

特別公債発行二兆円減額が実行に移されたことを大いに評価いたします。しかし、これがため、四兆五千億もの自然増収がある上に、一兆四千億円の増税という国民負担を強いるという裏づけがあるから反対であります。この二兆円の赤字国債の減額は、歳出の削減によって賄われるべきであります。幸い、鈴木内閣は、昭和五十七年度には赤字国債の減額二兆円を行財政改革によって行う決意を早々と表明されました。これが筋であります。

日本中央競馬会の納付金については、ギャンブル収益の中から臨時に国家財政の困窮を救済するための対応策として時宜に適したことと思いが、従来国庫に納付していないとはいえず、同じギャンブル収益のある競艇、競輪事業にも国庫また

は地方財政に臨時の納付金増加が図られるべきで片手落ちであると考えます。負担は平等にかけられるべきであります。

日本電信電話公社の納付金については、電話利用税につながるおそれがあります。現在の電電公社の運営方法を変えない限り、収益圧迫がサービス低下、料金値上げに結びつきます。電電公社職員の高給化努力の評価の方法が明確になっていない等、いろいろ問題点が指摘され、明確な保障が行われておりません。黒字だから納付金として取り上げるだけでは反対せざるを得ません。

開発銀行、輸出入銀行の準備積立金の臨時納付金は、適切な措置かと思われません。

以上、今回の財源確保法案は、従来の赤字公債以外、あちこち取れるところから税外収入として納付金を得るという安易な手段に頼っていることとあります。このような異例の歳入財源は、再検討され、統一の理念のもとに負担の公平を図るよう措置されることを要望いたします。反対の討論を終わります。

○委員長(中村太郎君) 他に御意見もないようです。財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

藤井君から発言を求められておりますので、これを許します。藤井君。

○藤井裕久君 私は、ただいま可決されました財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

財政運営に必要な財源の確保を図るため

の特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、健全財政確立のため、財政収支の改善に全力を尽くし、昭和五十九年度に特例公債依存の財政からの脱却を図るとともに、建設公債についても可能な限り抑制し、公債依存度を低下させるよう努めること。

一、国債の償還財源については、長期的な展望を踏まえて、その確保に努め、償還に支障のないようにすること。

一、今後、建設公債の借換えも本格化することに加え、金融・資本市場の動向を踏まえた発行条件の適正化等、適切な国債管理政策に関する方針を確立するよう努めること。

一、財政支出のうち、不要不急の経費を削減するとともに、補助金行政の洗直し、特殊法人の経営の見直しを行うなど、抜本的な行財政改革を行うこと。

一、財源対策としては、負担の公平化に一層努力し、中長期にわたる基本的展望に基づいて見直しを行うこと。

一、公衆電気通信事業の公共性にかんがみ、日本電信電話公社の臨時国庫納付金が料金値上げ等利用者の負担を増大することのないよう、職員の積極的な協力を得つつ能率的な公社経営を可能にする諸般の改善を行い、経営基盤の強化に努めるとともに、政府においても公社設立の趣旨に基づき、経営の主体性が十分発揮されるよう努めること。

一、日本中央競馬会については、政府の指導監督と自主的な経営努力を通じ、業務の適正な執行を図るとともに、競馬従事者の地位の安定に努め、競馬の健全な発展に資すること。

以上であります。

委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(中村太郎君) ただいま藤井君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

○委員(中村太郎君) 全会一致と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡辺大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。渡辺大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮したいと存じます。

○委員(中村太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中村太郎君) 次に、アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大木正吾君 最初に渡辺大臣にお伺いいたしますが、ハワイでアジア開銀の総会が持たれた模様でございますが、御出席大変御苦労さんでございましたけれども、その際の問題として、新聞報道ですと、順調に開銀の貸し付けあるいはそれによつて途上国の経済成長その他いろいろの報告が新聞には出ておりましたし、同時にまた、一部の新聞には、渡辺大臣のりっぱなお話が報道されておりましたので、大変関心を持って拝聴いたしました。

伺いたいことは、これらの問題につきましての大臣の所感といましようか、これの中での開銀

が果たしているアジアの途上国に對しての役割なり、今後の言えば展望といましようか、そういったものについての所感がございましょうか、冒頭に伺いたいのであります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) アジア諸国も、インドネシアを除き大部分の国が非産油国というようなこともありまして、やはり国際収支の赤字それからインフレ、こういうことについては同じ共通な悩みを持つておるわけでございます。したがって、ぜひとも先進国がこれらの経済の停滞に對してより積極的に、いろいろな商品援助とかあるいはプロジェクトとか、そういう面で協力してもらいたいと、なおアジア開発銀行に對する出資等も予定どおりやってもらいたいというような点が強く印象づけられたわけでございます。

日本といたしましても、これらの国は隣の国であると同時に、やはり貿易上非常に重要な国でございまして、それらの国が経済の破綻をするというふうなことは困ることでありまして、したがって、先ほど申し上げましたように、厳しい財政事情ではございますが、日本としては今後五カ年間の政府開発援助について、国の予算総額をこれまでの五年間の総額の倍にするということを目標にがんばりたいということも申し上げました。それと同時に、私が申し上げたのは、ただ援助をしてそれがむだ金になつてしまつたんでは国民の方から、大変、増税もしたりあるいは歳出カットをして補助金を切ろう、生活も切り詰めてもらおうというところで、海外経済協力は倍増していただくことですから、それは日本の財政事情は非常に厳しい中にある。インフレとの戦いもある。そういう中で出すのでありますから、これは協力を受ける国の方も貴重な金だというように考えてもらわなきゃ困りますと、当然それについては自助努力といふんですか、自分たちもたまたまええいというんじやなくて、やはり努力をしてそれらの先進国の協力を有効に生かしていくというための自助努力というものもやっていたきたい、これ

が両方が組み合つて初めて経済協力援助というのが車の両輪のごとく進められるものでありますというふうなことを公式、非公式両面において申し上げてきたところであります。かなり御理解は得たと思ひますが、日本などに対する非常な期待が過剰になつては困りますので、期待過剰にならないように注射を打つたと言つちやちよつと語弊がありますが、そういう意味ですね、あらかじめ申し上げておいたわけであります。にもかかわらず、やっぱりかなり期待はどうか大きそうだという印象を受けたのも事実でございます。

○大木正吾君 アメリカのマクナマー副長官とお話し合いの中で、アメリカはレーガン政権になつてから、こういうような国際機関よりも二国間にウエイトを置くということで、恐らく第三次の基金出資についてはしないんじゃないか、こういうふうにご感ぜられるんですが、その辺の感想はいかがでございますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) アメリカは約束したことを出さないとは言つてないんですね。それは出します。出しますが、ことし幾ら出すか来年度は出すかと、こう言われてもまだ固まらないう、額は、言うなら総額は出すが、後ろ送りにしてもらいたいというニュアンスが強かつたということなんです。

○大木正吾君 アメリカの問題については後ほど伺いますが、フィリピン、例としてこれは挙げられてもございませうけれども、最近大統領選挙があるわけでございますけれども、大統領選挙について反対派のアキノさんあるいはラウレルさん等がポイコットしたと、こういうことがありまして、これはどうですかね、大統領選挙が、一方がポイコットし、一方は自分が信頼といたしますか自分の派に立つ最高裁長官等は定年延長をしてまでもたせるとか、たぐさん問題あるようですけれども、こういう国々が相当大きなウエイトを占めていて日本あるいはこういったアジア開銀の利用国なんです、政情の不安定問題等について、あるいは

こういう資金がフィリピン等では国民なりその国の勤労者のために使われているかどうか若干疑問があるんですけども、フィリピンの政情不安定とこういった要するに日本からの協力あるいは援助等との関係についてどういふ御感想ですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) この政情の問題も常にわれわれが気をつけなければならぬことだと思っております。しかし、この政情不安定というものはフィリピンだけでなく、その他の大国においてもいろいろみんな、必ずしも安定している——日本のように安定している国はむしろ少ないと私は思っております。しかし、それがデモンストレーションだけに使われて、その結果、本当に民衆のためにあんまりならなかったというようなことは困るわけでございまして、過去にインドネシアの賠償援助等には、これはスカルノ政権時代のことでございしますが、かなりひどいものがあったことも事実でございまして。したがってその二の舞いをするようなことは困るということから、なるべく農業部門というような部門とか、本当地地について優先的にやっていく必要があると。でかいプロジェクトつくっても、電気の使い道もないところにかい発電所なんかつくったりした例もなきにしもあらずですから、ですからそういう点は、今後の援助については十分に配意してまいりたいと。国柄がいろいろございましてね、フィリピンにはフィリピンの行き方があるんだらうし、日本とは全く同じにするといつてもできない話でもございまして、それぞれ主権があつてやつていこうと、干渉がましいこととはわれわれは言えない。言えないけれども、常にそういうような政情等については重大な関心を持ちながら、頭のどこかすみっこにそういうことを入れておきながら援助問題はやっぱり進めるべきものであると、かように考えております。

○大木正吾君 例としてフィリピンを挙げたわけですけども、大統領選挙でもってこれをポイントとする。宗教的な対立もある。同時にいま大臣がおっしゃったとおり、あそこはたしか二回か三

回ぐらゐ稲の収穫がある、できるんですね。農業の開発等していきますとできるわけですから、ぜひこういふ国において、依然としてアジアは共通して貧富の差が激しいですからね。そういう問題について、日本が内政干渉がましいことはできませんけれども、やっぱり開銀等を通じてどう使われているかについては十分これから関係の向きでは、総裁が日本人ということもございまして、大臣の関係の方が多いわけですから、そういう面を生かせるように私はぜひ希望して、たまたま大臣が四月月未行ったようですから、このことと関連して、法案に關係なかつたけれどもちよつと伺つたわけですか。

さて問題は、この法案の問題についてでございますけれども、最初にこの二つの法案につきましても、アフリカ開発銀行ですね、同時に一次産品共通基金両法案についての目的について、書いてあるから読めとおっしゃればそれとおなりなんですけれども、書いたことを中心にしながらし説明していただけないか。

○政府委員(大場智満君) たいだいの二つの機関につきましても、この御質問でございまして、まずアフリカ開発銀行でございますが、アフリカ開発銀行は主として域内諸国、アフリカ諸国大体いま五十一カ国ございまして、そのうち五十カ国がこのアフリカ開発銀行に加盟しております。それで一カ国と申しますのは南アフリカ共和国でございまして、この五十カ国の域内におけるプロジェクト開発、これにつきましてもアフリカ開発銀行が融資することによりこれらの国の発展並びに国民生活の安定に寄与している、この機関に私も今度加盟することになりますのは、やはり域内諸国五十カ国だけでは資金面における対応が十分でないということがあつたのだらうと思つて、そこはアフリカ諸国の自主性を保ちながら、同時に資金的な補強も図るといふのが、今回日本を初め域外諸国を加へまして、この銀行の資金規模の安定を図ることに至つた理由かと思つております。したがらしまして、わが国といたしまして

も、新たに加盟する他の域外先進諸国とともに、この銀行の円滑な発展に寄与していきたいというふうに考えているわけでございます。

それから、共通基金でございますが、共通基金の目標は、私はやはり一次産品の価格の安定並びに開発にあると思つて、もともと共通基金は、もう先生御承知のことでございますが、商品協定、いろんな商品協定がございまして、すずとか天然ゴムとか砂糖とか。その中には緩衝在庫と申しまして、価格が下落するときにはその産品を買ひ、価格が上昇するときにはその産品を売るといふ緩衝在庫機能を持つている商品協定があるわけでございますが、こういった商品協定の中央機関と

いいますか、中央銀行みたいな役割りということも設立が図られたわけでございます。ですから、商品協定が資金不足している場合には、この共通基金が資金を供与してやる。また将来、仮に各商品協定がお金持ちになつたような場合にはその資金を預かるというような機能も考えられておられるべきだと思つて、そういうところにこの共通基金の目標があると思つて、ですから、当初、むしろ開発途上国としては、この共通基金をできるだけ大きな機関にして、それからまたソブトな金をできるだけ出すような機関にしてみらせば、この共通基金があることによつてむしろ商品協定の設立が促進されるということを考えたよう

でございます。その辺、資金面での先進諸国の協力の可能性と、こういった開発途上国の要望とを調和させた形で現在の共通基金が設立されているということもございまして、以上がこの共通基金の目標になつていられるわけでございます。

○大木正吾君 アフリカといふと大変遠い国だといふ感じが、同時にまた、もつたないないといふ感じが、そういう感じもなきにしもあらずだと思つて、ただ、国連加盟の百六十五カ国前後の国の中でも三分の一ぐらゐを占めて出ない途上国ですから、後発的な開発途上国、こういうふうになるでしょうが、そういう国々がア

フリカにほとんど占めていられると、こういう状態ですわね。結局、やはりいま大臣もおっしゃつたんですけれども、アジアが一番大事なことはそのとおりなんです、もう少しやつぱりこの法案の提出する中身について、文章づらのことはとやかく言いませんが、われわれ自身が中近東なりあるいはそういったところに関心を持つ、同時に、日本は工業国ですから、どうしても原材料が欲しいわけですから、そういうことと関連して、また人道的な援助も必要でしょうし、しますから、要するに、この種の開発銀行に対する投資あるいは一次産品共通基金ですね、こういったものに対する日本の認識ですね、こういったものを高めておきまさんと、アメリカとソ連が大変な大きな国で、確かに軍事大国ですわね。軍事大国だけれども、政治的にはやつぱりあつた三百万の国でも一票持つていられるわけですから、国連ではもう三分の二以上の力をすぐ持つてしまふ、第三世界というもので、そういうことがありま

すから、やはりこういった法案を出す際にはそういうことの意味合いがもう少し日本の国会的に理解ができるようにもつとこういふ地域を重視する立場ということが私は法案の中身あるいは特に説明の中で結構ですから欲しかった、こういう感じがするんですが、そういうことについての所感と、なぜアメリカがこの第二の窓に対して出資の見送りをしているかですね。この辺はむしろ日本がこれにひついていまして第三世界を敵に回すこと、アメリカはそういう傾向を持っていますけれども、非常に危険な道に入り込む心配を感じるんです。ですから、特にアメリカの第二の窓に対する出資見送りについてどういふ理由から来ているか、それについて聞かしていただけないか。

○政府委員(大場智満君) まず、アフリカを重視する必要があるという先生の御指摘、そのとおりだと思つております。

で、まあ今回はアフリカ開発銀行を通じての協力ということでの法案を出しているわけ

ございませうが、二箇間におきましてアフリカ諸國の、つまりわが國の援助に占めるアフリカ諸國のウエートでございませうけれども、やはり徐々になつてきておりました、最近時点ではおおよそ一〇%ぐらい、まあ東南アジア諸國が七〇%を占めておられるわけですが、あと中近東諸國それから中南米諸國それからアフリカ諸國がおおよそ最近では一〇%ぐらいのシェアになつておりました、私どもとしてはアフリカ諸國の重要性を認識して、それらもついででございませう。

それから御質問の第二、共通基金の第二の窓といひますか、第二勘定に対して米國が拠出しなかつたのはなぜかという御質問でございませうが、米國は御指摘のように、第二勘定の設置は支持するけれども拠出しなかつたという立場でございませう。これはまあ幾つか理由があるかと思ひますが、やはり最大の理由は國際機關の資金の流れがいろいろな機關からの流れによつて重複される可能性がないか、特に世銀等の既存の機關がやはり一次産品を對象とする資金供与を行つておられるわけでございます。そういったことで既存の機關との重複と、あるいは屋上屋を重ねるといふようなことに對して若干批判的であつたのではないかと、そういうことがこの第二勘定の設置は支持するけれども任意拠出は行わないという米國政府の決定になつたのではないかと、いふふうに見えておられます。

○大木正吾君 いまのアメリカの出資見送り、見送りですからしなさいと言つてないんで、送り、じゃ将来はこれを出資する可能性ありと、こういうふうな御判断されておられますか。

○政府委員(大場智清君) 出資、第一勘定の方はアメリカも協力して行くと思つてございませうが、この共通基金の第二勘定に対する任意の拠出は私はアメリカは行わない可能性の方が強いのではないかと、もちろん私も米國の任意拠出を期待するものでございませうけれども、行わない可能性の方が強いのではないかと、いふふうな考へておられます。ただ、任意拠出の予定額は、まあ目標額といひますか、二億八千万ドルに對しまして現在

までの予定額が大体二億二千五百万ドルぐらい、約八〇%ぐらいに達しておりますので、まあ本基金協定の発効要件の一つには該当するものでございませう、この第二勘定の方も動き出して、それから当面運営に支障はないといふふうに見えておられるわけでございます。

○大木正吾君 まあ結果的にはその十八品目の中に小麦なんかが出ておることとか、それから同時に、政治的な援助にだんだんだんだん傾斜していく問題などの背景というものがやっぱりこのことに關係しているといふような私たちは感じを持つておられます。だから純粋にあつちこつちのいろんな基金があるから云々と言つただけでは、だつたら日本も同じ立場でいいわけですから、だからそういう意味合ひで、やっぱりアメリカがこの第二の窓と言われまふところの部分に對して出資をしないことは、外務省としてはむしろこれはやっぱりアメリカに對しても、いままようど鈴木さんと伊東さんが行つておられるわけですから、今後継続的に出資をしないといふことを言うお気持ちはないでございませうか。

○説明員(内田富夫君) 御説明申し上げます。御指摘のように、アメリカのモンファンドに對します考え方は、わが國の考え方と少しく違つておられるところがございます、この點に關しましては、わが方の立場を十分説明し、かつアメリカが積極的な方針をとることを検討するようにいたびたび接觸をしておるところでございませう。こういう方向でアメリカ側との対話を重ねてまいりたいといふふうな考へておられる次第でございませう。

○大木正吾君 この問題、余りしつこくやりませうが、とにかく中国とかカナダ—カナダはもちろんで、非常に経済的に厳しい中国なんかでもこれに出資して、拠出しては行かぬ。そういうふうな考へておられますと、アメリカ自身はだんだんだんだんどうか、こういうもので、これはもう二箇間援助じゃありませんから、共通基金ですからね。こういうものについては、日本

が少し、言へば立場上アメリカさん悪くなりませうといふことぐらい大胆にやばり言つて、そうして調子合はしてらう方が私はアメリカのためにいいと、こういう判断ですから、ぜひいまの考へ方を持ちながら今後も話を継続してもらいたい、特にこれは外務省に對してお願ひをいたしておきます。

次に、日本のこれは開發援助なり協力の実態なり展望についてでございますけれども、〇・七というの國際的な合意になつておられるはずでありますと同時に、本年の一月二十三日のこれは閣議です、企画庁が提起しました、さつき大臣がおっしゃられた五年間倍増問題、これについての言へば見通しですか、年次計画、そういうものがありましたら説明してください。

○説明員(西谷浩明君) 御説明申し上げます。政府開發援助の中期目標でございませうが、本年の一月二十三日、外務省、大蔵省、通産省並びに經濟企画庁の間で、四省庁におきまして相互の意見を調整いたしました、新しい中期目標を定められたところでございます。

その骨子でございませうが、一つは、ODA—政府開發援助を積極的に拡充いたしました、引き続きGNP比の改善に努めるということでございます、もう一つは、一九八〇年代前半五年間の政府開發援助の実績総額をこれまで五カ年間の総額の倍以上とするということが骨子でございまして、これに基づきまして政府開發援助に關連します國の予算等々について所要の措置を行うということでございます。

で、中期目標による五十六年度からの五年度、五十六年度から六十年度のODA關連一般會計予算の累計はこの二倍でございませうので二兆四千八百八十八億円になるわけでございます、単純に五カ年間の伸びで見ますと、一・一四倍ということになるわけでございます。

○大木正吾君 これは予算委員会に出た大蔵省の資料、きょう参考を持ってまいりましたけれども、五十六年度が四千二百五十四億円で一・三%ですか、二%ですか、それから五十七年度が四千七百三十億、五十八年度が五千二百七十億円で、その次は五千八百六十億、こういう数字が出ておりました、若干数字に變動あるかもしれませうが、大まかに類的には五年間を加えていきますと大体倍ぐらゐの額になるという感じは持たせませう。ただ問題は、國際的に合意されておられる〇・七%の水準との關係では、GNP比について大体何%ぐらゐになるというめどなり見通しですか。

○政府委員(大場智清君) ODAのGNPに占める比率でございませうが、最近時点では、七九年で〇・二六%でございませう、恐らく、次の年度といひますか、昨年度はまだ計數整理ができておりませんが、〇・三%近くまで上がつていくのではないかと、この感じが持っております。私どもとしましては、これはGNPの大きさとかその他諸要因によつてなかなかむづかしい問題でございませうが、できるだけこの比率を高めていきたいといふふうな考へておられます。

○大木正吾君 大臣にこれはちょっとお願ひしておきたいんで、財政が苦しいことはお互ひに認識し合つておられるわけですが、〇・二六とか〇・二七とか〇・三〇ということでは、少しくやばり日本が軍事問題よりも經濟問題でもって世界の經濟に協力しようという立場をとるからには、これはGNPとの比較論が常に出てくるわけですから、この比較論はやっぱり國際的には抜け切れない、これからは別の比較論はないと思ひますから、〇・七%をめどにしようという國際合意、目標とは言いながらも、

これが結局〇・三から四ぐらいいまでいくかどうかという点では少しく問題が残る、こういう感じなんです、こういった問題についても少し額をふやすというふうなお気持ちはありませんか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 国際経済協力援助の問題は、よその国との問題ももちろんございませうから、アメリカなども経済規模は非常に大きい、そのためにアメリカもGNP対比ではヨーロッパなどよりも少ない、比較的少ないわけでございます。日本も額としてはその遜色がない。ただ、GNP対比で足りないじゃないか、もつとふやせという議論のあることも事実でございます。しかし一方、国内で財政再建というふうなことをやっておりますという状況の中で、国際的に宣言をしてしまつて、後実行しなかつたということでは、これはもつと不評を買つたという問題もございませうので、実行可能な数字を出して、着実にそれを実行していくということの方が信用されるんじゃないか、そう思っております。今後の経済事情や国際事情等を見た上でどうするかというところは、上乗せするかどうかというところは今後の問題として、とりあえず現在では実行できるところだけを公にしてあるということでありませう。

○大木正吾君 それでは、経済援助の増額について今後とも御努力をいただきたいということをお願い申し上げます。

さて、経済協力の理念でございますけれども、これについて最近少しく変化してきています、こういうふうにご感じおられるわけですが、外務省等ではこれについては特段の、かつてのピアソン報告とかあるいは八〇年のプラントの委員会の報告等々関連しまして、日本の最近の考え方に態度は変化があるかないか、それについてまず答えてください。

○説明員(中村順一君) 御説明いたします。先生御指摘のピアソン報告、これは一九六九年に作成されたわけでございますけれども、なぜ援助を行うかという点につきまして、これを道徳的

な義務というのと、多少訳語で日本語としては聞き取りにくいかもしれませんが、啓蒙された建設的な国益の観念という二つの点を挙げております。ここに言います啓蒙された建設的な国益というのは、言いかえますと広い意味での国益というふうな理解ができるかと思ひますけれども、そういう広い意味での国益というところも一つの経済援助の理念として掲げられております。その十年後にプラント報告というものが発表されたわけでございますけれども、そのプラント報告におきまして、ピアソン報告に言ひますところの広い意味での国益の考え方を相互利益という概念でとらえております。また同時に、人道的な考慮というところもヒューマンソリダリティー、人間的な結びつきという形でプラント報告に言ひられております。そういう二つの観点からプラント報告等に挙げられております相互依存あるいは人道的な考慮という二つの観点につきましては、わが国の経済協力の基本的な考え方として、日本の場合にも当てはまるものと考へております。すなわち、私どもの理解といたしましては、経済協力の目的というのは開発途上国の経済社会開発を支援し民生の安定、福祉の向上というものに貢献するところにあるというふうな理解をいたしております。

○大木正吾君 そういふ考え方ににつきまして、これは経済協力の理念と言ひましようか、そういう意味合いにおいてそのことを確実に守っていくというふうに、きょう大臣おられないんですけれども、外務省当局の今後変わらざる理念だということを再確認してよろしうございませうか。

○説明員(中村順一君) 先ほど御説明申し上げました相互依存と人道的な考慮というものは、世界各国、現在共通いたしました経済協力の理念というふうな言ひかたと思ひます。私、日本の場合にも、したがひまして経済協力を考える場合の二つの基本的な考え方ということで、今後ともこの考えに基づいて経済協力を考えていくということにならうかと思ひます。

な援助ということとはわりあいに排除するような報告のニュアンスを持つております。同時にプラント委員会の場合でも同じような趣旨がありまして、南北問題の、やっぱり生き残り問題などの言葉も相当激しく使つておりました、やっぱり先進国の頂上会談も結構だけれども南北サミットもやたらどうだと、こういう提起もあるわけですね。そうしますと、具体的にどの言葉がどういふふうに通うかということの指摘はちよつとできませんが、いまのお話で、七対三ぐらいで先進国もそうなつていふ話との関係では、二国間援助というのはどうしても政治的な政策的な意味合い、もつと言へば軍事的な面を持つてきますから、そういう意味でも私たちはやっぱり国際機関を通じての援助が一番望ましい、こういうふうな考えでおられるわけですね、いまのお話の中でも、たとへば七対三というのはアメリカとかあるいはフランスとか、そういう例がもしもありませんが、西ドイツはどういうふうになつていませうか。

○説明員(中村順一君) 私ども、二国間援助と国際機関を通じての援助というものは相互補完的に考へていかなければならないと思ひますし、双方を進めていく必要があるかと思ひます。一般的に二国間援助の方が機動的に運営ができ、外交上も効果的であるという面はございませうと思ひますけれども、他方、国際機関を通じての援助の長所といたしましては、第一に、多数の国から広く融資財源を募りまして多数の国に対して資金協力をを行うことができるわけでございます。そういう意味で資金の効率的な活用を図ることができるということ。第二に、国際機関の専門的技術的能力を基礎といたしまして広い視野からプロジェクトの選定及び実施を行うことができること等の長所がございませうと思ひます。私どももいたしまして、こういう長所を持つております多数国間援助もあわせて推進していく必要があるかと考へております。現在、わが国の二国間援助と多数国間援助の割合は大体七対三の割合になつておられるわけでございますが、これは先進国の二国間援助と多数国間援助の割合とはほぼ同程度でございまして、この七対三という割合はおおむね妥当ではないかと、かように考へておられる次第でございます。

○大木正吾君 さっきのピアソン報告はもつと理念がはつきりしております、お答えがさつきあったとおり、まさしく人道的、道義的ということが相当優先され、そして政治的な同盟とか政治的

な援助ということとはわりあいに排除するような報告のニュアンスを持つております。同時にプラント委員会の場合でも同じような趣旨がありまして、南北問題の、やっぱり生き残り問題などの言葉も相当激しく使つておりました、やっぱり先進国の頂上会談も結構だけれども南北サミットもやたらどうだと、こういう提起もあるわけですね。そうしますと、具体的にどの言葉がどういふふうに通うかということの指摘はちよつとできませんが、いまのお話で、七対三ぐらいで先進国もそうなつていふ話との関係では、二国間援助というのはどうしても政治的な政策的な意味合い、もつと言へば軍事的な面を持つてきますから、そういう意味でも私たちはやっぱり国際機関を通じての援助が一番望ましい、こういうふうな考えでおられるわけですね、いまのお話の中でも、たとへば七対三というのはアメリカとかあるいはフランスとか、そういう例がもしもありませんが、西ドイツはどういうふうになつていませうか。

○説明員(中村順一君) 私の手元に正確な数字がございませうが、大体各国とも七対三ぐらいの割合で二国間援助と多数国間援助の割合を考へているようにございませう。西ドイツにつきましては、七九年の割合でございませうけれども、三五・五％というところで、三割よりも少し多くなつていふ現状でございませう。

○大木正吾君 日本の場合の例をちよつとパーセンテージで示してみたいんですけれども、七五年が二国間援助の方が八に對して国際機関が三で、すね、大まかな数字ですけれども、七六年が七・五に對して三・五、七七年がちよつとこれは非常にいい傾向を持つてきたんですね、九に對して五で、すね、大体二分の一強ぐらいに国際機関に対する援助が大体ふえてきていられるわけですね。七八年から七九年にかけまして、アメリカの政策が少しく変わつてきましたからまた逆転してきていられるわけですね。こういう数字について外務省は、どういふ原因でもつてこうなつたかについては説明できますか。

○大木正吾君 さっきのピアソン報告はもつと理念がはつきりしております、お答えがさつきあったとおり、まさしく人道的、道義的ということ

○説明員(中村順一君) 先生が御指摘のとおり、年度によりまして多少二国間の援助の割合と多数国間、国際機関を通じます援助の割合が上下いたしておりますけれども、一つ一つについての原因というものがあろうかと思いますが、おおむねある年に、国際機関の出資金の払い込みの時期というものが集中する年あるいは比較的少ない年等がございます。これが年度によって数字が変動する一つの大きな原因であろうと理解しております。

○大木正吾君 ちよつとわからない、もうちよつと具体的に話をしてくれませんか。これはもう七八、七九年、済んだ年のことですから、非常に極端に七七年がバランスがとれてきて、要するに八億九千万ドルですか、それに対して五億二千万ドルぐらいで、だんだんだんだん七六年、七七年と二国間が減りまして、国際機関を通じる援助が増えてきてウエートを増してきているわけですよ。ところが七八年、前大統領と大平さんとの話し合いがあったかなかったかのころからまた逆にこれが一五・三対六・八とか、三分の一ぐらいから、七九年に至りましてはもつとひどく、一九・二に対して七・一とか、大分減ってきている。この傾向値がずつといくのかどうかということがこっちは心配なんです。単なる年度ごとの数字の計算の仕方が違ったからということじゃちよつと納得できぬでして、今後一体どうなるんですかということを含めて説明してもらいたいです。

○説明員(中村順一君) 私どもといたしましては、先ほど御説明申し上げましたように、二国間援助と多数国間援助の割合というものが大体七対三というものがおおむね妥当であるという認識でございます。これからは引き続きその割合というものが一つのめどになっていくだろうというふうに考えております。

○大木正吾君 それでは、伊東さんがおられないし、外務委員会でもありませんからあんまりこのことをしつこくやっても仕方がないんですけど、渡辺大臣はおられたから御記憶のほすで

ございませけれども、予算委員会におきまして、わが党というわけではないんですけども、予算委員会の中の議論で、たとえば中東のオマーンに対する援助とか、それから中南米といいますが、カリブ海に面するジャマイカの問題とか、これについて実は予算委員会が質問があったんですね。当時の伊東さんのお答えではそういった話は聞いておりませんか、非常に外務省側の説明というものは冷たかったんですよ。そんな気ぶりもないという話がありました。

○説明員(中村順一君) 先生御指摘のとおり、三月の十一日にジャマイカのキングストンで世銀主催のジャマイカ援助国会議が開催されたわけでございますけれども、この会議におきまして、日本政府といたしましては二十一億円までの円借款というものを供与するよう意向表明をしたわけでございます。これはジャマイカが現在非常に経済困難に直面しております、そういう経済困難を踏まえてジャマイカの政府首脳からもぜひ日本からも協力をしてほしいという要請がございます。それに基いて協力をしたわけでございますが、私も政府部内におきまして、世銀主催の会議の開催直前までいろいろ部内で検討をしております。直前に方針を決定いたしました意図表明を行つたという事情であったと理解しております。

○大木正吾君 オマーンはどうかのね。

○説明員(中村順一君) オマーンにつきましては、現在日本といたしましてはオマーンの民生の

安定、福祉の向上に貢献するという観点から水資源あるいは農業開発の調査等の技術協力を行つていられるわけでございますけれども、今後の協力の進め方につきましては伊東外務大臣からも御発言がありましたようにいまだ具体的な結論を見るに至っておりませんが、ただ同国の重要性にかんがみましてさらに検討を進めたいと考えておる状況でございます。

○大木正吾君 大臣がいなくてもですから質問もあんまり気が乗らないんですけども、きょうあたりまたアメリカでもって、ワシントンで総理とレーガン、あるいは外務大臣と関係者の話が進んでいられるかもしれませんが、予算委員会の開催中にはいまの話についてきわめてあいまいに、言えばごまかしてといってしまうか、あいまいな答弁がありまして、その後の今度は総理の訪米等の関係の中でこういった問題がどんどん出てくるというところは、私たち政治に関与する者にとつてきわめて国民に対して説明のつかないものなんです。そういうことであります、これは外務委員会等でもってまたやっていたか確認をしても、そこでこれは非常に心配なことなんで確認をしてどうしてもおきたいのでございますけれども、アメリカのいまのレーガン政権の、言えは国際的な軍事政策、軍事力の展開政策なり、あわせて経済援助政策がきわめて政府関係あるいは国際関係機関を通じての援助から二国間援助に変わっている。同時に、二国間援助はきわめて政治的な援助に、言えはめり込んでいっているわけですね。それについては外務省はどういうふうにお考えですか。

○説明員(中村順一君) 先生御指摘のとおり、確かにアメリカは戦略的に重要な地域に対する援助を強化しようという意向のようでございますけれども、日本といたしましては、やはり南北問題解決への貢献という見地から、先ほど申し上げましたような相互依存と人道的な考慮という二つの観点に基づきまして経済協力を進めていきたいと考えております。

○大木正吾君 しかし現実には、そうおっしゃら

れましてさっきの、言えは二国間援助とそれから国際機関を通じての援助のウエートがだんだんまたまた七対三だから結構だと言いながらも、七六年、七七年には相当接近してきたものがまた開き始めているという傾向、この傾向は七対三でもつとずつと持続できるかどうかということもあり、同時に、七の方の中のウエートがさらにアメリカの要求によって政治的な援助を、言えは軍事援助を前提といましようか、そういったことを前提とした中で経済二国間援助、こういうふうな政治的な援助にだんだん鮮明になっていく、こういうふうには私は感じるんですが、そういうことはありませんか。

○説明員(中村順一君) わが国が軍事面での経済協力をいたさないということは当初よりの確立した方針でございます、それを踏まえましてかつ経済協力の理念をいたしまして、相互依存と人道的な考慮という二つの観点を私ども認識しているわけでございます、その二つの大きな理念に基づきましてこれからの経済協力も進めていくというふうにお考えおるわけでございますので、先生の御指摘のような懸念はないものと考えております。

○大木正吾君 オマーンに対する援助とジャマイカに対する援助は、一体いまおっしゃられた理念と合致するんですか。

○説明員(中村順一君) ジャマイカに対する援助につきましても、先ほど御説明申し上げましたように、ジャマイカの大変な経済困難に対しまして日本として協力の手を差し伸べようということでございます。オマーンに対しましては、やはり先ほど御説明申し上げましたように、オマーンの民生の安定と福祉の向上に貢献するというもので、これまで水資源の開発とかあるいは農業開発のための調査とか、そういった技術協力を進めてまいりましたわけでございますので、私どもの考えております相互依存と人道的な考慮という経済協力の理念に合致しているものと考えております。

○大木正吾君 こういった国には、将来アメリカ

の軍事基地ができる心配はないんですか。

○説明員(中村順一君) 私どもといたしましてはあくまで民生の安定、福祉の向上という観点から経済協力を進めておるものでございますので、経済協力というのはその国の住民の生活水準の向上、経済的な力の増加ということを目的としておるわけで、そういうことを通じて一つの経済的な安定、政治的な安定というものがつながらることを希望しておるわけでございます。

○大木正吾君 レーガン政権が登場しましてから、ものすごい勢いで進んで上国に對する「戦略的援助」に重点、日本に同調を求める、これは二月の新聞ですけれども、こういう記事があら、日本側とすれば余りこびどくやられるよりも、もう少しアメリカに反省を求める、こういう意見も若干出ていないこともないんですが、私自身が見ていると、オマーンとかジャマイカは代表的な例でしてね、恐らく日本のこれからの援助のあり方はアメリカに相当影響をされると思いますよ、完全追随とは極端に申し上げませんが、西側という枠の中での問題として軍事的な意味合いを前提としての経済的な援助です、そういうウエイトをどうしても持たせてしまおうと、こういうふうに見るんですが、外務省はあくまでもそのことについては、そういうことへの心配はないというふうには確信を持って答えますね。

○説明員(中村順一君) 先ほど来御説明申し上げましたように、私どもといたしましては経済協力の理念といたしまして相互依存と人道的な考慮という二つを掲げて、そのもとで経済協力を推進してまいりついでございますし、日本の援助政策というものは、そういうわが国の独自の判断で実施してまいりついでございますので、この基本的な考え方というのは今後とも変わりがないというふうには確信しております。

○大木正吾君 大衆確信を持った御答弁で結構な話なんですが、私が一番心配しますことは、たとえ皆さん外務省なり——アメリカのレーガン政

権が仮に国連なりあるいはいろいろなUNCTAD会議とかサミットその他の問題の国際会議の席上で、いわば少数派から孤立ですね、そういうこともあえて辞せずという気持ちでもってこれからの外交政策を展開されるという、そのことが翻つて日本の利益とあえて申し上げません、国家のために、国民のためになるという、孤立してもいいんだと、こういうお気持ちで、いわゆる日本の技術革新なりあるいは経済政策そのもの自身が、資源小国でもって、とにかく製造業を中心とした輸出でもって生きていく国ですからね、アメリカとは違ふと思つて日本という国を見なくちゃいけないと思つておられますよ。アメリカの援助と外交政策と明らかに違つていかなくちやいかぬはずですね。しかし、だんだんだんだん引張り込まれていっているわけでしょう。そういうことを心配するから申し上げているわけですよ。

たとえば百六十何カ国の中で、アフリカ関係でもって五十何カ国ですね。そしてこれに上手に言えば東のグループが乗れば七十カ国です、アジヤ、ラテンの幾つかの国が乗れば百カ国です、そして日本に對してあるいは先進国に對して、アメリカに對して非難が始まりますれば、これは明らかに採決で少数派、三分の一以下になつてしまふんですよ。そのときでも、日本は結果的にはそういう声に余り耳をかきなくならず、今度はいわば中近東とアフリカとは非常に近い国ですからね、これは同時にアフリカにはいろいろな鉱物資源もありましようし、中近東には油があるわけですから、だからそういうこととの関係をじっくり考へているかどうか、私は外務大臣じゃないから、それは自分でもって自分が日本の外交政策を展開することはできませんけれども、非常に心配なんです。だからしつこく聞いているんですが、もう少しそういうことについてアメリカに追随をしないと、日本は日本として日本の立場を貫いて外交政策を展開する、こういうことについて外務省の所見も聞きたいし、渡辺大蔵大臣お疲れでもってお休みで

ございますけれども、ひとつ大臣にも、これはどうしても一言やっぱり確信ある——ひとつ隣の方からちょっとメモでも入れていただきまして、そして話を聞かしてもらつておきたいんですが、

○説明員(中村順一君) 日本の基本的な認識でございます相互依存と人道的な考慮という二つの点、日本だけでなく世界の各国の共通する経済協力の理念というふうには言えるんだけれうと思つておられます。そういう意味で、日本の考へておられます経済協力というものの考へ方というものは決して各々と乖離したものでなく、また開発途上国からもそういう相互依存と人道的な考慮に基づく経済協力というものはこれまで非常に評価されておられますし、今後ともそういう理念に基づいて経済協力というものは開発途上国からも引き続き理解され、感謝されるというふうには考へておられます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 最近、確かに大木委員のおっしゃるような傾向が出てきていることを否定はなかなかできないと、そう思つておりますが、日本は日本でございますから、何もアメリカと全く同じにやる必要はないのでございまして、特に先ほど私が言つたように、経済援助をするときその国の政治姿勢なり経済的効率的な運営がないとむだになることもあります。そういうときに二国間では言いつらい問題もございまして、むしろ多国間とかあるいはこういうふうな国際機関を通じて援助をすれば、その国を通してその中の経済運営について助言を——ある程度大つぱらで助言もできますので、そういう点ではプラスになることが多いわけですね。したがって、どれぐらいがいいのか、まあまあ多国間援助だけをふやすということも、これも二国間の友好問題もございましてしむずかしいんです、これはなかなか。だけれども、要するに多国間援助を減らさないようにしながら、しかも有効に資金が使われるようにいろいろな工夫をしていかなきゃならぬだろうと、そう思つております。

○大木正吾君 外務省からもう一遍聞きたいんですが、私が聞いたことに対して答へられていないので、もう一遍、時間の関係もございませんが、聞きますが、要するに日本という国は、これはあくまでも資源小国で、経済問題が強い、同時に生産力、技術、そういうものなどが総合した中でで上がった国ですからね。ただ、国際外交という問題ではやっぱり資源というものを大事にして、こちらに言えば輸入ができる状態を常につけておかなきゃだめでしょう。渡辺さんもたしか前回の委員会でおっしゃったはずなんですが、これは要するに資源を輸入して生産をして、そして石油を買つたりしなければならぬし、日本はOPECと違ひますけれども、やっぱり経済的に強い力でもって援助をしていく、こういうことをおっしゃっているわけですね。そうすると一番心配なことは、アメリカとソ連と、どっちにひついているもこれは困るんですよ。最近の卑近な例ですと、たとえばアフガン問題でもって、あなたアメリカがもう日本に何の断りなしにばかっつと小麦のソ連への輸出解禁やつたじゃないですか。ああいったことがどんだんだん起るし、中国の承認のときもそういうことなんですよ。私やっぱり申し上げたいことは、非常にこの法案自身は賛成でもって、こういう法案はぜひしてもらいたい、もっと、一〇%ふやしてもらいたい、こういう気持ちもいたしますが、とにかくこういう途上国を敵に回すという国際会議の雰囲気の中に日本が巻き込まれては日本の外交政策は誤る、こういうふうには考へるものだから、その辺のことについて——アメリカは盛んに、自分の国は資源があるからいいんですよ、これはある意味では、しかし、日本は違ふんだから、そのところをわきまえて日本は独自のやっぱり外交政策をとりながら、アメリカに引つ張り回されることはやめてもらいたいということを特に外務省の方々に私は念を押しておきたいし、大蔵大臣の方でもぜひそういうことを踏まえまして、援助のあり方については考へてもらいたい、このことを申し上げて、終わります。

○矢追秀彦君 最初に、この前の委員会でも発展途上国の援助に対するあり方について質問をいたしました。先ほども大木委員の方からも質問が

○国務大臣(渡辺美智雄君) 決まっているわけではございません。ございませぬが、五年間に倍にするんだよと、しかし予算はゼロベースだよと言

○矢追秀彦君 対外的な問題ですから、国内の事情という事も重要ですが、やはり日本が

もう一つは、これも私指摘した問題で、大臣も

かなり賛同をしていただいた援助、融資に対する効率的な運営ですけれども、これは相手国の問題

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは先ほど大木委員の質問の中でも私はお答えをしたわけですが、

いままさしく、この間会議に行かれて、何かその辺

て、そのプロジェクト自身が本場に客観的な合理的

性を持つていかうかというようなもの採択する場合の調査というようものは厳格にや

え、なお長期的展望に立ったプロジェクトはプロ

○矢追秀彦君 次に、この共通基金と南北問題の

問題というのは何なのかといえますと、やはり一

はやはり交易条件が大変発展途上国には悪化を

○政府委員(大場智満君) 共通基金についての御

質問でございますが、共通基金はやはり開発途上

はそういった商品協定の中央銀行としましてでき

がって、日本が適切な経済運営を続けていく限りはこういつた資金の流出は起きないと見ております。また仮にそういつた流出が起きるようなときには、たとえば債券で見ますと、価格が急落するわけでございます。投資家自身が損失をこうむるといふことにもなるわけでございますので、仮にそういつた事態があつたとしても、私は急に一言に引き揚げるというようなことは考えられないんでないかというふうに考えております。

○委員長(中村太郎君) 他に御発言もないようです。三案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより三案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もないようですから、三案の討論は終局したものと認めます。

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、臨時通貨法の一部を改正する法律案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○磯山篤君 私、ただいま可決されました三案

のうち、臨時通貨法の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
臨時通貨法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり次の事項について配慮すること。
一、五百円補助貨幣の発行に当たつては、その図柄、形状等について、国民の利便等を考慮するとともに、自動販売機の普及に伴い、外国通貨の形状にも十分配慮し、自動販売機が不正に利用されることのないよう努めること。

一、五百円補助貨幣の発行に伴い、便乗値上げ等のないよう配慮するとともに、五百円紙幣の流通状況、国民の利用実態等を勘案し、その発行数量等について十分考慮すること。
右決議す。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(中村太郎君) ただいま磯山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中村太郎君) 全会一致と認めます。よつて、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡辺大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺大蔵大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて十分配慮いたしたいと存じます。

○委員長(中村太郎君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時二十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十五分休憩

午後一時二十二分開会

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

○鈴木和美君 手数料の各項目に入る前に、基本的なことについてお尋ねをしておきたいんですが、財政法の三条と、第三条の特例法というのがあるんですが、これは今日大蔵議論になっておりますが、どういふ性格のものであり、どういふ沿革ででき上がったのか、原則的なことを教えてください。

○政府委員(西垣昭君) 財政法の第三条は、「国が国権に基いて収納する課税金及び法律上又は事実上の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない」というふうに規定してございますが、現在は財政法第三条の特例に関する法律、これは政府は、「財政法第三条に規定する価格、料金等は、左に掲げるものを除き、法律の定又は国会の議決を経なくとも、これを決定し、又は改定することができ」といふこと、三号列挙してございまして、製造たばこ、郵便等、国鉄。したがうございまして、これ以外のものでございましては、財政法の三条にございまして適用がないことになっております。

それで、この沿革でございまして、財政法の施行当時、法の第三条にございましては、財政法の施行当時、

これは昭和二十二年の四月一日でございまして、物価統制令に基づきまして国が相当広範囲の価格、料金等を決定する権限を与えられていたといつたような事情がありましたために、その施行時期が政令にゆだねられましたので、その施行が延期されていたといつた事情があるようでございます。

しかし、財政法第三条をいつまでも施行しないのは適當ではないということで、当時の経済緊急事態にかんがみまして、国民生活に特に密接な関係のございまして製造たばこの定価、郵便、電信、電話料金、国鉄運賃等に限定をいたしまして第三条を施行することとして、同条特例法が制定されたと、こういつた経緯のようでございます。

○鈴木和美君 この今回改正を行おうとする手数料というものは、財政法の三条もしくは特例法、どちらの方にウエートがかかっているんでしよう。

○政府委員(西垣昭君) ただいま御説明申し上げましたように、課税金等の法定主義を規定しております財政法の第三条は、この第三条の特例法によりまして、製造たばこの定価等に限定されて施行されております。したがうございまして、現在法定されております各種手数料は、財政法第三条あるいは第三条の特例法、このいずれにもその根拠を有しているというものではございません。しかし、まあ財政法第三条の精神と申しますか、国民の権利義務に関する制約が強い手数料等につきましては、財政法第三条の趣旨にかんがみまして手数料の金額の決定基準を法律で規定するといつた措置を講じているところでございまして。

○鈴木和美君 そうすると、手数料というのは財政法三条及び三条の特例法に直接該当するものではないけれども、その手数料の金額とか、もつと直接国民との生活の関連があるといふようなものは準じて定めると、そういうものであるといふふうに理解してよろしうございませうか。

○政府委員(西垣昭君) 手数料の性格にもよりますが、制約の強いものにつきましては第三条の趣旨に沿ひまして法律で定めるといふ扱ひとなつて

これは昭和二十二年の四月一日でございまして、物価統制令に基づきまして国が相当広範囲の価格、料金等を決定する権限を与えられていたといつたような事情がありましたために、その施行時期が政令にゆだねられましたので、その施行が延期されていたといつた事情があるようでございます。

しかし、財政法第三条をいつまでも施行しないのは適當ではないということで、当時の経済緊急事態にかんがみまして、国民生活に特に密接な関係のございまして製造たばこの定価、郵便、電信、電話料金、国鉄運賃等に限定をいたしまして第三条を施行することとして、同条特例法が制定されたと、こういつた経緯のようでございます。

○鈴木和美君 この今回改正を行おうとする手数料というものは、財政法の三条もしくは特例法、どちらの方にウエートがかかっているんでしよう。

○政府委員(西垣昭君) ただいま御説明申し上げましたように、課税金等の法定主義を規定しております財政法の第三条は、この第三条の特例法によりまして、製造たばこの定価等に限定されて施行されております。したがうございまして、現在法定されております各種手数料は、財政法第三条あるいは第三条の特例法、このいずれにもその根拠を有しているというものではございません。しかし、まあ財政法第三条の精神と申しますか、国民の権利義務に関する制約が強い手数料等につきましては、財政法第三条の趣旨にかんがみまして手数料の金額の決定基準を法律で規定するといつた措置を講じているところでございまして。

○鈴木和美君 そうすると、手数料というのは財政法三条及び三条の特例法に直接該当するものではないけれども、その手数料の金額とか、もつと直接国民との生活の関連があるといふようなものは準じて定めると、そういうものであるといふふうに理解してよろしうございませうか。

○政府委員(西垣昭君) 手数料の性格にもよりますが、制約の強いものにつきましては第三条の趣旨に沿ひまして法律で定めるといふ扱ひとなつて

いるわけでございます。

○鈴木和美君 五十三年にも手数料の改定が行われたようでありませんが、この一体手数料というのはどういふ性格のものを言うのでしよう、手数料という名前になっているのは。

○政府委員(西垣昭君) 法律ではっきりとした定義があるわけではございませんけれども、一般に手数料と申しますのは、特定人のためにいたします国の公の役務あるいは特定人に許容します公物の使用につきまして、その反対給付として徴収する料金を言っております。

各種手数料等の中には、たとえば国立博物館の入場料のように、国民の自由意思による私契約的なもの、私法上の収入と解される手数料もございませうけれども、他方法令上あるいは事実上国民にその利用が強制されるような行政作用に対する反対給付として徴収する手数料、または司法上の各種手数料のように公権力の作用として強制的な性質を持つ手数料もございませう。

いま申し上げました手数料のうちで、後の方にございましては財政法第三条に言う課徴金に該当するといふふうに解釈できるかと思ひます。

○鈴木和美君 今回三十四項目が一律にこうやっ出ておりましたけれども、本来手数料というのはそれぞれが独立の法律でありますから、別々の法律案によつて提案されるべきだと私は思ふのですが、なぜこんなぐあひになつたんでしようか。

○政府委員(西垣昭君) 各種手数料につきましても、それぞれ個別の法律を持っておりますので、その改定につきましてもその個別の法律で改正をするのが原則的な取り扱ひだらうと思ひます。

ただ、今回の各種手数料の改定は、法律で規定されております手数料等につきましても全般的な見直しを行つて、経済事情の変化等に伴ひその引き上げを図る必要があるものにつきまして費用負担の適正化を図らうといふものでございませう。

今回の改定は、このように手数料等の金額の改定のみを目的とするものでございまして、各法律において規定しております制度そのものの内容に触れてゐるものではございませぬ。こういった意

味で今回の改定はその趣旨、目的を同じくする、そういったことから、五十三年の立法の例にならひまして統一的な国会審議をお願いするのが適当だといふふうに考えまして、一括法として御審議をお願いしてゐるわけにございませう。

○鈴木和美君 三十四本ここに出ておられますけれども、各一項目、一項目見ますと、これは全部中身を見ますと何項目ぐらひになりませう。法律が三十四本にはなつておられますけれども、中身はどのぐらひになりませうか。

○政府委員(西垣昭君) 三十四本の法律でございまして、その内容になつておられます手数料等の数は二百三十一件でございませう。

○鈴木和美君 今回改定が行われていないものはどんなもので、何件ぐらひありませう。

○政府委員(西垣昭君) 手数料等の額あるいは限度額を法律で定めておられますものが五十四件ございまして、今回一括法で改正しようとしておられるものが三十四件、このほかに単独法で改正をお願いしておりますものが一件、改正の対象にしておりませぬものが十九件ございませう。

○鈴木和美君 現在五十三年の附帯決議の線に沿つて、法律の整理、統合及び手数料の横並びびなどなどについて現在進行されていると思ふんですが、どの程度の進行状態になつておられるか。五十三年の附帯決議の仕事の進行状況は、どういふふうになつてございませうか。

○政府委員(西垣昭君) いまの御質問の御趣旨は、五十三年の附帯決議の中で、「その算出方法等の合理性について、なお一層検討すべきである」といふ附帯決議と、それからもう一つ「法律、政令等にゆだねる基準についても整合性を図るよう努力すべきである」といふ内容と二つございませうので、その二つにつきまして御説明申し上げます。

今回の改定は、先ほども申し上げましたように、各種の手数料等は特定人のためにする国の事務あるいはサービスに対する反対給付として徴収するものでありまして、それぞれ個々の単価につ

いて行政コストを勘案して適正な金額を算出して、その適正な金額によることを基本的な考え方として改定をする、こういう考え方に基きまして改定をお願いしてゐるわけにございませうが、五十三年度に全面的な見直しを行ひまして、所要な改正を行ひましてからすでに三年を経過してございませう。その後の経済事情の変化等に伴ひ、人件費、物件費の増加、物価動向、そういったものから見まして、行政コストに対して負担が低くなつてゐるといふような関係がございませう。費用負担の公正の見地からも統一的な観点のもとに行政コストを勘案して手数料等の単価の見直しを行い、適正化を図ることが必要であるといふことで、今回の法案を御提出した次第でございませう。

それで、先ほどの附帯決議でございませうが、私もともいたしましては、五十三年度の附帯決議の趣旨を踏まえながら、昭和五十三年度以降個々の根拠法令の改正の機会をとらえて見直しを進めてきておられると、法律、政令、省令等どういふ基準で、あるいは法律で規定をし、あるいは政令で規定をし、あるいは省令で規定をするかといふような問題につきましましては、昨年末の閣議決定がございませう。「今後における行政改革の推進について」といふ閣議決定でございませうが、その中で「同種、類似事項の規定を有する法令のうち規定の統一の整合を図る必要があるものについて、関係規定の整理を行う」といふ閣議決定が行われておられますが、こういった観点から現在鋭意検討を行つておられるところでございませう。それから金額の改定に当たつては、算出方法の合理性をどうしているんだといふ点につきましましては、各種手数料等のその根拠にありませう行政行為のコストを基準にいたしまして、国会の附帯決議の趣旨を踏まえながら関係各省と協議、調整を図つて適正な単価の設定に努めておられるところでございませう。

で、コストの算定の基礎になります人件費、物件費につきましましては、物件費につきましましては五十三年度の予算額を基準として算定をする、人件費

につきましましては五十五年人事院勧告後の人件費を基準にして改定をするといふことで、統一的人件費、物件費を見ましてそれぞれの手数料の改定を行つたところでございませう。

○鈴木和美君 要するに、五十三年の附帯決議といふものはつけられただけで、何もやってないといふことじゃないですか、いまお話を承つていませう。私がいま問題にしたいのは、附帯決議によつて附帯決議三つありますね、つまり適時に各種手数料など全般について見直しをやれといふことと、法律、政令などにゆだねるべき基準についても整合性を図るよう努力しろ、もう一つは、算出方法の合理性についてなお一層検討しろといふことが五十三年に続いて五十四年、五十五年と、こうなつたわけですね。

大臣にお尋ねいたしますけれども、今回のこの手数料を上げたといふのは、これは何でもいから、増税しないために金が足りないから、四十一億でもいからもう上げよう、そういう考えでこれをやられたわけですか。

○政府委員(西垣昭君) 先ほど申し上げましたように、前回の附帯決議におきましても、適時適切にその改定を行うといふことがございませう。前回改定いたしましたのが昭和五十三年度でございませう、それからもうすでに三年がたつておられます。その間の物価、それから人件費、コスト等の動向から見まして、今回平均いたしました約一八%程度の改定幅になつておられますが、その意味で適時適切にといふ附帯決議の趣旨に沿ひまして今回改定を行つたこととございませう。

○鈴木和美君 次長、そうおっしゃいますけれども、附帯決議の方は適時手数料見直ししろと、余り置かない方がいいぞといふこともありますね。しかし第二項のところが一審私は問題のところだと思ふんですよ、附帯決議では、法律とか政令などにゆだねるべき基準について早く見直して整合性を図れといふところが附帯決議の私は一番骨になつてゐることだと思ふんです。ところが、お

話を承っていますと、何かもう行革の方でこの見直しの方が行われるようなお答えであって、そうすると、五十三年から今日まで何をやって、そのかなあ、むしろ法律の整合性が行われて、そしてそのやがてで上がったから手数料の改定が行われるという順序が、私はそういう順序じゃなきゃいかぬと思うんですが、全然進んでいないということになりませんか、附帯決議。

○政府委員(西垣昭君) 先ほどもお答えしたかと思っておりますが、各手数料のものとになっております行政行為につきましては、これはまことに複雑多岐でございます、手数料等の性格もいろいろございます。で、現在確かに法律で定められているもの、法律で委任を受けて政令以下で定められているもの、いろいろございますけれども、それぞれの法律制度の中で合理的なものとして国会の御審議を経たものも定められてきたものでございまして、私ども一応合理的なものというふうに考えているわけでございます。確かに、御指摘のように、同じようなもので、あるものは法律であるものは政令以下というふうなものはないことはございませんので、その辺の見直しはやらなくちゃならないということで、先ほど申し上げましたように、五十三年の末の閣議決定におきまして、法律の整理を行うという方針が決まりました、これからその検討を行うというところでございます、私どもといたしまして、行政整理の一環といたしまして、そのために努力をしたいと思っております。しかし、それをやるにいたしまして、適時適切に手数料の見直しをするというところで、前回から三年を経過いたしました、人件費、物件費等も上がっておりますし、そういったことを考えますと、費用負担の公正という観点から考えますと、整理を待っているわけにいかないというところでございますので、こちらはこちらで改定をお願いするというところでございます。

○鈴木和美君 提案されたわけですからそういうお話をしなきゃならぬでしょう。しかし実際は、

やっぱり私は議論があるんじゃないかと思うんです、推測ですけれども。四十一億ですからね。もつと整理統合して、本来、千円ぐらいならわかりますけれども、五十円とか百円上げるの何で法律でわいわい寄ってたか、やらなきゃならぬのか、私は本当のところはわからないのですけれども、そういう意味では、法律、政令、省令、そういうものをやっぱり整理統合し出されるべきだと思います。私はいまでもそう思っているんです。そこで、別な角度からお尋ねいたしますが、この提案されている三十四本の中で、確定額となっている法律はどれとどれか。同時に限度額、上を定めてある、限度額と限度額というように分かれておるか、なぜ確定額と限度額というように分かれているのか、ここを御説明いただきたいと思うんです。

○政府委員(西垣昭君) 今回の一括法で改定しております三十四法律のうちで、確定額で定めておりますものが、司法試験法等四法でございます。それから、法律で手数料等の上限額を定めまして、政令等で確定額を定めておりますものが、社会教育法等二十四法でございます。それから、幾つかの手数料をそれぞれの法律で定めておりました、確定額と上限額の両方定めておりましたものが、不動産の鑑定評価に関する法律等六法でございます。

先ほど申し上げましたように、それぞれの制度はそれぞれの個別法の法律制度の中で合理的なものとして定められているわけでございますけれども、具体的にどんな基準で、あるものは確定額で、あるものは上限であるかということ、非常に害り切った形で申し上げるというのはきわめて困難でございます、そういう観点からも、先ほど申し上げましたように、五十三年度の附帯決議に基づきまして私ども勉強を続けてきたわけでございますけれども、昨年末の閣議決定によりまして、これからさらに精力的にその辺の詰めを行いたい、要するに法律制度の整理を行いたい、こういうところでございます。

○鈴木和美君 よくわかりませんが、もう一度お願いいたします。法律によつては確定額ということになっているものもあるし、それから限度額を示しているものもあります。なぜ、限度額を示したものと確定額を示したものとあるんですか。

○政府委員(西垣昭君) 先ほどお話ししたわけでございますけれども、それぞれの手数料はそれぞれの個別の法律制度の中で形成されているものでございまして、それらはいずれも国会で御審議を経て決められているものでございまして、それぞれ合理的なものというふうな考えられるわけでございますけれども、それを通ずる基準があるかどうかという点、こういう基礎ですと示しているのはなかなか困難でございます。で、さっきも申し上げましたように、統一がとれているかと言われますとそうでもないような面もございますので、今後法律形式の整理につきましては昨年の閣議決定の趣旨に沿って検討したい、こういうふうな考え方をしております。

○鈴木和美君 とにかく早く検討してもらわなきゃならぬと思うんです。片一方、五十三年のときに、エネルギーの使用の合理化に関する法律案というのがある議論になって、継続審査になったというふうなことを書いてあったんですけど、調べてみたら、すでにこのエネルギーの問題は、三千円から四千元になって、四月一日から施行しているんです。片一方は一生懸命国会で議論して定めているようにしたもので、四月一日から千円上げて、それが通っているわけでしょう。私は非常に矛盾があると思うんです。何でそういうことになっているのか、本当にわからないですね。その辺のところをもう少し細かに知らせてもらいたいと思うんです。何でか。審議するのがいやになっちゃうぐらいですね。

り締めりの容審証書かえ手数料五十円上げるために国会審議にかけるとか、百円とか五百円、千円というのがずらつと並んでいるわけですから。私は国会のお許しが得られれば、なるべくこういうふうなものこそ、余り形式的でなくて、政省令に任せるといふような法律改正を将来も待たせて、できるだけ手数料を省く。もつと別なもので、政省令でやっているもの、金額のもつと多いもの、たくさんあるわけですから、いま御指摘のように、余り理詰めだけでなくて、もつと実務的にやることなども今度の行革のときにひとつ考えたらいいんじゃないかと、そういうふうに私も思います。

○政府委員(西垣昭君) ちょっと補足をさせていただきます。大臣からもお答えがありましたように、政令にゆだねてしかるべきものにつきましては政令にゆだねるという方向で検討したいと思っております。私どもの考え方を大ざっぱに申し上げますと、先ほど申し上げましたように、明確な基準で、これは政令委任でいいとか、これは法律だということをはっきり打ち出すのはなかなか困難でございますけれども、手数料の性格によりまして、その手数料等が、単に国の提供する行政事務なりサービスに要するコストを償ふという性格のものにつきましては、これは政令以下に委任していただいても、あえて法律で定めなくてもそれは許されるのではなからうか、こういうふうな考え方をしております。

それから、政令以下に委任していただいた方が適時に改定できるわけでございますけれども、手数料等の性格によりましては、たとえば国の行政コストを弁償するということだけのものでなく、特許関係法に基づく特許料等のように特別の権利設定に対する報償という性格を持つているものがございますとか、あるいは訴訟費用のように憲法上認められた権利を侵害しない範囲で司法制度のコストの一部についてその対価を求めるといふような性格のものもございまして、そういういたしたもの

につきましては法律あるいは国会の議決というものが必要ではないかというふうな考え方もございまして、そのところは慎重に検討させていただきますかと思ひます。

それから、先ほど勉強を続けているということも申し上げたときに、勉強成果の方を一つ申し上げるのを省いたわけでございすけれども、前回の附帯決議がありました後に、個別法の中でその合理化を図った例が二つございす。一つは、昭和五十三年度の司法書士法によりまして司法書士試験制度の導入に合致しまして、従来認可手数料の限度額が法定されておりましたのを改めまして、政令に委任いたしております。それからもう一つ、昭和五十四年度の薬事法の改正におきまして、従来手数料の上限を法定しておりましたのを政令に委任いたしております。こういった形で、全体としての方向がはっきり打ち出される前にございまして、個別法の改正のチャンスをつかみましてできるだけの努力を続けてきていっているということも申し上げられるかと思ひます。

○鈴木和美君 また一番最後に絶括して意見を述べたいと思ひますが、その前に、この三十四本の法律をすうと見ましてひよつと気がついたのは、獣医師法というのがあるけれども、お医者さんの方はないんです。お医者さんは一体どういうふうな獣医師法と違うのか、厚生省からちょっと説明していただけないでしょうか。

○説明員(斎藤治美君) 医師国家試験に合格した者が医師免許を申請する際には、登録免許税法に定める登録免許税を納付することとされております。このほかには特設手数料を要しないものという仕組みになっております。

○鈴木和美君 それはお医者さんの場合に、けだものを扱うのと人間を扱うのとどうしてそう違うんですか。同じでいいんじゃないかと思うんですが、どうして違うんですか。

○説明員(斎藤治美君) 先ほど申し上げました仕組みは、現在は昭和二十三年に定められた医師法に基づいて行われているわけでございすけれども、

も、それ以前から同じような仕組みでずつと参っております。二十三年の医師法以前から、先ほど申し上げましたような仕組みで参っておりますわけでございす。

○鈴木和美君 つまり、前がそう決まっているから、もう何だかようわからぬけれどもそのままずつと続けているというように理解していいですか。何か特別の理由とか意見があるならばお聞きせたいんですが、特別な理由ですか。けだものを扱う方と人間を扱う方と何で違うんだという私の質問に対して特別意見はありませんか。

○説明員(斎藤治美君) 厚生大臣が免許を与える医療関係の各職種すべて、先ほど申し上げましたような医師と同じ仕組みになっております。登録免許税以外には手数料を特に求めないという仕組みになっております。なぜかということにつきましては、特に私どもの立場から申し上げるべき理由はございせん。

○鈴木和美君 いま医師と獣医師を取り上げた、たつたこれだけでもはつきりした理由はないんです。ただ、昔からこうあったからこうだということだけで、そういうことがやっぱり五十三年のときにも議論があったと思うんです。そういう議論があつたものを受けてその附帯決議がでさうして、法律の整合性をもう一回洗い直して、さうして先ほど言ったように、五十円上げるのに一々国会にかけなくてもそれはもう適切な方法でやれというふうなのが私は附帯決議だつたと思うんです。それだから、全然進んでいないということはやっぱりサボつておつたと私は言わざるを得ないかと思つた。それが、大蔵省がサボつておつたのか各官庁がやつておつたのか、これは責めようがないんです、実のところ、それで結局は、大臣じやありませんけれども、まあ行管でちよつとやつてもらおうかということ、各省庁とも、聞いたり見たりしている限りにおいては責めどころがないんです。やっぱり私は、この機会に腹を据えて見直しようとするような作業だけは進めてもらいたいと思つてます。

そこで農林省にお尋ねいたしますが、農林省の方の立場から見たら、獣医師法にこの手数料がついて、お医者さんの方にはつかないということに対して農林省はどういう立場でこの問題を見られますか。

○説明員(小山園治君) 獣医師の免許は農林水産大臣の権限になっております。したがしまして、獣医師免許の事務は私も農林水産省が担当しているわけでございす。そういうことで獣医師免許手数料の徴収につきましては、国が特定個人のために行政上の事務に対する対価として徴収をするということとございすので、その徴収の根拠及び徴収額の上限額について法律で定めているわけでございす。

先ほど厚生省からも御説明がございましたけれども、私も私どもとしては国の行政事務であるということから法律の中で規定をいたしておりますけれども、この辺の相違につきましては先生先ほどお話しのように、法制定当時の沿革的な事情、理由によるものというように理解をいたしております。

○鈴木和美君 通産省にちよつとお尋ねいたしますが、この手数料改定額をすつと見ておつたら、二十一万というのが火薬の取締法に関するもので大変金額が多いわけですね。

そこで、火薬類取締法の制定の主な理由というのは一体何なのかお聞かせいただきたいと思つてます。

○説明員(竹沢正格君) お答え申し上げます。火薬類は、御承知のように危険物、爆発物でございす。かかる物資の生産、流通、消費等を一般の自由によつておきますと、これは災害の防止あるいは公共の安全の確保という見地からきわめて危険であるわけでございまして、これは好ましくないわけでございす。

歴史的に見ましても、火薬類の取り締まりがスタートいたしましたのは明治十七年でございす。明治十七年に火薬取締規則というものが制定をされまして、その後明治四十三年に銃砲火薬類

取締法という法律ができております。さらに戦後、昭和二十五年に現在の火薬類取締法というふうになり、火薬類の取り締まりにつきましては歴史的に非常に古い時点から取り締まりをしておるということとございす。

冒頭申し上げました理由から、現行の火薬類取締法では火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取り扱いを通産大臣または知事の許可のもとにおきまして規制をいたすことによりまして、火薬類による災害の防止、それから公共の安全の確保を図つておるということとございす。

○鈴木和美君 第三条に基づく許可の申請をする者が二十一万円。それで二十三万円に今度改定をしたいと思います。

そこで、火薬類取締法の場合には十一分類があります。この分類ごととどのように金額が改正されるのか示していただけないでしょうか。

○説明員(竹沢正格君) お答え申し上げます。第一が製造業の許可でございす。これが二十一万円から二十三万円。それから第二が販売業の許可でございす。これが四万七千円から五万三千円。それから第三が施設の完成検査でございす。これが三万八千円から四万一千円でございす。それから第四が火薬類の譲渡、譲り受けでございす。これが三万五千円から三万五千円でございす。それから第五が火薬類運輸証明書の交付手数料でございす。これが一千円から二千五百円でございす。それから第六が火薬類の輸入の許可でございす。これが三千円から三千五百円でございす。それから第七が煙火の消費許可の手数料でございす。これが三千円から三千五百円でございす。それから第八が製造保安責任者の試験の手数料、これは通産大臣が行う試験でございす。これが三千五百円から四千円でございます。それから取扱保安責任者の試験、これは都道府県知事が行いますが、これが二千五百円から三千円でございす。それから責任者免状の再交付手数料、これが八百円から一千円でございす。

以上でございます。

○鈴木和美君 いま御説明なさったものは、それは政令で定めているわけですか。

○説明員(竹沢正格君) ただいま申し上げました数字は法律で定めております。で、法律で上限を定めておりました、その範囲内で政令で具体的に手数料を定めておるといふことでございます。

○鈴木和美君 そうすると、三条の許可の二十一万円が二十三万円になるといふことが上限なんです。それとも、この十一項目がそれぞれ違うんですか。許可をとる仕事の自身が違うはずですね。だから上限というのは、この各項目に書かれている金額が上限なのか、二十三万円が上限なんですか、どちらですか。

○説明員(竹沢正格君) それぞれの許可あるいは許可にかかるといふ行政事務のコストということ計算をいたしておりますので、御指摘の二十三万円というのは製造業の許可手数料の上限ということでございます。

○鈴木和美君 そうすると、西垣次長にちょっとお尋ねしますが、いま三十四本を出されておられますけれども、火薬類取締法で五十一あるわけですね。十一がそれぞれ上限になっているわけですか。そうならば、このところに出てこなきゃわからぬわけですよ、正直のところ。だから、出さないならもう出さないで政令で定めるといふふうにするか、出すなら全部出さなきゃ私はいかぬと思うんですわ。そうでなければ、何でもこだけ拾い集められたのかという疑問を持ちますが、どうでしょう。

○政府委員(西垣昭君) 拾い上げた基準といたしましては、とにかく法律で定められた手数料の中で三年間の間に適正化のために改定を必要とするもの、これを全部洗い出したわけでございます。その結果出てきたものがこの一括法の対象になったということでございます。

それからもう一つの御主張の、もう政令にゆだねてもいいようなものが今回混在しているのではないかという問題につきましては、それは先ほ

どから申し上げておりますように、法律制度の統一的整理という作業の中で解決されるべきものというふうな考えをしております。今回は手数料の適正化のために必要なものだけを上げるといふこと、一括法といたしますためにそういうふうな割り切ったことでございます。

それから、限度額を定めながら政令に委任するすき間がほとんどない、上限に張りついでいるという問題があったかと思ひますけれども、その点につきましては、確かに立法論といたしましては、思い切つて上げておいて、政令で動かす余地を大きくしておくという考え方はあるのかと思ひますけれども、一括法の性格からいまして、今回、従来上限がもう張りついでいるものにつきましてはそのままにして改定率を出している、こういう扱いにした次第でございます。

○鈴木和美君 二十三万円かかるというのは、どうして二十三万円かかるんですか。ほかのところはみんな三千円とか四千元とかなのに、火薬だけは一挙に二十何万円というふうになっているんですか、これはどうして二十何万円かかるんですか。

○説明員(竹沢正格君) お答え申し上げます。火薬類の製造は、本法によりまして技術上の基準に適合しておるかどうかというのを審査するわけでございます。技術上の基準に適合してないという場合には許可をしないというふうな法律上になってございます。したがって、技術上の基準に適合してどうかというのを、専門的な見地から十分審査を行う必要がございます。

具体的に申し上げますと、第一は、火薬の製造施設の構造、位置、設備、さらには製造方法というものが適正であるかどうか。それから第二は、公共の安全の見地から適正な立地であるかどうか。第三は、災害の防止の見地から事業計画あるいは危害予防の方法あるいは保安教育計画というものがあるかどうかということを慎重に審査するわけでございます。したがって、こ

の二十三万円という手数料は、このような調査及び審査についての人員費、それから現地調査に伴う旅費等の所要経費の積算の結果算定したものでございます。したがって、私どもは、二十三万円というのは適正な手数料の額であるというふうな判断をいたしております。

○鈴木和美君 現地調査の旅費というのは、その旅費の算出根拠というのは、どういう算出根拠で算出しているんですか、旅費は。

○説明員(竹沢正格君) お答え申し上げます。旅費につきましては、火薬類の製造工場、これにつきましては、いわゆる産業火薬類といふのは通産大臣の許可、それから煙火等のいわゆる小規模の危険度の少ない工場については都道府県知事の許可対象ということにしておるわけでございまして、法律では上限額を決めるということで、本省——通産大臣のいわば調査対象になる火薬工場の平均距離をはき出して、その平均距離から旅費を一件当たり五万九千二百円という数字を積算いたしておるわけでございます。

○鈴木和美君 もう一つ、通産省の方の砂利の方にお聞きしますけれども、砂利の採取法制定の趣旨と沿革について聞かせてもらいたいです。四十三年度制定されたように見えておりましたが、旧法との関係で、どこがどういふふうに変ったのか、まずこれを聞かせてもらいたい。

それからもう一つは、山と川と海とおから砂利を採取しているんだと思ひますが、どういう割合になっているのか、その二つを聞かしていただければいいか。

○説明員(岩田誠二君) 御説明いたします。現行の砂利採取法は、その当時頒布していた砂利採取災害防止法に對して何らかの技術策を講ずべきだといふ強い世論を背景にいたしまして、昭和四十三年法律第七十四号として制定されて、昭和四十八年八月二十九日から施行されておるものでございます。この法律の制定の趣旨は、まず第一に、砂利の採取地のいかんを問わず、あらゆる地域について

適用される法律とし、砂利採取災害防止体制の一元化を図つたこととでございます。それから第二番目には、砂利採取災害を未然に防止するため、旧法では事後の届け出制であった砂利採取業者の届け出制を廃止いたしまして、砂利の採取を開始する以前に責任ある行政が十分にチェックする体制を確立すること、この観点から砂利採取業者の登録制度及び砂利採取計画認可制度の二つの事前チェック体制を確立したことにございまして、それから第三番目には、砂利採取業者の数及び砂利採取業者の全国的に点在する砂利採取業者の数及び砂利採取業者の実態を配慮いたしまして、災害発生地に近い都道府県に処理してもらう方が適切であるという判断から、ほぼ全面的に都道府県知事に権限、事務を委任いたしました。地元処理するという考え方を徹底したわけでございまして。

それから二番目の御質問の、山砂利、川砂利、陸砂利及び海砂利の採取の割合はどうかという点でございます。河川砂利、山砂利がそれぞれ約二五〇程度、陸砂利が約三〇〇、海砂利が約二〇〇でございます。

○鈴木和美君 手数料との関係から見ますと、登録段階と計画段階と二つに分かれます。登録段階のときにはどういふチェックをして、計画段階のときにはどういふチェックをして、それが今度の手数料の改正にどういふふうに関係を持つのか御説明いただけませんか。

○説明員(岩田誠二君) まず、登録段階におきましては、登録業者の人的側面を事前にチェックするものでございます。すなわち、都道府県知事が実施いたします試験に合格した砂利採取業者に伴う災害防止に関する職務を行う業務主任者を置いていないものあるいは砂利採取法に違反して罰金以上の刑に処せられたもの等につきまして、人的条件を満たさないものとしてその登録を拒否することになっておまして、その場合は砂利採取業者を認めない形になっておるわけでございます。

ます。

それから次の段階の、砂利採取計画の認可段階におきましては、砂利採取業者が砂利を採取しようとして申請してきた採取計画につきまして、砂利の採取量あるいは採取期間、採取方法、採取に伴う災害防止方法を事前にチェックいたしました。その結果、他人に危害を及ぼしたり公共施設を損傷する等、公共の福祉に反するおそれがあると認められる場合には当該採取計画を認可しないこととしておるわけでございます。

こういうようなことでございますが、そこで、この手数料改正に伴う算出根拠でございますけれども、今回の手数料改正に際しましては、現実に必要な行政事務に必要な経費を基本として定めておるわけでございまして、具体的には、五十二年五月の、前回の改定以降の人員費の上昇分と物件費の上昇分によつておるわけでございます。たとえば登録手数料については見ますと、先ほど御説明いたしましたとおり、都道府県に事務委任しているために、人員費につきましては自治省の指定しております五十五年の地方交付税統一単価のアップ分を用いております。物件費につきましては五十二年の法律、政令改正時のデータをとるの後の消費者物価指数で補正したもつたものになつておるわけでございます。その結果、現行六千円を七千円に改定しようとするものでございます。

○鈴木和美君 いま農林水産省や通産省からいろいろ法律のこと、中身を聞いたんですが、いま聞いている中でははつきりしていることは、私、三つあると思うんですよ。

一つは、やっぱりその法律の持っている手数料の性格というのが非常にはつきりしないと、これが一つあると思うんですよ。それからもう一つは、手数料改定の、つまり積算根拠というのがまちまちじゃないかと思うんですよ。一本になつてないんじゃないかと思うんですよ。もう一つは、先ほどから問題になつておる法律事項で一々議論なきやならぬものなのか。政令で定めておいていいというふうに思われるものも全部ごちゃ混ぜにな

つておると思うんですよ。私は、それをどうしてもやっぱり大蔵省が、行革というだけに頼らないで、もう少し積極的にこれを取り扱って、整合性を求めるような作業をすべきだと思うんですよ。見解どうでしょう。

○政府委員(西垣昭君) いま三点おっしゃいます。で、第一の手数料の性格の問題につきまして、これはやはり個々の法律の中でその性格をはつきりさせるというものでございまして、私どもがどうこうと言うものではないように思います。

それから第三の法形式につきましては、先ほど来申し上げておりますように、法律、制度の統一的な整理の一環といたしまして私ども今後努力をしたい。そして不必要に法定事項にしないで、政令以下に委任できるようなものにつきまして、政令以下に委任するという形で整理をしてみたい。こういうふうな思っております。

それから積算根拠でございますけれども、この点につきましては前回の附帯決議にもございまして、たところでありまして、私どももいたしましてはできるだけ統一のところでございまして、原則といたしましては、手数料等が特定人のためにする国の事務、サービスの反対給付だという性格にかんがみまして、それぞれの手数料の額が行政コストと比べて妥当であるかどうかということと一々チェックをいたしまして、実費に見合うような手数料に改めるというのを基本としたわけでございまして、ただ、それぞれの手数料のための行政コストの手間につきましては、これはもうそれぞれ違ひいたします。それから物件費と人員費との割合、それから手数料等の対象になる行政処理の件数の推移等の違い、そういうものもございまして、結果としてそれぞれの改定率が違ひということも仕方がないかと思うんですよ。で、先ほど来申し上げておりますように、原則といたしましては物件費につきましては五十五年度予算単価、それから人員費につきましては五十五年度予算単価をベースにいたしまして、人働後のベアも

織り込んだところでそれを基準にしてはじくというところでやつておるわけでございまして。

それからもう一つ、単純に行政事務あるいはサービスの対価ということではなくて、先ほど申し上げましたような特許等の権限の付与的なものにつきまして、従来からコスト以上のものをいただいておりますので、それにつきまして、たとえばCPIを基準にするとか、あるいは特定の政策目的によりましてコスト以下に下げものにつきましては、従来の考え方によつてそれを下げていくというふうなことで適正化を図つておるわけでございまして、私どももいたしましては、手数料等につきましてはそれぞれ各省にまたがるものでございまして、横並びにつきましては相当配慮したというつもりでございます。

○鈴木和美君 最後にお尋ねいたしますが、ずっといま述べてきましたように、大臣からもうこういう細かいものが一々ここで議論しなくともできるような方法をぜひ叱咤激励してもらいたいと思つておるんですよ。

ところが、わが党はこれは反対なんですわ、今度、調べてみたらこの前は賛成なんですわ。今度は反対。なぜ反対かというのをいろいろ調べてみたら二つ理由がはつきりしてゐるんですよ。つまり、先ほど申し上げましたように、五十二年からの附帯決議で、各、それぞれその法律の整理統合、整合性というものを早くやれと、なぜやらぬのかという、そういう問題が一つある。もう一つは、それとの関連において、それがはつきりしてからも遅くないじゃないかと、四十一億なんだから、それで各省庁に聞いてみたって一年にどのくらい件数があるかという三件か四件しかないんですよ、これみんな、一年に平均してみますと、それを何でそれほど鳴り物入りやらなければならぬのか。むしろその法律の整合性の方が先じゃないかという意味が今回のわれわれの反対の理由の大きなことになる。また、お金がないから少しでも取ろうという、そういうのはあつたかもしれ

ませんけれども、ぜひそういう点を含みながら大臣としてこれから国会で手間が余りかからないような方法をとつていただくことをお願い申し上げます。たいんですが、見解を伺つて質問を終わります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 大変参考になる御意見でございますから、十分その趣旨を踏まえまして検討をさせていただきます。

○磯山篤君 いま鈴木委員からやや締めくくり的なお話をいたしましたが大蔵大臣は今回提案の責任者としてわれわれの意図がわかつたと思ひますので、大蔵大臣を問い詰める必要はないと思ひますが、先ほど各省庁のお話を聞いていますと、まだへ理屈を言つておられます。理屈にならないことを言つておられますので、私はもう一遍そこをきちつとしたいと思つておるんですよ。ただし、私はきょうは各省庁は、質問の事項はありますけれども省庁はどのも呼んでないんですよ。言いかえてみますと、大蔵大臣が十分に委員会の審議の意向を受けてきちつとしてみらうと、こういう意味で私はほとんどの省庁はお呼びしていません。

そこで、もう一遍整理をいたしますが、昭和五十三年の四月、当時私も大蔵委員でありましたが、この手数料の審議に参加したわけなんです。で、参議院側とすれば附帯決議を二つつけて成立させた経緯があるわけなんです。そのときに、あの議事録をよく読んでいただければわかりますが、この附帯決議というものは次の改定の時期に十分におこたえをしたと、そういう準備を、値上げということについては必ずしも賛成ではありませんが、もしそういうチャンスがあればこの附帯決議を受けて十分に大蔵委員の意向にこたえたいという答弁に當時なつていたわけなんです。そこで、参議院のこの二つの附帯決議の第一項の方ですわ、法律、政令などにゆだねる基準についての整合性、これは主としてどこが担当をしてやろうというふうな閣内で御相談がまつまつたんですか。あるいは第二項の手数料の算出の基準、根拠、そういうものについて主としてこの省庁が責任を持つてま

とめるということになつてこの附帯決議というも

のを将来生かしていかうということになつたのか、その点からひとつ伺ひます。
○政府委員(西垣昭君) 技術的な問題に及んでおりますので、とりあえず私からお答えさせていただきます。

附帯決議の中で、まず法律、政令等にゆだねるべき基準についての整合性の問題でございます。これにつきましては、御指摘の決議の趣旨を踏まえまして、個別法の改正がありまうときにはその個別法の改正の中で見直しをすることによってやっておりまして、いままでの例といたしましては司法書士法と業事法がございます。いずれも政令に委任をするという方向で制度の改正をいたしております。それからさらに全体といたしましては、昨年末の閣議決定、「今後における行政改革の推進について」におきまして、法令整理の一環といたしまして各種法令の統一の整理を図るといふ観点から、手数料等の具体的な金額を定める定め方につきまして政令等に委任する方向で検討することといたしまして、閣議決定でございまして、閣議の統一の意思として決まっておりますので、多分行政管理庁が中心になって、そのところは行われるというふうに思ひます。

それから第二点の、算出方法等の合理性をなお一層検討せよという附帯決議でございますが、この妥当な適正な金額の算定の仕方につきましては、これは横並びで見得るところといたしましては私も大蔵省だと思ひますので、私どもが中心になりましてその横のバランスを図るといふことでやっておりまして、先ほども申し上げましたように、物件費につきましては五十五年度予算の単価をベースとすると、それから人件費につきましては人事院勧告実施後の五十五年度人件費をベースとするということをやっております。経費として見るべき対象範囲につきましても、各省と相談をいたしながら、その附帯決議の趣旨を尊重する方向で努力をしております。

○磯山篤君 そこで、法制局は見えておりますか。――
いままでの幾つか法律が制定をされて、手数料が本法なり省政令に任されているものがあるわけですが、今後審議を円滑にする意味で伺ひます。たとえば受験手数料というのが、不動産鑑定士それから司法試験の場合には受験手数料になっていますね。それから通訳業の場合あるいは業務管理者の場合には試験手数料というふうには本法に明記されております。この受験手数料と試験手数料の違いですね、法律上、法律体系上の違いはどういうところにあるんですか。まずそこから伺ひます。
○政府委員(前田正道君) それぞれの法律に定めます試験を受けようとする者の納付すべき手数料について定めたものでございまして、言葉は違つておりますけれども、実質においては変わるところはないと考えております。
○磯山篤君 意味はそういうことだろうと思ひますが、なぜこういうふうな日本語を分けて書かなければならないこの理論的な根拠というのがありますか。
○政府委員(前田正道君) 私が直接審査したわけでございますので、そのときの考え方がどういふことであつたかといふことは承知いたしておりますが、特に区別して使わなからぬ理由はないと思ひます。

な趣味というふうなものも入つたかも知れませんが、統一の観点から申し上げますれば、同一の性質のものにつきましては同一の用語が用いられてしかるべきであるというふうにお答えできると思ひます。

○磯山篤君 法制局としても、個人の好みで法律をつくられたんじやないですか。
これはきちつと申すおきまされども、こういうものを、法律をつくる場合には少なくとも体系というものがあつてはいい。あるいは熟語一つにしてみてもこういう紛らわしいものがたくさんあるといふことはこれは国民のためによくないんです。法律は国民のためにはこういふものをきちつと整理整頓をする必要があるといふふうに思ひますが、どうですか。
○政府委員(前田正道君) 私どももいたしまして、できるだけ法令相互間あるいは同一法令内におきましてアンバランスがないように検討しているつもりでございますけれども、まだ努力が足りませんでアンバランスが見られることは御指摘のとおりだと思ひます。なお今後一層努力したいと思ひます。

○磯山篤君 それから、手数料あるいは登録料、に現金で払うとも現金で払わないとも明示してない本法が非常に多いんですね。ただ、別に決める手数料を払わなければならぬ、こうなつていふところは許可審査手数料の特殊栄養食品につきましては、本法の中で収入印紙で支払わなければならないといふふうな規定をしていふわけです。キャッシュで払うか収入印紙で払うかということが法律上どういふふうな区分をしてありますかと、これは不思議に思ふのは当然だと思ふんです。なぜこういうふうな本法の中でキャッシュであるともないとも書いてないものもあるし、収入印紙で払ふといふふうな強制しているものもあるわけですが、その根拠はどういふことですか。
○政府委員(前田正道君) 一般的に申し上げます

と、国の収入は財政法の規定によりまして現金納付というのが原則になつていふわけでございますが、手数料の納付につきましては、印紙をもってする歳入金納付に関する法律によりましてその例外が定められているわけでございます。したがって、その法律によりまして各省各庁の長が印紙をもって納付できる手数料の種目を定められまうことは相なるわけでございまして、そういう仕組みになつておりますので、特に個々の法律におきましてこの手数料は現金で納める、あるいは印紙で納めるといふことを特に規定する必要はないわけでございます。ただ、御指摘の栄養改善法につきましては印紙をもって納付しなければならぬといふふうな規定をしておりますので、この規定がございまして印紙をもって納付しなければならぬといふことは当然であらうと思ひます。

た、この栄養改善法がどうして許可審査手数料にございまして印紙をもって納付しなければならぬとされたかにつきましては、これは申しわけないんですが、私どもでございまして、参議院の法制局の方で御審査になりましたものでございまして、その事情につきましてはつまびらかにいたしておりません。

○磯山篤君 私、たくさん問題を出したわけじゃないんですけど、受験とかそれから免許申請、それからいまの収入印紙という三つの問題を取り上げましたけれども、明らかに法律の体裁上もあるいは国民の受ける権利義務から考えてみましても余り適当ではないわけですね。それから先ほどからもお話をいたしましたように、本法に書かれていふもの、省政令で書かれていふもの、調べてみますと、省政令の中で本来本法に規定しなければならぬような権利義務にかかわるようなものも省政令に書かれておる。また逆に、本法の方にがちり書かれていふようなものも、全く五十三年の審議した際に指摘をされたものがそのまま残つて

と、国の収入は財政法の規定によりまして現金納付というのが原則になつていふわけでございますが、手数料の納付につきましては、印紙をもってする歳入金納付に関する法律によりましてその例外が定められているわけでございます。したがって、その法律によりまして各省各庁の長が印紙をもって納付できる手数料の種目を定められまうことは相なるわけでございまして、そういう仕組みになつておりますので、特に個々の法律におきましてこの手数料は現金で納める、あるいは印紙で納めるといふことを特に規定する必要はないわけでございます。ただ、御指摘の栄養改善法につきましては印紙をもって納付しなければならぬといふふうな規定をしておりますので、この規定がございまして印紙をもって納付しなければならぬといふことは当然であらうと思ひます。

と、国の収入は財政法の規定によりまして現金納付というのが原則になつていふわけでございますが、手数料の納付につきましては、印紙をもってする歳入金納付に関する法律によりましてその例外が定められているわけでございます。したがって、その法律によりまして各省各庁の長が印紙をもって納付できる手数料の種目を定められまうことは相なるわけでございまして、そういう仕組みになつておりますので、特に個々の法律におきましてこの手数料は現金で納める、あるいは印紙で納めるといふことを特に規定する必要はないわけでございます。ただ、御指摘の栄養改善法につきましては印紙をもって納付しなければならぬといふふうな規定をしておりますので、この規定がございまして印紙をもって納付しなければならぬといふことは当然であらうと思ひます。

いるわけですか。ですから、その点は縮めくりとして、きちつとやってもらわなければならぬというふうに思っています。

そこで、先ほど次長からは、多分前段の方の法律あるいは政令などの基準の問題は行政管理局さんではないでしょうかというふうなお話があった、それから後段の算出方法は大蔵省である、その二つをいまからお話を申し上げますが、そこで行政管理局ではその話を受けて、責任官庁としてどういう作業を行われているのか、少なくとも私がここに持ってまいります附帯決議というものは、五十三年の四月の二十日の附帯決議であります

が、当然これを受けて閣議の申し合わせといいますが、そういうものが行われているわけですから、当然作業というものは相当程度進んでいないければならぬと思う。その点、いかがでしょうか。

○説明員(八木俊道君) お尋ねの手数料に関連いたします法令の整理の問題でございますけれども、御指摘のとおり参議院大蔵委員会の附帯決議がありかつ政府の閣議決定の方針があるわけでございます。したがって、政府部内におきましては、行政管理局と申しますよりは行政改革本部という組織でございますけれども、行政管理局長官が本部長になりました、大蔵、自治、行管、内閣官房、内閣法制局それから総理府総務副長官といたしたところがメンバー、次官クラスのメンバーでございます行政改革本部の組織におきましてこの問題を取り上げることになりました、五十四年の九月の十九日に本部決定の方針を決めております。手数料の金額またはその上限が法定されているものについては実費を勘案して政令に委任する等の方向で検討をするという作業の方針をとりあえず決めたいわけでございます。それに基

づきまして各省でいろいろ御検討いただいたわけでございますが、この手数料の問題、御承知の各行政事務の実態にのりましてそれぞれ性格がまちまちでございます、なかなか色合いがさまざまであるということでございます、各省からいろいろ御答をいただきつとあるところでございます

すが、まだかつちりした統一な整理、きちつとした方針をまとめるに至っていないということでございます。で、法令整理全体の一環といたしましてこれを取り上げました関係で、実は全体の法令整理の作業といたしましては国会には別途法令整理に関する三百三十五件ほどの法律改正案をお出しをいたしておりますが、この中にはまだ入る段階に至っていないという状況でございます。検討中でございます。

○丸山篤君 何でもかでも問題が起ると行政管理局なり行政改革本部なり第二臨調にみんな持っていくてしまつて、各省庁の責任というものが非常にあまいになっていまして、これは現実問題やむを得ませんが、これは早急に進めてもらわなければならぬ、それも客観的に整合性のあるものでなければならぬ。ですから、各省庁の御意見を聞くのは結構ですけれども、あとは責任官庁がきちつとした方針のもとにやらなければ、また似たような問題が起ることは明らかだと思つております。いまからその点、少しお尋ねをしていきたいと思います。

先ほど算出方法などの合理性、整合性の話がありました、今回は旅券法の中で発給手数料以下数次旅券の再発給手数料なども含めて、前回五十三年の四月に行われましたので、今回出していないわけですね、出ていない。それから獣医師法につきましましては、獣医師免許手数料は、昭和二十四年に現行法が設定をされて、今回千円が千円に変わると。それから、獣医師の国家試験手数料につきましては、今回は改正がないんですね。この国家試験受験手数料といふのは、先ほどの免許手数料と同じように、もとは昭和二十四年物であった。しかしながら、同じ二十四年物でありました。それが五十三年の改正で免許手数料は改正になった。しかしながら、同じ二十四年物であります。国家試験のものにつきましては、今回も改正がない。今回改正がないという、不均衡というかどうかはわかりませんが、そういうものが残つております。それから、肥料取締法は前回の五十三年の改正が行われたので今回はない。ところが、先

ほど獣医師法の方で申し上げますように、免許手数料の方は五十三年に改正があり、今回も改正が行われる。それから、農産物検査法の中の農産物検査手数料は昭和二十六年物であります、昭和五十三年の四月に三百円から六百円に改定をされたけれども、今回は載っていない。それから運輸省のもので、通関案内業法につきましましては、試験手数料が昭和二十四年物が五十三年に改定になり、また今回も五十六年に改定になる。それから、免許手数料は二十四年物であります、これは同じように五十三年と五十六年、今回も改正が行われる。で、かなり古いしろものにつきましまして、前回は改正を行つて今回も改正をしていない、こういうものが散見をされるわけですね。こういうものについて大蔵省が取りまとめるべきではないか、あるいは物の考え方というものがあつてしかるべきだと思つて、その点、いかがですか。

○政府委員(西垣昭君) 今回の手数料の見直しは、最近における物価の動向等にかんがみまして、手数料の費用負担の公正化という観点から適正化を図らなくちゃならないもの全部洗い直して検討したわけでございます。で、結果として、先ほど申し上げましたように法律で手数料等を定められております法律が五十四本ございますが、三十四本の法律をこの一括法で改正をし、一本は個別法で改正をし、十九本の法律につきましましては改正をしないという結果になりました。現時点で行政コストを算出しました、改定をする必要はないというものと、それから改定をする必要はあるけれども、政令委任の限度額の範囲内であるというものがございまして、それらものにつきましましては改定を行つてないわけでございます。

今回改定を行つておりません法律十九本の中で、現行単価が適正なもの、つまり上げる必要がないものというところで改定を行つておりませんものが、旅券法、通関業法等十四本の法律でございます。それから、法定限度額の範囲内で改定が行えますので、改正をやってないというものが五本ございます。先ほど例として挙げられました旅券法は、前の方の例でございます、発給事務の機械化が進みまして、現時点におきましても、五十三年度当時設定された手数料で十分適正であるという結果となつております。それから、もう一つ例として挙げられました農産物検査法につきましましては、これは法定限度の範囲内ということで、今度改定をいたしております。限度額が四十円でございます、法定限度額の範囲内で四十円から四十円に改定するということで、法律の改正の必要がなかったと、こういうことでございまして、私どももいたしましては十分に横並びに気をつけながら、今回の改定を行つていくこととでございます。

○丸山篤君 たとえば、司法試験なんというものは毎年定例で行うわけですね。こういうものにつきましましては、臨時に行う作業ではないわけですが、そのコストの面から言へば、法務省の人件費、出張旅費の中に私は含まれておるものと思つて、もしこれをコストという面で二千円なり四千円というものを取る、実費を取るといふことになるならば、法務省の予算というものは、多少その分野では残らなければならぬ、臨時に起るもので、臨時に起るものについての業務は波動業務、臨時業務だということで、人員の配置なりあるいは予算措置がしてないというならば、これは話は別ですけれども、定時のものについては本来予算化されているはずだと思つて、そういう意味ではいまの御答弁ではどうも明確に納得させるような見解ではないというふうに私は思つて、いかがですか。

○政府委員(西垣昭君) 先ほど申し上げましたのは、手数料等の性格でございますけれども、特定の個人に対する行政事務あるいは行政サービスに対する反対給付という性格のものでございまして、

で、人件費等の増高によりまして行政コストが上
がれば、費用負担の公正という観点からはその適
正化を図るというのが当然のことだと思つて
ございます。

いまの司法試験の例でございますけれども、や
はり三年間もたちますと、その間に物件費も人件
費も上がつてまいります。それが予算面であらう
いう手当てであるかということは一応別にと
しまして、司法試験を受ける人、一人一人に対す
るコストがどうであるかということを見合せて
おるものに見合ったものを負担していただく
というのが費用負担の公正という観点からい
くても適当であるということで、改定をして
いるわけでございます。

○磯山篤君 それで、鈴木委員からも先ほど指摘
をされましたように、またいまも議論があり
ますように、早急に私は、値上げをしるという
意味ではありませんが、納得できるようなもの
に作業を進めてもらわないとまずいというの
は、もう前回の改正の際にも注文をつけてあ
るわけですから、今回の作業に反映していただ
きたい。次に出てくるようなものもまた似た
ようなことになったんでは、これはしょうが
ないと思つて、それは念を押しておきます。

大蔵大臣、まあ内閣全体をまとめて、ひとつ
の点については責任を負つていただきたいとい
ふふうに思つております。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御趣旨に従つて鋭意
努力をいたします。

○磯山篤君 それから、手数料という意味で問題
になります点を説明していただきたいと思つ
ております。それは、今回こうやって手数料
も上げると、さきの大蔵委員会で印紙税の平均
二倍に引き上げても成立したわけではあり
ません。そこで、それが著しく影響を及ぼす
であろうという意味で、銀行など金融機関の
手数料の問題についてお伺いしたいと思います。

銀行の手数料は、幾つか種類があるかと思
うんですが、私の方から申し上げましょう。内
国の為替、外国の為替、配当金取扱、公共料
金口座振替、手形帳、小切手発行手数料、あ
るいは業務委託手数料、こういうものがた
くさんあるわけですね。

そこで、最初に大蔵省にお伺いをしますが、
最近都銀十三銀行がいろいろ御相談をして
いるやに聞かれています。それは、この種手
数料あるいはキャッシュカードの問題につ
きましてそれぞれ銀行の、何といひますか
経費が非常に高くつく。たとえば印紙代
だけを取り上げてみても、今日までおおよ
ぼ四億四千万円ぐらいであらうというふう
に推計をされておられるわけですが、単純
に計算をしますと約八百億円の手数料にな
ります。それから、いままでキャッシュカ
ードは無料で銀行のサービスといふこと
になつておられるわけですが、これも有料
販売をしなければならぬというわけでも
ない。こういう問題について銀行側から
大蔵省に対して何らかの御相談なり御
連絡というものはあつたでしょうか、ま
すその点からお伺いいたします。

○政府委員(吉田正輝君) 銀行の各種手
数料でございます。手数料は実質は当局の
認可事項になっておりませんが、銀行の
自主的判斷に任せられておられるわけ
でございます。したがって、自由に決定
されるわけでございます。いづれに
いたしましても私どもとしては、銀行の
手数料の引き上げについて銀行側から
正式な話をまだ特についていないわけ
でございます。

○磯山篤君 これは大蔵省が基準を定めて
通達をしてやるといふ仕組みでないこと
は、そのとおりだと思いますが、昭和五
十三年の手数料、為替手数料など、銀
行は一律に同額で改定をしたわけ
ですね。そういう歴史が五十三年には
残つておられるわけですね。

そこで、今回銀行側は、これだけコスト
が高くなりますと、預金者に対するサ
ービスだとかそういう意味で、いろ
んな行政サービスといふか、それぞ
れの銀行の特色といふものを出して

たわけですが、もはや一千億円に近い
手数料、あるいは印紙代を張るとい
うことになりまして、サービスとい
ふことにはいかなくなるんじやな
いだろうかという心配を持つわけ
でございます。言いかえてみれば、
印紙代が二倍に上がったことが、
それは国税としては、国税収入と
してはいいことなんでしょう。今
度一般の利用者、庶民の立場から
言へば、逆のところではお寄せを
受ける。その一つが銀行の手数料
をもち、一律に同額一律値上げ
をするようなことがあるならば、
そのしわ寄せは預金者の方に持
つていくわけですね。そこで、一
斉に行政指導ができないという
ことにはよくわかつております
けれども、利用者なり庶民の立場
を十分考へて、可能な限り銀行に
めちやくちやに上げるなどは言
えないにしろ、従前のサービスを
続けるようにという程度の行政
指導を行つてもいいのではない
かというふうな考えをもちたい
と思つておられるわけですね。

○政府委員(吉田正輝君) 先生御指摘
のとおり、いま銀行は各種のいろ
いろのサービス、公共料金振り
込みとか、給振りとかがあ
るいはキャッシュカード、その他
サービスの多様化を図つてお
られるわけでございます。これは
これなりに非常に金融機関
としてもやはり大衆化とい
う路線を歩んでおられるわけ
でございます。そのサービスの充
実をやることについては、私
どももむしろその充実なり改
善なりについては歓迎してお
るわけでございます。まあ、ま
す手数料は私どももいたしま
しては、あくまでもコストに
見合つた体系とするものが望
ましい、やはりコスト主義を大
幅にゆるぎます。これは適当
でないかと考へておられる
わけでございます。

もし為替手数料がコスト割れとい
う状況でございます。本来、預
金金利の引き上げや貸出金利の
引き下げの形で広く預金者や
借入者に還元されるべきもの
が、為替取引の利用者のみ
に享受されるということにな
つて、銀行経営のあり方とし

問題があるのではないかと
思つております。大蔵省とし
ては、銀行がただいまのところ
次第に利ざやも薄くなりま
して、収益構造は次第に悪
なつておられるわけですね。
環境も厳しくなつておられ
ます。したがって、銀行の本
業であります預金なり貸し
出しにしろ寄附するよう
な形でサービスをサ
ービスの充実化、多
様化はよろしいと思
つておられる。サ
ービスの充実化はよ
ろしいと思つてお
られる。サ
ービスの充実化
はよろしいと思
つておられる。サ
ービスの充実化
はよろしいと思
つておられる。

○説明員(相場照美君) 五十三
年に、先生おっしゃいましたよ
うに確かに一律に引き上げが
行われております。当時、私
どもの委員長が国会等でも
発言したわけでございますが、
違反行為といふわけですね。
これは当然独占禁止法上

の問題が生ずるんだということを再々言っているわけでございます。したがって、大蔵省の事務当局に対しても、私どもの事務局の方からそういった違反行為が行われないように十分に注意していただきたいということを申し上げてい

た。そういった一律に料金等が値上げされたということだけでも直ちにこれが独禁法上問題になるという性質のものではないわけでございます。したがって、昭和五十三年当時、この引き上げをもって違反事件としてこれを調査したという経緯はございません。

○磯山篤君　そこで今回、ことしの三月の十七日に公正取引委員会から独禁禁止法と行政指導との関係についての考え方というのが出ていますよね。私は先ほど指摘をいたしましたように、印刷代の値上げによって国の収入は上がる。しかしながら、できるだけ国民へのサービスを低下をさせない、そういう必要が政府自身としてもあるいは銀行自身の自助努力によっても行わなければ、印刷代の値上げがそのまま今度は別の角度から消費者に多大な負担をますますかけるわけになるわけですから、大蔵省がある一定の集団を対象にして行うかどうかは個々の企業を対象にして行政指導を行うかどうかはわかりませんが、私が申し上げるような趣旨を銀行協会なりあるいはそれぞれの銀行に大蔵省ができるだけサービスを低下をさせないようにといいことを言ったとすれば、それが独禁禁止法との間においてかなり微妙な問題が起きますというふうには一面では考えられます。

それから、予想するところによりますと、都銀十三銀行を含めて一斉には同額で手数料の値上げということがいま非常にうわさをされているわけですね。単純に同額で引き上げたからこれはカルテルを結んだというふうには言わないというふうには言われませんでしたけれども、もしこの問題で銀行が八百億、千億に近い手数料というものを何とかコスト削減にしない方法としても一斉に共通にやられるとするならば、ある意味では独禁禁止法に触

れる部分が出てくるんじゃないか、こういうふう

に考えるわけですね。

以上二つのうらはらの問題について、公正取引委員会の見解をまずただしておきたいと思

います。

○説明員(相場照美君)　まず第一点でございますが、大蔵当局におかれまして、たとえばサービスが低下しないようにという程度の一般的な注意とい

いますか、でございますならば、これはそれ自体独禁禁止法違反行為を惹起するようなことには

ならないんじゃないかと考えております。仮にこうい

った指導に關連いたしまして、銀行の間であるいは銀行協会というふうな団体で協定して手数料を定めるというふうなことに

なれば、これは独禁禁止法上問題が出てくる。次に、一斉値上げの問題でございますが、今回

行われるかもしれない一斉値上げについても同様なことがあるわけでございます。まあ先ほど、五十三年度の三月の例として、先ほど国会での私どもの委員長の発言あるいは大蔵省に対するお願い、こういった点につきまして触れたわけでございますが、したがって、所管官庁でございますが、大蔵省も十分に御理解いただいているところだと思

いがあるわけですが、これがまあ仮にざっと倍額になるということになりますと、ざっくりばらんに申し上げて消費者の立場から言うならば、高いところよりもっと便利なおところに預金をしよう、あるいは振り込みをお願いしよう、こういうこと

になる可能性というのは非常に強いと思うんですね。また本店―支店間を三百円とか二百円とい

うふうな手数料でやりとりするということも、コストだけを考えて銀行の競争なりサービスとい

うことを無視していきまますとまた問題が出てくるというふうには考えます。

そこで、大蔵大臣にこれこれの行政指導をお願いをしたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君)　これは各銀行間の問題でございます。銀行同士もかなり競争が激しくござい

ます。新聞なんかでも見たように、大蔵省の指導に反して利息をつけたとかどうとかい

うぐらいに預金競争は激しいと。そういうことでありますから、私は法外もなくまあ手数料を倍に

一斉に上げようなどということはあり得ないと、そう考えております。ただ、人件費が上がったりなんかいたしますと銀行も利ざやが非常に少なくなつてお

五十四年度の実績で、国民金融公庫は他の銀行あるいは金庫などに業務委託をしているわけですが、七十六億円委託料を払っています。住宅金融公庫は三百十三億円、農林漁業金融公庫は百五十

億円、中小企業金融公庫は二百二十二億円、医療金融公庫は三十二億円、環境衛生金融公庫は百十

九億円の委託料を払っております。この手数料につきましてはその根拠はそれぞれの公庫法に書かれてお

ります。それから、手数料の支払いにつきましては、業務示方書に記載がされてお

りまして、それはほとんど別に定めるとか別表のとおりとかそういうふう

に書かれてお

りまして、すべての中身が十分にわかりません。それぞれのところからいただいて計算をする以外に方法がないんです。

そこで、少し申し上げますが、国民金融公庫は昭和五十四年度末の貸付残高で計算をしますと、

直接貸し付けが八八％、代理貸し付けが一一・九％となっております。それから住宅金融公庫は、同じく五十四年度末貸付残高が、直接貸し付けは〇・三％、代理貸し付けが九九・七％。それから農林漁業金融公庫につきましては、同じく直接貸し付けが三五・八％、代理貸し付けは六四・二％。中小企業金融公庫は、直接貸し付けが五九・八％、代理貸し付けは四〇・二％。それから環境衛生金融公庫は、直接貸し付けはゼロ、代理貸し付けが一〇〇％。大体そういうふうな数字が五十四年度末で出て

今回の五十六年度におきましては一括提案しております。その理由は那辺にありませぬか。

○政府委員(西垣昭君) 各種手数料等の金額につきましては、当該手数料等に係る行政事務に關する個別法で決められているものでございまして、その改定は原則としてその他の条項と同じようにそれぞれ個別法の改正によって行われるのが原則でございませぬ。

しかしながら、前回五十三年と今回の各種手数料等の改定は、法律で規定されております手数料等につきましては全般的な見直しを行ひまして、経済事情の変化に伴いその引き上げを要する必要があるものにつきまして、費用負担の適正化を図らうとするものでございませぬ。いわばこのように既存の手数料等の法定額あるいは限度額をいわば単純に行政コスト等に見合う額に改定することだけを目的とするものでございませぬので、手数料改定の一括法の形で統一的国家の御審議をお願いするということが最も適當であるというふうに考えまして、一括法の形で提出したものでございませぬ。

○多田省吾君 で、この手数料に關しましては、法令二百二十二件ある。で、法律は五十四件で二十四%だ。他の百六十八件は政令、省令等であると答弁なさっておりますが、その政令、省令及び告示等、それぞれ何件なのかお答えいただきたい。

○政府委員(西垣昭君) 法律が五十四件、政令が五十二件、省令が五十二件、告示で定められているものが六十四件でございまして、これらを合計いたしますと二百二十二件でございませぬ。

○多田省吾君 で、いわゆる法律あるいは政令、省令にゆだねる基準でございませぬけれども、五十三年の審議の際、当時の山口主計局長は課徴金的な性格の強いものは法律でやつて、その濃淡に従つて、法律、政令、告示等になるんだが、まあケース・バイ・ケースで各省の御都合でやると、こういうような答弁をなさつております。今回は吉野主計局長の御答弁を、衆議院あるいは本委員会等の御答弁をお聞きしております。

と、まあ法律による規制の仕方が強い方、まあ強制的な度合いによつて法律あるいは政令、省令になつてゐる。しかし各省ごとには統一的には説明できないんだと、こう答弁なさつております。やはり統一的に説明できないというところにこの基準というものがはっきりしないんじゃないか、このように思ひます。

先ほど質疑がございましたけれども、やはり五十三年当時の衆参大蔵委員会の附帯決議もあるわけでございますから、この法律、政令等にゆだねる基準については整合性を図る努力を今回までもしなければならなかつたし、今後もやはり努力する必要があると思ひます。で、この次はどうなるかわかりませぬけれども、近い将来に大蔵省あるいは行管庁が中心となつて改善できるのかどうかですね。改善するお考えがあるのか、またいつごろまでに改善できるのか、行管庁及び最後に大臣に御決意のほどをひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(西垣昭君) 五十三年の一括法審議の際に、法律で定めるべきか政令で定めるべきかといったような法形式の統一の基準を明確にするようにという趣旨の決議がございました。これを受けて私どもも検討を進めていたわけでございませぬ。その後個別法の改正のチャンスがありましたときに、その御趣旨に沿つた改正をしていく例が二つございませぬ。一つが司法書士法でございませぬし、一つが薬事法でございませぬ。それからさらに昨年十二月の閣議決定におきまして、行政改革の一環といたしまして、法律制度等の統一の順序ということで、手数料等につきましてはどういう基準でもつて、法律で定めるかあるいは政令以下に委任するかというふうなことにございませぬ。検討を進めていくということが決まられておりました。私どもはその方向で努力をしたいというふうに考へておるところでございませぬ。

○説明員(八木俊道君) 法令整理の一環といたしまして、法令の統一の整理の問題の一つの検討項目として手数料の問題を取り上げておりますわけ

でございますが、昭和五十四年の九月十九日に行政改革本部の決定によつて、検査、検定、試験、その他に係る各種手数料で、手数料の金額またはその上限の額が法定されているものについては実費を勘案して政令に委任する等の方向で検討すると、こういうことになつておりますわけでございますが、目下の法令整理の作業といたしまして、国会に、これは内閣委員会に御提出を申し上げているわけでございますが、三百三十六件ほどの法律改正をお願いをいたしておりますが、この中には、実は入るに至つておりませぬ。目下検討中の段階でございませぬ。法令整理の一環として法令の統一の整理の問題として引き続き検討させていただきますと考へております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま西事務当局から答弁があつたとおりでございますので、鋭意附帯決議の趣旨に沿つてなるべく簡略化するように進めてまいりたいと思ひます。

○多田省吾君 私はやはりこれは早急にやつていただく必要がある、このように考へます。前回の改正時点では長期に改正していなかつたものがかなり占めておりました。前回五十三年の改正時に大蔵省がまとめた三十七法律の主なものを一覧表で見ますと、その旧法定額設定年を見ますと、昭和二十年代が十六件、昭和三十年代が八件、昭和四十年代が十件、残り三件が昭和五十年となつております。やはりこれは以前からの経緯を見ませんとわかりにくいものですから、調べてみたわけですが、このことから考へますと、昭和五十三年の改正時点以前におきましては、行政コスト、また消費者物価動向による調整はほとんど行なかつたということが言えると思ひます。そして昭和五十三年改正時に、三倍から四倍あるいは十倍上げたものもあるわけでございますが、その五十三年改正時点以前に調整を行なかつた理由というものはどうなんでしょうか。

○政府委員(西垣昭君) いま御指摘のとおりでございますが、各種手数料等の中で法律で限度額が定められ、あるいは限度額が定められないまま

具体的単価が政、省令に委任されているものにつきましては、昭和四十一年度、それから昭和五十一年に全般的に見直しを行つておりますし、そのほかでも毎年度必要に応じまして適宜改定を行つて、できる限りその適正化を図つてきたところでございませぬ。

ところで、法律で単価が定められている手数料等につきましては、手数料だけの改定というものはなかなか困難でございまして、手数料の改定はどうしても個別法のその他の改正の機会ということにならざるを得なかつたというふうな事情がございまして、相当期間単価が据え置かれてゐる、そういう結果になつたということはお指摘のとおりでございます。そういうことで、五十三年度予算編成に当たつて歳入歳出の両面にわたる徹底的な見直しを行うこととし、その一環といたしまして、すべての手数料につきまして費用負担の公正の見地から行政コストを勘案いたしまして、統一的全般的な見直しを行うということで一括法的に形式で御審議をお願いしたわけでございませぬが、今回も同じようにそういうことで御審議をお願いした次第でございませぬ。私どももいたしましては、できる限り適時適切な改定ということ、従来のように長年にわたつて現実と乖離したような手数料率がそのまま残されるというふうなことのないように努めてまいりたいというふうに考へております。

○多田省吾君 私は、やはり昭和五十三年以前は手数料収入が大したことがないということに注目して、最近の財政事情からさうばかり言つておれない、財源あさりの一つとして浮かび上がつてきたのが実態ではないかと思ひます。今後の考へ方といたしまして、各種手数料等におきまして、行政コストまた物価動向に依つて今後も何年か置きに改定していく方針があるのかどうか。

○政府委員(西垣昭君) 御指摘のとおりでございますが、行政コストの増加に見合ひまして費用負

担の適正化を図るといふことは当然必要なことと
ございまして、今後とも適時適切な見直しを行
つていきたいというふうに考えます。

○多田省吾君 そうしますと、五十三年度または
今年度一括提案方式のやり方を慣習化させてお
りませうけれども、本来ならば費用負担の適正化と
いうことであくまでも個々の法律ごとの改正を基
本方針とすべきではないかと思ひますが、やはり
今後の改定方式はこのようない一括提案方式をとる
意向なんでしょうか。

○政府委員(西垣昭君) 手数料につきましては、
個々の制度に密着しているものでございまして、
本来原則的には個別法の改正審議という過程
で検討されるべきものだと思うんですが、
五十三年度それから今回、いずれも共通の目的に
基づきまして統一的な観点から見直しを行うとい
うことで一括して御審議をいただいているわけ
でございまして、同じような事情がございまして
ばまた一括法という形で御審議を願うというこ
とにならうかと思ひますけれども、他方、手数料等
の金額の定め方につきましては先ほど来御論議があ
りましたように、法令整理の観点からその整合性
について検討を行っているところでございまして
で、その検討結果も踏まえて適切に対応してい
くということにならうかと存じます。

○多田省吾君 一部の鑑測では、大蔵省は三年ご
とに見直しをしていくのではないかとということが
言われておりますが、そしてこれもかなり具体的
な話として言われておりますけれども、そのよう
な事実があるんですか。

○政府委員(西垣昭君) 先ほども申し上げました
ように、適時適切な見直しが必要だと存じており
ますけれども、三年というふうに初めから決めて
かかっているわけじゃございません。

和四十九年度からの手数料等の収入額の推移をお
知らせいただきたい。

○政府委員(西垣昭君) 手元に五十四年度までの
実績額がございましてそれを申し上げますが、
一般会計、特別会計合わせまして、五十年度が五
百八十三億円、五十一年度が六百九十二億円、五
十二年度が八百二十一億円、五十三年度が九百九
十八億円、五十四年度が一千六百二十二億円でござ
いまして、五十六年度改定後の見積額は千三百二十
三億円でございます。

○多田省吾君 五十五年度の予算額は出ません
か。

○政府委員(西垣昭君) 千二百六十五億円でござ
います。

○多田省吾君 五十六年度の改定前の見積もりは
どの程度ですか。

○多田省吾君 一つには、確定額五十年年度から五
十四年度まで見ますと、五十三年度に大改定され
ておりますから、五十年から五十一年までが百九
億四増と、五十一年から五十二年までが百二十九
億四増と、五十三年度は一挙に百七十七億四増と、
五十四年度は六十億四増となっております。とこ
ろが五十五年度、五十六年度は予算額ではありま
すけれども、五十五年度の予算額が千二百六十五
億円で五十六年度の予算額が千二百五十七億四
で、なぜ改定がない年でも百億四くらいずつ伸び
ているのに五十五年度から五十六年度は逆に八億
円、予算額であろうとも減っているのはどうい
うわけですか。

○政府委員(西垣昭君) 手数料等の中にはきわめ
て多岐にわたたりましていろいろな種類のものが入
つておられますので、十分に分析しないと正確なこ
とは申し上げられないと思うんですが、予定よりも
たとえば件数が減っているとか、そういうたよう
な事情が重なっているような結果になっている
のかと思ひます。たとえば司法試験の受験者数に
つきましても、前回の改定のとくと今回とはたし

か受験者数が減っているというような結果も出て
おります、これは一つ一つその手数料の対象に
なりまして行政行為の推移を洗ってみなければそ
のところははっきりしたことは申し上げられない
と存じます。

○多田省吾君 いま落とししましたけれども、五十
四年度の決算額と五十五年度の予算額の間にも二
百三億四という大幅な伸びがあるわけですね、と
ころが五十五年と五十六年度の間に逆にマイナ
スになっている。改定してやると、それもわず
か三十億四伸びているにすぎない、今度の増収
額が四十一億四と見込まれておりますから、そう
なるわけですが、この辺の数字見ますと、どうも
五十六年度の収入額を低く見積もり過ぎているの
ではないかという感じがしてならないわけ
です。毎年普通の年でも百億四増、それから五十
三年度改定されたときは百七十七億四増、しかも五
十四年度から五十五年、これは決算、予算の違
いこそあれ二百三億四増となっているのに、なぜ
五十五年度から五十六年度逆にマイナス八億円に
なっているのか。その辺どうもわからない。

それからもう一点は、五十三年当時大蔵省の資
料によりまして、この手数料の収入額の推移とし
ていまは五十年年度が五百八十三億四とおっしゃ
いましたけれども、五十三年当時の資料では五百七
十七億四とおっしゃいましたが、いまは六百九十七
億四とおっしゃいましたが、五十三年当時の資
料は六百八十三億四。決算は、五十三年度におけ
る決算は五十二年までしか出ておりませんからあ
れですが、この辺の食い違いはどうしてあらわれ
たんですか。

これは数字をもう少し当たらなければわかりませ
んが、手数料収入の中であまり大きなウエートを特
許手数料が占めておりますが、特許手数料につき
まして見込みほど伸びてないといったような事情
がかなり大きく働いているようにございまして。

○多田省吾君 先ほどは大蔵省調査による決算
額、昭和五十一年までの決算額となっております
から予想ではないと思ひますが、この辺は私の
方も調べてみますけれども、当局でもお調べをい
ただきたいと思ひます。

それから、大蔵省は今回の改定に際しまして、
各省庁に対して行政コストとそれから物価動向な
どの算定方法、またそれに基づく金額の設定をど
のように指示されたのか、具体的に伺いたい
と思ひます。

○政府委員(西垣昭君) 繰り返しになりますけれ
ども、各種手数料等は特定人のためにする国の事
務あるいはサービスに対する反対給付として徴収
するものでございまして、今回の改定に当たりま
しても、それぞれ個々の単価につきまして行政コ
ストを勘案して適正な単価を算出いたしまして、
その額によることを基本として行っているわけで
ございまして、行政コストにつきまして統一的に
計算をしてもらうという必要がございまして、各
省に對しましては、人件費につきましては五十五
年度の人事院勧告後の額によつて算出するように
と、また物件費につきましては五十五年度予算額
により算出するように指示をいたしたところでご
ざいます。

○多田省吾君 それから、各種手数料の中でも司
法試験受験手数料、あるいは通訳案内業受験手
料でございますが、そういうものは個人で負担するもの
だと思ひますが、また各種製造免許許可手数料、こ
のような法人で負担するものもあると思ひます。
法人の中でも中小零細企業が対象となるものもい
ろいろあると思ひます。その点の政策的な配慮が
なされたのかどうか伺いたいと思ひます。

○政府委員(西垣昭君) 先ほど来御説明しており
ますように、基本的な考え方いたしましたは、

行政事務あるいはサービスの反対給付を徴収するという手数料の性質にかんがみまして、その行政コストの美費を原則として手数料としたしているところがございますけれども、公共性あるいは公益性など特別の政策目的というものも手数料の中で大きな意味を占めておりますので、手数料等の金額を行政コスト以下に設定しているものもござい

ます。その主なものといたしましては、社会通信教育認定手数料でございますとか、農業登録手数料、電気工作物使用前検査手数料等でございます。

○多田省吾君 この手数料のあり方についてもう一問御質問いたしますけれども、金額決定の際の行政コスト主義というものは、一面では大変合理的のように思いますが、人件費あるいは物件費といったものも非常に流動的でございます。したがって、大蔵省としましては、それぞれの担当省庁ではじかれる数字を単に決定するのではなくて、もつと細かい配慮をしていく必要があると思いが、その点はどうか。

○政府委員(西垣昭君) これはもう御指摘のとおりでございます。実質的にバランスのとれたものでなければならぬということでございます。したがって、予算の組み方等につきましては、その性格によっていろいろございまして、その実質的にバランスがとれているようにということで、私も手数料の設定に当たっては、そのバランスの確保に十分努めているところでござい

ます。なお今後とも一層そのバランスがとれるように、あるいは積算方法の合理化につきましても努力する余地があればそれを詰めていきたいというように考えております。

○多田省吾君 また、今回は平均一七・五%の値上げとなっておりますけれども、将来、今後このペースで上昇いたしますと将来はかなりの金額になつてまいらぬと思ひます。そうしますと、行政上また新たな問題が出てくるのではないかと思われ

ます。行政コスト主義、また物価動向による改定というものが今後将来にわたって実情に合致なくなつてくる可能性があるのではないかと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(西垣昭君) 御指摘のような問題がないこともないと思ひますが、私も私どももいたしましては、行政コスト、これは合理化を通じてできるだけの努力をして、引き下げるように努力をしながらも費用負担の公正という見地から、やっぱり適正な負担はしていただくという形で臨むべきではないかというように考えております。

○多田省吾君 具体的な項目で二、三お伺いいたしますが、この三十四法律の中で、一つは行政コストによって算定されたもの、もう一つは物価動向によって主に算定されたもの、両方あると思ひますが、それぞれの数と代表的なものを挙げられれば挙げていただきたい。

○政府委員(西垣昭君) 先ほど来申し上げておりますように、行政コストを算定いたしました。その適正な金額によるのが基本的な考え方でございます。ただ、その例外といたしまして、たとえば特許関係の四法につきまして特権付与の対価という性格から、従来からもそのコスト以上の手数料ということに設定されておりますので、これらのものにつきましては、物価上昇率によって計算をいたしております。それから、政策目的で行政コストによる積算を行なうものもござい

ます。ところで、たとえば社会教育法、種痘法、農業取締法関係の積算は行つておりますけれども、行政コストによる積算は行つておりません。また、それを下回るところで手数料の単価を決定いたしております。

○多田省吾君 いまおっしゃつた行政コストを基本的なものとしながらも、例外として主に物価動向によって算定されたもの、これが特許関係四本だとおっしゃいましたが、この特許関係四本のそれぞれ法律と、それから五十六年度におきま

す。どの程度収益が増収されるのか、それぞれおっしゃつていただきたい。

○政府委員(西垣昭君) 特許法に基づきます特許料、出願手数料等が一つでございます。それから実用新案法に基づきます登録料、出願手数料等、それから同じように意匠法、商標法につきましても登録料、出願手数料等がございます。

で、特許法に基づきます手数料の改定後の見積額は九十七億一千三百万、実用新案法の手数料の改定後の見積額が四十七億四千七百万、意匠法の手数料の改定見積額が十三億二千七百万、商標法の改定見積額が四十九億四千九百万でございます。

○多田省吾君 ですから、その四法律におきまして、昭和五十六年度の改定後の増収額をそれぞれおっしゃつていただきたい。

○政府委員(西垣昭君) 各法律の改定後の増収額を順に申し上げますと、特許法が十二億五千九百万、実用新案法が六億八千四百万、意匠法が一億九千八百万、商標法が六億二千三百万でございます。

○多田省吾君 そうしますと、この四法案の増収見積額は約二十八億円となりまして、四十一億円の増収額のうち約七〇%弱を占めるということになりますと非常に大きいものだと思います。

で、この物価動向による特許料、登録料の増収見積額についての今回の考え方について要点だけ御説明いただきたい。

○政府委員(西垣昭君) 先ほど申し上げましたように、これらの法律に基づく手数料は特許等の特権付与の対価といった性格でございます。従来から実費を上回るものが納付されているわけ

でございます。したがって、実費主義という考え方を取りませんので、従来から物価上昇率によるということでございまして、今回もそれに従つたわけでございます。

ちなみに特許庁の歳入歳出の決算額を申し上げますと、五十四年度、歳出百七十億八千二百万に

対しまして歳入は百七十三億九千四百万に上つております。

○多田省吾君 私は、この特許料とか登録料というものは手数料の性格が、行政コストというよりもむしろ権利維持のための料金である、このように考えております。したがって、この特許料あるいは登録料なんかの増収額を物価動向、すなわちCPIのみで算定するということは非常に妥当性を欠くのではないかと、このように思ひますが、どうですか。

○政府委員(西垣昭君) 従来から物価上昇率を基準にして改定してきたところでございますけれども、いま言われたようなお考えももちろんあり得ると思ひます。今後の問題として私どもも検討させていただきます。どうですか。

○多田省吾君 それから特許料の年金ですね。私もどういふわけで年金と言ふのかと聞きまして、一年ごとに徴収する意味だということでございます。したがって、これが累進構造になっているのはどういふわけか、これに対して物価上昇率を一定に乗ずるとさらに格差が広がつてしまひまして非常に不公平ではないかと思ひますが、どういふわけですか。

○説明員(守屋一彦君) ただいま先生御指摘ございましたように、特許料あるいは実用新案登録料、こういふものにつきましては、権利期間が長くなるに従ひまして増額されるという形式をとつております。これは、長期間継続いたします権利というものはそれだけ経済的価値も高いと考えられることによりまして、それに応じた負担ということをしていただくという考え方に基づいてございまして、これは単にわが国だけでございます。ほとんどの主要国におきましてもやはりこういふ特許料あるいはその他の年金類につきましても累進構造をとつております。

かと思ひますが、ただいまお答え申し上げましたように、こういった累進構造というものは長期間にわたる権利と経済的価値が高くなるんだと、それに応じた負担をしていただくという考え方に立つものでございますので、こういった累進的な構造のもので料金改定というものは、定額でやっていますよりはむしろこれに一定の率を乗せて改定方式ということで定率改定方式をとることによって、制度的に定着しております累進構造といひますか、累進の比率ということに変更を及ぼさないことが適当ではないかということから従来からこういった改定方式をとってきているところでございます。

○多田省吾君 私、今回の改定で特に特許料が非常に増収されますので、お伺いするわけでございますが、特許出願の書類作成要領の資料もちょっとだいたいいましたが、これを見ますと非常に複雑になっております。特許出願から設定登録までの手続が種々説明してありますけれども、これも非常に複雑でございます。一応個人で記入して申請される方のために工業所有権相談所という窓口もあるようでありませうけれども、実際はほとんど弁理士に依頼しなければいけないようになっております。これも非常に費用がかかるわけですね。法人の場合はいいのですが、民間の発明家と言われる人たちは大変大きな負担になっております。またその上に、これらの附属機関に便乗の値上げの動きはないのかどうかお伺いしておきたい。

○説明員(守屋一彦君) 弁理士を代理人とする出願についての御質問でございますが、現在弁理士を代理人としたし出す出願というのは大体全出願件数の約八割ということになっておりまして、先生御指摘のようにならざるを得ないと思っております。それで、弁理士の報酬でございますが、これは基本的に今お伺いいたしております特許料と登録料、こういったものは全く無関係に弁理士と依頼人との両当事者の間の合意で決められる、こういう形をとっているものでございます。

が、この場合、一般的には弁理士会というのがございまして、そこで特許事務報酬規程というものをつくっております。これに基づきます標準額表というものを参考として決められているというのが実態であろうかと思ひます。そして、この特許事務標準額表というものは弁理士会の総会で定めておりますが、この改定につきましては、これまでどういった特許料、登録料、こういった改正とは全く無関係に適當な間隔を置きまして、民間の給与上昇率あるいは消費者物価の上昇率、こういったものを勘案しながら行われてきておりまして、この特許料が上ったから、あるいは登録料が上ったからという形での便乗値上げといったようなおそれはないのではないかというふうに考えております。

○多田省吾君 この点は他の法律の担当省庁にも言えることではあります。大蔵省は各省庁に對しまして、各種手数料の附属事務手数料の便乗値上げ等がないように徹底して監視されることを強く要望いたしまして、次の質問に入りたいと思ひます。

これに関連いたしました。最近数年の工業所有権出願の処理状況を、概略で結構ですから御報告いただきたいと思ひます。出願件数それから設定登録数それから要処理期間、この三つをお願いいたします。

約二十二万件の処理を行うことができた次第でございます。いまだ過去からの未処理案件というものを約四十六万件抱えておりますので、先ほど先生の御質問にございました要処理期間というものを、処理能力と対比いたしました。これを御覧いただきますと、約二年二分のストックを抱えているというふうな実情にあるわけでございます。

登録件数につきましてはこれを特許について見ますと、昨年度、約四万八千件の登録をいたしております。これは年によりまして多少の変動はございますが、大体四万四千件から四万九千件というところをこのところ推移いたしております。登録の面では特に大きな問題はないのではないかと思ひます。

○多田省吾君 この要処理期間でございますが、諸外国と比較してわが国の状況はどうですか。

○説明員(守屋一彦君) 各国との比較ということでございますが、これは実はそれぞれ法制を非常に異にいたしておりますので、単純な比較というのは非常に困難なわけでございます。たとえば出願件数について見ても、日本の場合、たとえば五十四年の数字で見ますと、特許、実用新案、これを両方合わせまして五十四年では三十六万件でございますが、この年の外国を見てみますと、アメリカは、これは実用新案制度ございせんので特許のみで約十万件でございます。日本はアメリカの約三・五倍という数に上っております。西ドイツの場合は実用新案制度を持っておりまして、特許、実用新案合わせ九万件、これも西独と対比いたしますと、日本は三・九倍というふうなことでございまして、出願件数が圧倒的に日本の場合多いというあたりにおきましてまず第一点に非常に大きな違いがございます。それから要処理期間がどうかという御指摘でございますが、なかなか正確な整合のできる統計等がございせんが、こういった出願件数あるいは審査対象件数が非常に多いということもございまして、わが国審査官の一人当たりの処理件数とい

うのは国際水準よりはるかに高いところにあるかと思っておりますけれども、こういった出願件数が非常に多いということから、これを処理能力に對比して見ますと、先ほど申し上げましたように、まだ残念ながら二年二月程度ということを申し上げたわけでございますが、諸外国とこれを単純な比較は非常に困難でございますが、私ども一応の推計をいたしましては、二年程度ということになりますれば、まずまず国際水準と言えらるるのではないかとこのように考えております。あと一段の努力を重ねたいということをやっております。

○多田省吾君 アメリカとは単純に比較できませんが、実用新案もないということで、しかしアメリカは二百日以内で処理されていると聞いております。要処理期間が日本の場合はまだ長いのではないかと、手数料も相当増収するわけでございますから、私はやはり特許の問題に絡んでは迅速の確な権利付与というものが特許行政の大きな命題であると思ひますので、そのため審査、審判の処理促進というものが大きく国民から要請されていると思ひます。もっと早くできるように対策を講ずべきだと思ひます。簡単にひとつ決意をお伺いしたい。

○説明員(守屋一彦君) ただいまおしかり、同時に御激励をいただいたわけでございますが、私もいたしましては鋭意努力いたしておるところでございます。実は三十年代、四十年代という時代に工業所有権出願が非常に増加の一途をたどったということで、四十四年に先ほど申し上げましたような計算方式で要処理期間が五年を超えるといったような実は事態になりました。国会の方にもお願いいたしまして特許法、実用新案法の改正をいたしていただきまして、先ほど申し上げましたような審査請求制度というふうなものを採用させていただいた、あるいはいろいろ関係方面のいろいろ御尽力をいただきまして審査官を増員していただいた、事務処理の機械化を実施したというふうなことで、ようやく二年二月というところ

まで持ってきているわけですが、先生御指摘のようにまだまだ国際水準から見れば長いわけでございます。今後ともこういった要処理期間を一日でもつづめられるようにということで機械化をさらに促進し、あるいは現在大手出願企業等に対して十分事前チェックをやつて、不要な出願をできるだけ整理していただくようにというようお願いもいたして、こういふ諸施策を合わせることにしまして、先生からたゞいま御指摘いただきましたように、一日でも早く、少しでも審査期間を短くしていくということに努力いたしたいと考えております。

○多田省吾君 次に、手数料に関連いたしました厚生省に、いわゆる障害年金、障害福祉年金などを申請する際の診断書の費用についてお伺いしたいと思つてます。総理府関係には傷病給付なんかもありますけれども、本日は厚生省関係だけお伺いしておきたいと思つてます。

これらの年金を申請する場合の診断書及び添付書類等の費用は一般的にどうなっているのか、また病気の種類によっては何枚も必要になるようでもありますけれども、これらの点について要点を御説明いただきたい。

○説明員(阿藤正男君) いま御指摘のように、疾病の種類によりましては複数になることもございますが、障害年金、障害福祉年金におきまして、いずれも診断書を提出していただいて廃疾認定をするということになっております。

○多田省吾君 私は、前からこの点に關しまして多くの陳情も受けておるわけでございますが、民間病院等で診断書を作成しますと一つ当たりかなり高い金額を徴収されるようでございます。それらの苦情が相当あるようでありまして、厚生省は把握しておられますか。

○説明員(阿藤正男君) 確かに御指摘のように、かなりその疾病の種類、したがって検査の質、量によりましては多額の費用を要するといふ場合もございますので、原則はこの受益者負担という観

点から受給権者の負担になっておりますけれども、とりわけ一般的に低所得階層の多い障害福祉年金を中心として、できるだけこの費用の軽減を図るという観点から、国立病院その他身体障害者更正施設等におきましては、これを無料または低額にするように関係部局と協議しまして、制度創設以来そういった取り扱ひをしていただいておりますが、なお、障害年金につきましては、できるだけ比較的安いの公的病院あるいは、実は国年には巡回認定ということもございまして、こういったものを活用するように指導しているところでございます。

○多田省吾君 答弁の方が先に出ちゃったんですけれども、昭和三十四年の八月十九日に厚生省年金局長名で各都道府県あてに「障害福祉年金廃疾認定診断書の取り扱ひについて」ということで通達を出されておるわけですが、現在でも私は生きておると思うんですが、その点どうなのか。これはなぜ障害福祉年金に限定されたのか、またこの通達内容全般について実施状況はどうなのか。それからいまおっしゃつたように、障害年金を申請したいけれども内部疾患のために幾つもの検査をしなければならぬ、その診断費用が高くて申請が出せないでいる、安くできることを紹介してほしいという訴えもあつたわけでございますが、やはり先ほどの通達というものを早く障害年金の場合にも適用するように広げていただきたいと思つておるんですが、その辺どうなのか、ひとつ要点だけお答えいただきたいと思つてます。

○説明員(阿藤正男君) 御質問の一つは、これを障害年金にも拡大しないかというお話と思つてますが、先ほど申し上げましたように、受益者負担という原則でその受給権者に負担していただくということになっておりますが、障害福祉年金については通達で指導しておりますが、先ほど申し上げましたように、一般的に所得制限以下の低所得階層である、福祉年金は全般的に低所得階層であるという点に着目してそういう措置をしていただいておりますので、これを全体の障害年金に拡

大する考え方はいまのところ持つておりません。ただ、先ほどお話をいたしました、たとえば主たる疾病と従たる疾病がございまして、通常はその主たる疾病について診断書を出していただくわけですが、従たる疾病についてはお不十分であるということで別個の診断書が必要であるという場合につきまして、もう一つの診断書が必要とする場合におきましては、国民年金の場合において申しますと、その追加を指示した診断書につきましては指定医療機関でその診察を受け診断書を作成していただくという前提で無料としております。

○多田省吾君 最後はこの点でお尋ねしたいと思つてます。障害福祉年金の場合はおっしゃる通りに通達で無料もしくは百円以下となっておりますけれども、障害年金の場合は受益者負担ということで大変お金がかかる。障害年金でも、たとえば国立病院における診断書なんかは費用について私はいさし何とかなるんじゃないか。ところが障害年金の場合ですと、国立病院の場合も地元医師会等との取り決めで同じような金額になっておるわけでございます。やはり国立病院は民間病院の指導的役割を果たす立場にあるわけでございますから、医師会と一緒に同額の費用を取つておるのとはちよつとおかしいように思う。やはり福祉的資格を持つておるわけでございますから、せめて障害年金の場合でも国立病院だけでも低額でできることができないのかどうか、その辺をひとつ厚生省側に強く要望しておきたいと思つてます。

○塩出啓典君 それではただいまから、いろいろ質問を聞いておまして重複を避けまして二、三お尋ねをしたいと思います。

まず、これは行政管理局にお尋ねしたいわけですが、五十四年九月十九日の「各種法令の整理基準及び整理計画の立案について」と、その中で手数料の問題については先ほどの多田委員の質問に対して、手数料の金額またはその上限の額

が法定されているものについては、実費を勘案して政令に委任する等の方向で検討すると、こういう行政改革本部の決定に対して、まだ余り検討が進んでいない、こういうようなお話であつたわけでありまして、これはどうなんでしょうか、大体いつごろまでにか、あるいははこういう方向でいまいかどうなんでしょうか。こういうものが出た以上は、ちゃんとやつぱりやつていかなければいかぬのではないかと申すんですが、その点どうでしょうか。

○説明員(八木俊道君) ただいまの点でございますが、当委員会の附帯決議あり閣議決定あり行政改革本部の作業方針もあるわけでございます。そこで私どももいたしましては関係省と鋭意御相談をいたしながら問題点を詰めておるわけでございますが、昨年末までの状況で申しますと、何分、当該行政事務の性格でございまして、あるいは許認可その他の制度の問題等の関連もございまして、また何せ対象案件が多数でもございまして、共通的な一つの統一的な整理のあり方をどうするかという、じみじみ、しかしながら、かなり基本的な問題でもございまして、法形式の問題でもございまして、実はなかなか政府内部において判断がまとまらなかつたというのが正直なところでございます。省によりましてはあるいは手数料の性格によりましては、制度改正につきまして前向きな御感觸のあるところもあつて、また大変慎重なところもあるということ、足並みがまだそろいかねているところもあつて、足並みが揃つてまいりました。昨年末からことしの初めにかけてはついに成案を得るに至らなかつた、こういうのが経過でございます。しかしながら、何分附帯決議あり閣議決定あり、かつ行政改革推進本部の作業方針もあるわけでございますから、かつたいたいまの御指摘でもございまして、今後鋭意努力をいたしたい、大蔵省、法制局その他所管の各省庁とも御相談をしながら詰めてまいりたいという

ふりに考えております。

○堀出啓典君 先ほどの行政改革推進本部決定の中では実費を勘案してという、こういうことできよの委員会の御答弁でも今回の手数料の値上げは行政コストあるいは物価の動向により変更すると、こういうようなお話であります。しかしコストにしても実際はいろいろなコストがあると思ふんですけれどもね。人件費だけなのかあるいは福利厚生まで入るのか、その人の住んでいる建物の減価償却も含めるのか。あるいはまた先ほどのお話ではコストよりもやっぱり安くしているのもあると。また特許の登録のようなものは単なる手数料ではなしに、それを登録することによって一つの権利が生ずると、そういうものの対価としてもらうものもばくはあるんじゃないかと思ふんですけれどもね。したがってそういうものを、結局これは行政管理局あるいは大蔵省も関係すると思ふんですが、将来は一つのルールというか、そういうものをばつくりまして、そして各法律で決めるんではないにそういう一つの統一した理念に従って料金、手数料も決めていくと、こういう方向に行政管理局あるいは大蔵省としても考えておるんだと、こう理解をしていいわけなんですかね。その点は、大蔵省の方から先に。

○政府委員(西垣昭君) おっしゃるとおりでございます。手数料と一口に言いますが、特権付与の対価であるようなものもございまして、課徴金的性格の強いようなものもございまして、御発言の中にもありましたようになかなかむずかしい問題でございまして、行政管理局の方からお答えいたしましたように、私どもも行政管理局とも協力をしながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○説明員(八木俊道君) 行政管理局といたしまして、前回の附帯決議以降私どももそれなりに努力はしております。個々の根拠法の改定の際に附帯決議の御趣旨を尊重して政令委任をしたものが二件ございまして、これを重ねて申し上げておきます。

でも、ただいま大蔵省から御答弁ございましたように、この問題は、大蔵省ではございまして、基本的に大事な問題だと考えておられます。委員御指摘の、手数料の決め方につきましてはいろいろな観点があることはそのとおりだと存じます。今後関係省とも十分相談をいたしながら問題点を煮詰めてまいりたいと思っております。

○堀出啓典君 これは大臣に御答弁をお願いしたいわけですが、こういう手数料の問題一つにしてもいろいろ各省の思惑等もありなかなか前に進まないわけでありまして、しかし一方では、国鉄の運賃までいま国会では決めていないわけですね。たばこの値上げはもう国会の決議から離れておるわけでありまして、ところがこの法案ではたとえば高圧ガス取締法の容器証明書書きかえ等手数料三百円を三百五十円にするとか、そういうようなことを国会で審議をする。けれども本当にわれわれがそういうものが妥当であるかどうかというところは、これは非常に専門的なことでありまして、やっぱり大事なものは一つのルールというか、手数料というものはこういふルールで決めていくんだと、そのルールがいまはばつくりしてない。むしろそれをばつくりして、それをわれわれは国会で審議をして、後はそのルールに従ってやはり政令なり統一をした線で行くと、こういう方向に持っていくことが行政改革にもつながっていくんじゃないか。そういう意味で、これはひとつ大蔵大臣としてもそういう一つのことを進めることが行政の簡素化にもつながっていくんじゃないかと思ひます。そういう点をひとつぜひ早急に努力をしてみたい、この御意見を承っております。

○國務大臣(渡辺美智雄君) きちんとしたルールが何かできればいいんですが、常識的にはできるんです。しかしながら、理詰めでこう言われるというところ、なかなかむずかしい問題が実際は出てくるんです。たとえば医師の免許登録料、医師免許登録料というふうなもの、何万円、医者になるような人は偉い人で収入も多いのだから、

一生に一遍しか免許を取らないのだからかなり高くてもいいんじゃないかという議論が一方にあるかと思へば、それはもうそんなことを言ったって手数料と同じで、パスポートももう同じだけの手間しかかからないのだからそんなに高く取るのはおかしいんじゃないかという議論も一方にある。そこでどこからも批判されない、本当にきちっとした科学的なルールができれば私は一番いいと思ふんです。そこがなかなかいろいろな理屈があるというふうなところで足踏みしておるわけですが、大まかな話で本当はこういふものは常識の問題ですから、大体おおよその見当をつけてルールをつくって、最高限度を何かどっかで歯どめをかけて、あとは政府にお任せをいただくというふうなことですると非常に事務の簡素化になることは事実でございます。大変いいことだと。したがってそういう勉強をもう少し詰めてみてひとつ大胆にやってみたらどうかと、大蔵省は大胆じゃないんです。そういうところで国会で結局、非常に答弁に窮するようなこと事態を非常にこわがるわけですね。したがってそういう勉強を始めたんです。実際は始めたのだけれども、今度の国会までに踏ん切れなかった。裏話を申しますとそういうことのようにございまして、しかしこれは皆さんのおっしゃることが私は本当にもっともだと思ひますので、完全なものではないけれども、今回は国会これで通していただきました。この次の改定までには何かもっと前進したものを、つくるように努力をしてみたい、かように考えております。

○堀出啓典君 どこからも批判をされない、そういうものはなかなかあり得ないわけですね、やっぱり料金を上げるとすれば喜ぶところと喜ばれぬところがあるし、下げてもやっぱり喜ぶところと喜ばないところがあるわけですから、そういう点はある程度国民の常識に近い線です。やっぱりやってくる以外はないんじゃないかと思ふんですが、そういう方向でひとつ努力をしていただきたい。

それから次に、行政管理局にお尋ねいたしますが、こういう手数料等が引き上げられる割には行政サービスの方向に前進がない、こういう声が非常に多いわけでありまして、行政サービスの向上改善につきましては、昭和五十五年十二月二十九日の閣議決定、「今後における行政改革の推進について」という項目があるわけでありまして、その後の進捗状況、また今後の調査計画等御報告願いたいと思ひます。

○説明員(坂本信三君) お答えいたします。先ほど先生から去年の十二月二十九日というお話がございましたが、実はややそれからさかのぼりまして、去年の九月十六日に「行政サービスの改革について」という閣議決定をいたしております。この行政サービスの改革につきましては、昨年私どもの大臣となられました中曾根大臣がございまして、中曾根大臣の御方針もございまして、行政サービスの改革というものを大きな行政改革の一環として取り上げられたわけでございます。

それで、その内容を申し上げますと、各省庁の窓口行政を中心とした「行政サービスの画期的な改善を図る」、こういうことを主眼といたしまして、各省庁におきましては、たとえば窓口におきます「接遇態度の改善」それから「申請事案の処理の迅速化」あるいはその「窓口環境の整備」等々につきまして改善計画をつくりまして、それを強力に推進すると、こういうことになりました。

その実施状況を見ますと、各省庁におきまして改善計画がすでに策定されております。それから出先機関におきましても、おおよそ一〇〇％に近い出先機関におきましてこの改善計画が策定されておると、そういう状況でございます。それで、実はこの閣議決定にもございまして、行政管理局におきましてもこの各省庁の改善を推進するというところにいたしてございまして、たとえば大臣が全国を行脚されるとか、あるいは

行政管理庁におきまして行政サービスの評価調査、各省庁の改善状況につきましての側面から評価を行うと、こういったこともすることになっておりまして、その行政サービス評価調査につきましては、ことしの三月でございましてけれども、行政管理庁が評価調査を実施しております。その結果、まだまだとっていないのでございましてけれども、その結果あるいは各省庁の自主点検の状況等をまとめまして、近々閣議に報告したいと、こういう方針で進んでおる次第でございます。

○塩出啓典君 こういう窓口サービスとか、こういうこともぜひひとつ推進をしてほしいわけですが、特に許認可事項が非常に多いという問題ですね。何か一万件ぐらいの許認可事項で、各省—運輸省が二千六百、通産省が千五百、大蔵省が千五百、農林水産省が千四百、厚生省が千二百とか、こういうところが非常に多いようで、これも行政管理庁としてはできるだけ地方へ権限を移すとか、こういうように努力をされているやに承っておりますわけですが、やっぱりこういうものは、ほとんど地方に譲るべきものは譲ると、思い切つてやっつけていかなければいけないと、そういう点の進捗状況はどうなんでしょうか。

○説明員(坂本信三君) お答えいたします。許認可の改善につきましては、ちょっと私どもの方の所管でございませんで、監察局の方からお答えさせていただきます。

○説明員(塩路耕次君) お答え申し上げます。許認可等の整理につきましては、先生のお話の中にございました昨年十二月二十九日、「今後における行政改革の推進について」という閣議決定の中で、やはりこれの整理の推進ということを取り上げております。その中におきまして、各省庁におきまして許認可等の総点検を行いまして、五十六年度以降おおむね二年間に千事項の廃止、統合、権限の委譲、規制の緩和、手続の簡素化等といった整理計画の立案をしていくということをこの閣議決定の中で取り上げておりまして、私ども

行政の方で現在これを各省庁に働きかけまして、推進中ということでございます。

○塩出啓典君 それでは、時間が参りましたので、最後に「今後における行政改革の推進について」という、先ほど申しました十二月二十九日の閣議決定ですね、これに各省ごとに「行政事務・事業の整理、委譲」と、こういうことでたくさん載っておりますが、非常にいいこと書いているし、もうぜひこれは早くやるべきだとわれわれも直接陳情を受けたり、これが非常にまたサービスにも向上になるわけなんですけれども、こういうものの全体的な進捗状況はどうなのか、それを承りたい。

そうして、そういう問題にはひとつ全力を挙げて取り組んでもらいたい、早くやってもらいたい、いいことはね。そのことを後は要望して、質問を終わりたいと思います。

○説明員(八木俊道君) たいま御指摘の「行政事務・事業の整理、委譲」でございますけれども、昨年の暮れに決まりました行政改革の当面の方針の中の重要な要素でございます。私も従来国家公務員の定員の削減、合理化とか機構の整理、こういった形の面あるいは人員の面から入っていったわけでございますけれども、各省ともいろいろ御相談の結果、行政の実態的な内容をどう重点化するか、簡素化するか、この点がポイントであろうということで昨年の暮れ取り上げさせていただいたわけでございます。目下この方針に沿って具体的にどういうやり方をやっていくか詰めているところでございまして、逐次予算とか定員配置等に反映させるという方向で一部実施に移しつつあるという段階でございます。今後とも鋭意努力をいたしてまいりたいと思っております。

○近藤忠孝君 この手数料法案につきましては、すでに各委員からも指摘がありましたけれども、私も基本的なことを申しますと、各手数料決定の基準に統一性がない、それから大きく性格の異なるものや影響を受ける対象の違うものを一律に実

費主義で引き上げては問題であると思ひますし、三番目には受益についての考え方の基準が明確でない、こう思うんです。

具体的に申しますと、引き上げに賛成できないもの、これはたとえば学校受験と同じような性格を持つ手数料、ですから不動産鑑定士、司法試験、電気、ガス主任技術者試験など、要するに受験者が一般個人であるものあるいは直接利益の対象とならない、こういうものについてはやっぱり引き上げすべきでないと思ひますし、各種閲覧手数料も同じようなものだと思うんです。と同時に、もう一つ逆に今回の金額ではむしろ低過ぎるんじゃないかと、こう思うものがあるんです。

そこで、大蔵大臣に一つお伺いしますが、一番今回の手数料で金額の高いものが電気事業法の使用前検査、七十七万円から八十六万円と一番高くなるんです。大臣どうでしょうか、これは妥当な金額だとお考えになっておりますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは実費主義と言つたらもっと取つたらいいんじゃないかという御意見だと思ひますが、私もこれを見たときも取つたついでにいいんじゃないかと、この倍ぐらいかかっておるとかという話だから、ところが、こういう反対もあるわけですよ。要するに原子力を進めるというために国はいろいろな補助金を出したりいろいろな融資をしたりして、いま助成しているんじゃないかと。片方で助成をしながら、片方で今度はよけいに金取るというのはおかしいという、これも理屈だ、確かにね。しかし、そう言つたて全体の中から見ればもうわずかな、本当にもうほこりみたいな話ですから、電気料全体の中から見ればもう少し実費くらいは上げた方がいいんじゃないかと、二つの議論があったわけですよ。そこで結局通産省と大蔵省の意見がなかなか折り合

わないというところもあって、今回はそういうような大きなエネルギーの強化という、原子力の推進という大きなしきの御旗もありますから、そのような点でいろいろな紆余曲折があった結果八十六万円になったということでございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、大蔵省としてはもつと取りたかったけれども通産省ががんばつたためにこの金額に落ちついたと、こういうことなんじゃないですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは見方でございますが、両方で大体このことになつたんですから、まあ別に負けたわけでもありません。

○近藤忠孝君 ところでもう少し身を聞いてみますと、電気事業の場合にはそういう公益性なども考へて計算された経費の七割を企業に手数料として負担させる。それから原子力発電の場合には五割だと聞いておるんです。で、五割、七割、それなりの政策目的考えたんだと思うんですが、私はそれ自身も問題だと思うんですが、さらにもう一つ問題なのは、基礎になる計算が人件費というけれども、人の費用を全然考へないで要するに旅費だけだと、こう聞いておるんです。その点は間違いないですか。

○政府委員(西垣昭君) 原子力発電に関するものにつきましては、人件費を含めないで物件費が五〇%、比較のために申し上げますと、原子力関係以外のものにつきましては人件費も含めたコストが七〇%ということになっております。

○近藤忠孝君 ですから特に原子力の場合には本当に少ない。本当に実費とも言えないようなものだと思うんです。

そこで問題は、今回発生した敦賀の原子力発電所の事故の問題です。これは大蔵大臣、自分の所管事項じゃないと言ふかもしれませんが、渡辺さんは将来総理大臣になるかもしれないと言われている方ですから、そういう場合のことも考へまして、ひとつこの問題に関心持つてほしいんですが、大変な事故なんですか。

幾つか例を申し上げますと、フィルター・スラッシュ・タンクというところ、これは廃液を処理する場所なんです、それを洗浄するために水をどんどん入れたんです。締め忘れましてあふれちゃつたんですね。あふれたのをうまく処理する設備は確かにあるんです。幾つか何重かにありまし

て、しかし問題は、最後にまた同じタンクに入っちゃうんですよ。だからあふれたものを処理するのは同じなんです。そして後どんどん入ってきますから、それで外へ行ってしまったというんです。

そこで、これは通産省にお伺いしますが、これは当然原子炉規制法に基づく安全審査の対象となっておったと思うんです。そのときにこんな言葉で言った機構上同じタンクに入っちゃうんですよ。別タンク行くならわかるけれども、別のタンクじゃなくって同じタンクに入っちゃうわけ。こんなことがその審査の段階でわからなかったのか。わからなかったことが費用が足りないために十分な審査ができなかった、要するに手数料と関係するんです。そういう問題があるかどうかひとつお伺いしたいと思うんです。

○説明員(遠坂国一君) 先生御指摘の敷設の廃棄物の設備でございますが、一口に廃棄物処理施設と申してもいろいろな種類のものがございまして。先生御指摘の、恐らくスラッシュタンクの系統のことであろうかと思いますが、本件につきましては、原子炉等規制法の審査を受けております。もちろんそれから詳細設計以降の問題につきましては電気事業法の関係で規制を受けております。

具体的に、じゃその系統についてどうであるかということでございますが、いまの詳細なところは現在では余りよくわかっておりませんが、いまの技術基準ではその辺を明確にしておりませんが、恐らくその部分については問題がなかったと判断されたものといまはわれわれは解釈してございます。

○近藤忠孝君 いま私が指摘した問題は、使用前検査以前の問題として最も厳格な原子炉等規制法に基づく安全審査、いわば事前の審査ですね。これは設計図だけ見れば、あふれたものはまたもとへ戻ってきちゃうということは素人が考えたってわかるようなこと。これを見過したという点

で、私は重大な問題だと思ふんです。その点で、これは後の問題とも関係しますけれども、こういう面の審査基準をもっと厳格にすることが大事だと思ふわけですし、その審査体制の強化が必要だと思ふんです。

それからもう一つ問題がありますが、今回のあふれた一つの理由は、第一次増設分、これがいま言ったフィルター・スラッシュ・タンクですが、その横に第三回目の増設、それが洗たく廃液ろ過装置ですね、それを増設したときにその間に穴をあけてしまったと。いわゆるネズミ穴と言われているんです。それで、そこからあふれてしまったことが原因です。

それからもう一つ、この第一回の増設のこれはかなり危険な場所ですが、そこをいま言った第三回目の増設の際に、出入り口をつくるために大変厚い壁をくり抜いて出入り口をつくらせておいた。こんなものが、これは使用前検査の際あるいはその前の段階で、そんなことの危険性が察知できなかったのかどうか。この点はどうですか。

○説明員(遠坂国一君) 先生御指摘の第三回の増設でございますが、これはランドリーのろ過装置というものでございまして、液体廃棄物処理系のうちで洗たくを終わりました水をろ過をしまして、ろ過槽を通じて放水口に放出するというものでございまして、この増設が四十九年の六月に実施しているわけでございまして、今回の事故の調査の過程で、その間に、スラッシュタンクとろ過装置の間に、先生御指摘のネズミ穴と称するものがあるということがわかったわけでございまして。

この工事をやりました、その第三回の工事計画の認可との関係でございますが、この第三回目の工事計画の認可は、ランドリーのろ過槽の移送ポンプでありますとかドレーンろ過槽の強度、容量、そういうものを審査したものでございまして、その壁についての貫通部分につきましては記載は一切ございませんでした。したがって、私どもいまから考えてみますと、この件については知り得なかったのではないかとどうふうか判断

しております。今後この問題につきましては、この中間報告でも指摘してございまして、十分検討いたしまして、こういう漏れのないようにしていきたいというふうな考えをしております。

○近藤忠孝君 知り得なかったというのは、法律上要求されている検査対象からは知り得なかったということだけであって、現場へ行ってみれば、私ももう二回ばかりこの場所へ行って見てきたんですけれども、片やフィルター・スラッシュ・タンクの場所はこんな厚い、もうこれは完璧なところですね。そこは穴をくり抜いてその次はきわめてもうやわな建物ね。そうなればこれはもう危険なのはわかっているわけですよ。そんなことを見過してしまつたという、この検査体制の問題があると思ふんです。とてもこれ七十七万や八十六万どころのことじゃだめだということがもうはっきりしていると思ふます。

そこで、もう一つお伺いしますが、せきがあれぼこの流出を防ぎ得たと思ふんです。ところが、この第三回目のときにせきを設けてなかった。ただ、これはこの間の科技特での答弁によりまして、そのせきはその当時は法律上要求されてなかったというんです。よく調べてみれば、それが一年たった後には設けなければいぬということですね。となれば、実際使用前検査をやった立場から見れば、一年後にはそこに設けなければいぬということが当然わかるはずですよ。これを見過したのはどういうことですか。

○説明員(遠坂国一君) せきの問題につきまして、先生いま御指摘のとおりでございます。五十年の十二月に技術基準を作成いたしました。この認可が先ほど申しましたように四十九年六月でございますので、その時点では技術基準がなかったというので、工事計画の認可の段階では、この技術基準を適用しようにも技術基準がなかったわけですから、適用がなかったわけでございます。それから、しからば問題はその期及といましようか、さかのばり適用でございますが、その

適用があつたかどうかということでございます。これはちよつと詳しくなるんでございまして、施設の中と施設の出入り口と分けてございまして、出入り口のところのせきは一年間の期間を置いて適用がある、しかし施設の中につきましては、既設の設備につきましては適用がないというふうな技術基準上なっております。先生の御指摘のお話のランドリーろ過の入り口のところは、施設内のせきというふうな私ども考えておりました、そういう意味では適用がなかったというふうな考えられます。

○近藤忠孝君 私はその点については、これは一般論、常識的に言っても、そんなのを見過してしまふことが、法的な基準がなかったからといって、まあおかしな言いかいということを指摘をして、その点は同意をいただいたと思うんですが、問題はそれほどこまでその基準が本当にこれは危険防止できないものかということがわかつたんです。

そこで大蔵大臣、こいつもぜひ耳にとどめてほしいんですが、実際のいま言った、よく通産省が基準、基準と言いますけれども、審査対象の基準なるべきものの中に建屋そのものが入っていないんですよ。われわれ常識から言いますと、こういう厚い壁に囲まれているから安全だろうと、こう思うんです。そしていままでの説明でも、絶対これは外へ出ないものだ、放射能は、それがよくずつと調べていきますと、その建屋の壁とかその他の構造自身は建築基準法上の対象になるけれども、電気事業法上の使用前検査の対象にならない、あるいはもっと厳格な原子炉規制法の審査対象にもならない、こういう状況なんですね。だから平気で穴をあけてしまつたり、あるいはこんなでかい出入り口を、壁を割つてつっちゃうんですよ。だからこういう点が、この問題の大変重要な点だということをお私どもも指摘をしたいと思います。ですからこの点は、今回よく言われた一般排水路の上に廃棄物建屋を建ててしまつたというこのミスと同じくらい重大な問題があると思

うんです。

そこで、通産省にお伺いしますが、今回の事故からどのようにこれを反省し、そしてこれからどのような検査体制で臨む方針か、その点をお伺いしたいと思います。

○説明員(平田辰一郎君) 先生御指摘のように、現在の審査、検査、それから運転管理についての行政につきましても、今回の教訓の件にかんがみましても、今後十分その実情を究明した上でしかるべき措置を検討しなきゃならない課題が多かるうと考えております。今後その辺を十分検討した上で適切な処置をとりたいと考えております。

○近藤忠孝君 もうすでに一定の調査はしているわけですね。あるいは検査のための手数料が妥当かどうかということも審議しているわけですか。それから、その限りにおいていままでの調査の結果、かなり根本的な見直し、ですから審査並びに検査の対象についての範囲をすつと広げていくとか、たくさんあると思うんですけども、その辺についてはこれはどうですか。

○説明員(平田辰一郎君) たとえば検査について申し上げると、検査の手数料の算定は、標準的な検査工程を考慮して積算しているものでございまして、仮に今後多少の検査項目の追加はあると思いますが、この場合においても、その算定根拠に直ちに変動を与えるものではないというふうに考えております。

○近藤忠孝君 そうすると、検査対象あるいは審査対象に変動が出ないとなると、また同じような過ちを繰り返すおそれがあるんじゃないでしょうか。

○説明員(平田辰一郎君) いま申し上げましたように、算定は標準的な検査工程を考慮して積算しているものでございまして、仮に今後多少の検査項目の追加がございまして、直ちに算定根拠が大きく揺らぐというふうなものではないというふうに考えております。

○近藤忠孝君 私聞いているのは、もっとその前

の段階で、検査項目、審査対象がもっとふえる可能性があるだろう。たとえば私が先ほど指摘をした建屋そのものが審査対象になっているのかわからないのか。そんな問題も含めてもつと抜本的な対応が必要だろうと、こう思うんですが、その点はどうですか。

○説明員(平田辰一郎君) 実際の検査は当該設備のみを検査するわけではございませんでして、検査の際は複数の機器のあるいは設備の検査を並行して行います。したがって、膨大な検査の中で本件に必要な改正あるいは所要の検査項目の追加がございまして、一応算定根拠に直ちに變動するような影響はないというふうに考えているわけでございます。

○近藤忠孝君 私の質問を先走って答弁してしまつて、一番最後のところで、その人員でいいか悪いかというその点ばかり答えているだけだけれども、それは最後の問題なんです。その前の段階で、いままでの中間調査の段階でいけれども、あそこもやつておけばよかつた、これもやつておけばよかつたと反省していると思うんですよ。課長が反省してないけれどこれは大変な話だからね。その点聞いているんだが、どうですか。

○説明員(平田辰一郎君) これまでの調査からかながみまして、これは検査のみならず審査の問題にも通ずるわけでございます。現在の使用前検査は、審査対象の部分について、ものについて検査をしていくわけでございますが、審査がふえればその分だけ検査もふえるということになるわけでございます。

○近藤忠孝君 ですから、私は審査や検査の対象がね、どうしてもふえざるを得ないんだと思うんですよ。そういう意味では、いまある法律及び政令、省令、これが問題だと思つていい。いままでの法律や省令に基づいて検査したけれども、そのとおりやったらけれども間違ひなかつた、そのとおりやったら以上のこととは期待できなかった、だから通産の責任はないんだと、これがいままで

の一貫した答弁だつたと思うんです。ところが問題は、法律ももちろんそうですけれども、大体省令というものはあなたの方つくるわけだから、そうでしょう。自分でつくつた省令が十分なもの、そのとおりやつたら間違ひなかつた、こんなことではやつぱり世の中通らぬわけです。で今回こういう事故が起きてしまつたわけです。その点の反省があるのかないのか、これが私の質問の一番の趣旨なんです。

○説明員(平田辰一郎君) 先ほど申し上げましたように審査、検査は一貫している問題でございまして、審査対象項目につきましては、今回の件にかんがみ所要の手当てをしていくことを現在検討しているところでございます。

○近藤忠孝君 そこで、いよいよ最後の問題になりますけれども、先ほど八十六万円と申し上げたのは、新しく発電所をつくる場合の全体の金額なんです。今問題になった廃棄設備に係る工事、これは増設分です。その場合には、この手数料は何と二万八千円、わずか二万八千円なんです。通産の説明によると、そこだけじゃなくて、行つた機会に全部やるのでなかなか金額は算定しづらいつつ、こう言うんですけれども、実際二万八千円ばかりじゃ、これはとても旅費の十分の一にもならぬと思うんです。しかも先ほど来問題になつておられるとおり、原子力の場合には旅費だけで人件費一切からかぬです。だからこれを民間にやらせれば、恐らく数千円かかると思つて、民間に検査させればその人件費やその他を含めましてね、それをわずか二万八千円。あるいは全体であつても八十六万円。ですからこれはきわめてアンバランスな状況だと思つて、私はきょうは時間が無いので、たつた一例、しかもいま日本に於いては緊急の大問題になっておりますこの問題について、しかもこれだけ事故が起きてしまつたこの反省に基づいて、特にこういう分野についてはもつともつと実際に合つた査定や検査をしていくべきじゃないか、こう思つてますが、この点大蔵省はどうでしょうか。

○政府委員(西垣昭君) 先ほど大臣から答へ申し上げましたように、今回の改定に当たりまして、通産省とどうあるべきか、実費に見合つて取るべきか従来どおりでいくべきかどうか、いふん議論をいたしました。結論としては従来どおりの扱いにしたい。今後に当たりまして、当然今回と同様にどうあるべきかというものを根拠から議論していく、その際どうあるべきかということ、それをその経緯にとらわれないでその時点で最も正しく結論を出したいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 じゃ最後に大蔵大臣、いまのやりとりを聞いておりましたが、これだけ事故が起きながら通産の方余り電力会社から手数料をたくさん取りたくないと思つて答弁しておるわけですから、それはもうありしておると思つて、すね。この点ではいま次長が言つたとおり、やっぱり実際に合つて、しかも事故を起こさないような点を十分考へるべきだと思つて、特に税金負担部分が多いということは国民が負担するわけです。被害がもし発生すればそれも国民が負担する、こういう問題があると思つて、ですから、そのあたりについてひとつ大臣の御決意をお聞きしたいと思つてます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 通産省で検査手数料が安いから検査を簡単にやつていくというわけでもないと思つてます。いづつばい取れば丹念にやるというわけでもないでしょう。ですから、あなたのおっしゃることもひとつもありません。ですからこれは、ただ先ほど言つたように、エネルギーを原子力に変えようという大政策を一方で行つておるという点等もあつて従来どおりということにしたいと思つて、これが定着するということになれば当然実費程度のもものは取るべきものではないか、そう思つておられます。特に、通産省の方も手数料が安いからといって、これは本気になつてやつてもらわなければ困りますから、一言申し上げておきます。

○三治重信君 手数料改正法案についてはもうた

くさん質問されておりますので、別に新しく取り上げることもないかと思いますが、大蔵省につくっていただいた資料と今度改正される各手数料の中身との関係からいきますという、五十三年に改正されて今度また改正するのがほとんどで、今度の改正の中に五十三年以前の改正の手数料というのは測量士の登録のやつが、二十四年に決められたやつが今度初めて改正する。それからあと四十一年に六件、四十五年に二件、四十七年四件、五十年二十二件ということで、全体の今度の改正の中で、法律で決めているやつの中でのほんの一割程度しかやっていないわけですね。そうすると、今度改正しないやつでことに、何というんですか、政令、省令等で決めているやつが、改正しないものが二十件ある。法律で決めているやつの方は少なく、今度の改正で改正するのが二百三十一件あるんだけど、改正しないものが九十六件と非常に少なくなっているんですが、この関係はどういう関係になっているんですか。

○政府委員(西垣昭君) 手数料等につきましてはその適正化を図るということで全部洗ったわけでございます。洗ったわけでございますが、原則に従いまして根拠になっておる個別法で最近に改正がすでに行われてしまっておりまして今回は改正を要しないもの、あるいは前回改正をしてから三年間改正していないけれどもその間に合理化等が進みましてコストがふえていないもの、そういうものがございまして、それからそのほか法律の限度額の中ですぎ間がございまして、すぎ間の中で政省令の改正で済むもの、そういうものが合わせまして法律の数といたしましては十四件あるわけでございます。いまの御質問の政令、省令でもさわってないものというのはまさに私がいま申し上げました前の方でございまして、検討はしたけれどもいまの手数料の水準が適当であるということ、今回改定しなかったものということに当たるとかと思っております。

○三治重信君 そうすると、これは必ずしも前の大改正の五十三年に改定したからというわけでは

ないわけですね。いいですか。
○政府委員(西垣昭君) でございますから二つございまして、前回、三年前に改正したまま改定していないにもかかわらず、むしろ実質的な行政コストが下がったために改定を必要としないもの、たとえば旅券なんかそうございまして、同じ陣容で処理件数がふえております。そういう関係で一件当たりのコストが上がってない、こういうものがございまして、それからそのほかに、たとえば根拠になっておる個別法が去年改正になった際に手数料率も変わったというものもございまして、その両方入っておるわけでございます。

○三治重信君 これは細かく法律で決めているやつと政省令で任したやつと二つあって、ことに先ほど来聞いていますと、昨年末の閣議決定による行政改革の推進のやつは決められたけれども今度間に合わなかった、こういうふうな答弁なんですけれども、やはり逐次個別的に法律で決めているやつについては政省令に任すような方向でやっていますか、どういふふうな方針を決めたのか、それほどもまだなかなか決定できないというふうな方向なのか、どういふふうな方向になっておりますか。

○政府委員(西垣昭君) 前回の附帯決議で政令等に委任する方向で検討するということございまして、私どもといたしましては、あるものは法律で決め、あるものは政令で決めるということとじゃなくて、そういう法律制度につきましては統一の整理を図る、方向としてはできるだけ政令に委任する方向でいくという方針で検討しているところでございます。全体としての基準につきましても、手数料と一口に言いますが、その性格、いろいろ複雑多岐にわたっておりましてなかなかかみずかしいわけでございますが、従来からなそういふ方向で努力をしております、個別根拠法の改定に伴って改正のチャンスのあるものにつきましても政令委任の方向で改正をするということ、実績としては二件のものが従来法律で定額が決める、あるいは最高額が決められる

というものを政令に委任しております。
○三治重信君 手数料関係のやつはもうその程度にして……
ひとつ通産省にこういう機会で、かねてから一週聞いておきたいと思っていた問題が、最近、イラン石化に対する三井グループのイラン化学開発株式会社からの送金の中止をしたというのが大きく出ているわけなんです、こういうことについては一昨年ですか、二年前の秋に政府のプロジェクトに格上げというんです、にしたというふうな報道もされているし、今度送金中止ということとナショナルプロジェクトにしたというのと、このいきさつ、この関係はどういふふうな理解したらいいたいですか。

○説明員(細田博之君) お答えいたします。
I J P Cの問題につきましては、昨年九月にイラン・イラク戦争のために現地に爆撃を受けまして日本人が総引き揚げをした以降ずっととまっています。イラン化学開発から事情を聴取したところでは、日本側のI D C Cはプラント完成への熱意は変わっておりません。イランにおける諸事態が正常に復してから工事は継続するという前提で、本プロジェクトの今後の基本的な重要事項についてイラン側と協議する方針であるということでございます。特にこのたびのイラン・イラク紛争による費用負担の増加については、すべてイラン側が負ってほしいというふうな今後のプロジェクト遂行のための基本方針を決定するために早急に交渉を開始したいと、そういうことを決めたものでございます。通産省といたしましては、本プロジェクトの継続支援という従来の方針には変更はございません。日伊の当事者間の交渉を注意深く見守りながら対処したいということでございますので、不変でございます。

○三治重信君 そうすると、今度のいわゆる送金中止というやつについては事前に通産省も了承を、この戦争の終結状態、工事が再開できるめどがいつになるか、そういうものを見きわめて、

またはそれについてイラン側と三井グループとの話がある程度ついてからか、あるいは政府がそういうことめどをつけて、大体その工事再開からどのぐらいの費用がかかるか、そういうものが今度政府間同士の話をしてからでいいから待って、こういうふうなことになるのか。今後そういういまま言われた経済支援なり、これをやっていくという方針には基本的には変わりないというけれども、この新聞で見ると、三井グループのイラン石油化学は、これはとてもじゃないが、イランから払い込め、会社から払い込めと言われているけれども、日本側の三井グループは払うのを中止してしばらく様子を見ると、こういうことを言っているわけだね。そうすると、政府は大体支援する方針だけれども、いまいつ工事が再開できるかわからぬから、まあそれを見た上でいいんだと、こういうふうな答弁だと思っておりますが、それは間違いないですか。

○説明員(細田博之君) 現在I D C Cといたしましてもイラン側と接触を持っておりまして、ぜひ交渉を開始したいということも申し入れている段階でございます。今後イラン側がどういふ返事をしてくるかというのを待っております。段階でございますので、本問題は当事者間の問題といたしましてまず話し合ってもらうことが先決だと思っております。当省といたしましてはこの当事者間の話し合いを注意深く見守っていき、まずそういうことから始めたいということでございます。

○三治重信君 当事者間というのは、三井グループといても具体的にはイラン化学開発ですか、それと向こうの三井イラン石化の会社との交渉ということですか。
○説明員(細田博之君) 実はイラン側で、若干複雑でございますが、I J P Cに対して実際上の力を持つておりますのがN P Cという石油化学公社のようなものです。そこ石油省とございまして、そういうところの幹部が実際上の意思決定権も持つておるようでございますので、わが国の

ICDCの代表者あるいは三井グループの代表者を交えた代表者が向こうのそういう責任ある地位の人と話し合いを開始したいという意向を持っておりと承知しております。

○三治重信君 そうすると、交渉再開の申し入れをしたことについての、日本側のイラン化学開発が金は送らんで、そういう三井イラン化学の幹部や向こうのNPCや石油省との打ち合わせなり向こうとの話を先にやる、こういうことで申し入れをします。それならわざわざセンセーショナルに送金中止を決定したなんていうことを何も大げさに言う必要もないし、そういうことが報道されるわけでもないじゃないの、そういうことなら。

○説明員(細田博之君) 私どもも、あのよう大きな記事になるような筋合いのものではなくて、本来じみちに交渉を開始すべきものであるとは考えております。

○三治重信君 そうすると、三井グループのイラン化学開発と交渉を待っている、またはそれによって注目しているというが、日本の政府がナショナルプロジェクトとしたということについての効果というんですか、これはどういうふうに解釈したらいいの、それとの関係は。

○説明員(細田博之君) 私ども政府といたしまして、一昨年の十月に閣議了解によりまして経済協力基金からの出資を決めておるわけでございますが、政府といたしましては種々の面で従来の関係、関連企業だけでは対応困難な面も生じたということが一つ。それから、重要な産油国であるイランとの友好関係の一層の緊密化ということで、イラン政府からも強い要請があったということ等を勘案して、政府のプロジェクトといえますか、いわゆるナショナルプロジェクトとして取り上げおるわけでございますが、基本的にはやはり当事者間の契約によってプロジェクトは推進されておるものでございまして、これに政府としてもそういう先ほど申し上げたような観点から助力をするという見地で閣議了解しておるわけでござい

すので、まずは基本的にイラン側、日本側の当事者が話し合うのが筋であると考えておるわけでございまして。

○三治重信君 そうすると、ナショナルプロジェクトにしたときの政府側の何と云うんですか、三井イラン石化の支援体制、あるいはこの中でいまままで具体的にわれわれが知っているのは政府出資を二百億円にするということだけなんです、最近の報道関係だと三井とイラン側とのやつで、三井イラン石化の資金としては二千五百億要ったやつが、いろいろの事件や戦争で、いま現在の戦争が終わって、それを修復して完成するまでには一兆円は少なくとも要る、あるいはそれ以上に要るんじゃないか。しかもこれが日イ折半だということになると五千億以上かかるわけなんです、それで日本側が五千五百億の負担というの、これは政府側は知っていることか。それからまた、一面出資や融資で三千二百二十五億円出している、こういうふうなことになって、その三千二百二十五億円の中で三井側が出しているのが千五百億というふうになっているんです、これは間違いはないわけなんですか。

○説明員(細田博之君) 非常に資金の流れが複雑でございますので、三井側が幾ら出しておるかということとは厳密に計算し直さなければいけないと思いますが、少なくとも申せますことは、工事総額が幾らになるかということとは非常にむずかしい問題がございます。すなわち現地で爆撃を五回受けておりますが、その修復にどれだけの費用を要するかということが非常に重要でございますし、しかもその被害の大きさによりまして今後その修復にかかる期間も相当変わってくるわけでござい

ます。したがって、確かに一兆円というふうな記事が出たことは事実でございますが、そのような数字は私どもは聞いておりませんし、どこにも存在しないものと思っております。

○三治重信君 いや、それで、その一兆円はとにかくとして、日本側の負担が五千五百億で、現在出しているのが三千二百二十五億という、これは

投融資で出しているのが、出資と融資で出しているのが三千二百二十五億とかいう報道があるんだけれども、これは間違いはないんですか。あるいは輸銀の方でこの三千二百二十五億の中ですぐらう融資を、政府財投で出しているんですか。

○政府委員(大場智満君) 当初計画は五千五百億で進んでおるわけでございますが、このうち資本金が千億、借入金金が四千五百億、そういうことでございます。

で、この借入金四千五百億のうち、いわゆる円借款それからイランローン二千億というものを除きますと、輸銀の直借が六百億、それから輸銀の延べ払い、これはサブライズクレジットになります、日本の輸出者に対する貸し付けになります、これが三百六十二億円、それからICDCローンと言われておりますものが千二百五十億円ということになっております。

○三治重信君 そうすると、先ほどの五千五百億の日本側の負担というのはそれでいいわけなんですか。それで、その中で資本金を千億日本が出して、それから借り入れが四千五百億のうちで、そして輸銀が六百億と三百六十二億、またさらにイラン化学開発の方、三井グループに千二百五十億融資をしていると、こういうことはいわゆるですね。

○政府委員(大場智満君) いまはイラン石油化学プロジェクト全体の資金調達計画を申し上げてございますが、この資本金千億というのを、これはもちろんイラン側と日本側で折半するわけでございまして、ですから、それ以外の資金につきましては、原則は折半ということをやっております。

○三治重信君 ああそうですか。

そうすると、いま全体で五千五百億という資金計画の中で、それがこの資本金千億ということを決ましていると、こういうことはいわゆるですね。

利たな上げを要請したけれども、輸銀側はノーという回答をした。そして三井側グループでは一日一億円の利子もかかるということ、非常に問題が大変だというふうなことになるので、非常に問題が大きいけれども、わからなきやわからぬでいいわけなんですけれども、こういうナショナルプロジェクトにした場合の輸銀の何と云いますか、財投のやつたときにうまくいかなかったときの利子のたな上げとか利子の支払いを猶予したという事例はいままでにもあるんじゃないかと思うんですが、また今回これノーという、ナショナルプロジェクトにしていながら、こういうふうなものに対する融資についてまあ利子は定期に出せと、こういうのはどういう……

○政府委員(大場智満君) いままで輸銀の貸し付け案件で債務償還計画といいますが、再建計画ということで金利の軽減、たな上げをした事例はあると思えます、具体的に記憶しておりませんが、あると思えます。

本件につきましては、三井側と輸銀あるいは市中銀行と金利たな上げについての話し合いはなされたように聞いておりますが、その際に銀行側の主張と申しますのは、たとえば輸銀の延べ払いということを考えてみますと、これは日本の輸出者に対するファイナンス、輸出者に対する金融であるということ、したがって輸出者は日本の企業でございまして、これから金利たな上げというのはおかしいではないか。あるいは、その他三井物産が保証しているという債権もかなりあるわけでございまして、そうしますと、確かに金利たな上げに持っていかなければいけない気持ちはわかるわけでございまして、たまたまとして三井物産等が保証しているものについて、この保証の履行を求めないで金利たな上げというのはやはりかなりむずかしい問題があるということで、この金利たな上げにつきましては話し合いがつかない、そういうふう

に聞いております。

○三治重信君 大臣、お聞きのようなあれなんです、政府としては二百億出すと決めて、いま

本来的な利用を越えましてレコードを営利目的で公衆に貸与するという実態にあるわけでございませぬ。それが著作権者とかあるいは著作隣接権者の利益に影響を及ぼすことになることも考えられますので、私どももいたしましては、この貸しレコード業の今後の広がり、こういうものを見守りながら検討していきたいというふうな考えでおるわけでございしますが、国際的に見てもこの問題についてはっきりとした実効的な措置がとられていない例はまだきわめて少ないわけでございまして、法律的にも非常にむづかしい問題を抱えている面があることは御理解をいただきたいと思っております。

○野末陳平君 やつぱり日本の商人は頭がいいというか、すごいと思うんですね。それはお客のニーズに結局なつちやうからどちらとも言えないんですが、やはりビデオも恐らくこれと似たようなことが出てくると思えますね。ですから、著作権法というものがあつて著作物を財産と見て、何といひますか保護しているという以上は、この法の精神というのが時代の新しい現象については、この法にかならない場合はやはり改正をしなければならぬと思つておりますので、文化庁の方でそういう点の検討があればますますこれを進めてほしいと思つし、それから現実には貸しレコードのみならずありませぬけれども、ひとつ実態を何か調べて、調べるというのは大げさなんでしょうが、もう少し関心持つていただければいいと思つた。それと、ちょうどレコードが出ましたので、ちよつと大蔵省の方に聞きたいんですが、レコードの物品税も、まあこれはこの間やるべきことだったんですけれども、今後の検討方向としてちよつと聞きたいと思つたんですが、レコードの物品税というのは製造課税の一五%でしたかね、そうですね。その場合に、ほかは別に業者の代表じゃありませんから、物品税を廃止とかそういうふうには考えていないんです。物品税があつても仕方がないと思つていますが、ただ大部分が課税で一部が非課税ですかね、多分そうなつていふと思つ

んですね、レコードの。その課税、非課税のところももうはつきりしなくなつてきたんですね。時代ともにもう全くわからなくなつた。この間レコード屋ですつとこう見たんだけれども、見当つかなくなつたんですね、まずどんなレコードが非課税になるのかと、その辺のところをもう一回おさらいですけれども、原則論をちよつとお願いします。

○政府委員(小泉忠之君) 御指摘の物品税のレコードについて、あるいは磁気テープでございませぬか、これにつきましても物品税法の施行令で五%の課税の対象を決めております。別表第一号の十項になります。その七によりまして、非課税の物品につきましては、たとえば童謡とか、童話、そういったたぐいのものでございまして、あるいは科学その他の学術に関する記録、報道、解説と、そういったものは一つのグループとしてあります。それから、学校教育法の関係、一条に規定いたしてありますが、学校の教育用のレコードといったものは本法の二十二条によつて届け出を前提にいたしますけれども、申告をいたしましてそれに基つて非課税と、こういうグループでございませぬ。大体そういったものが、主として教育用あるいはお子さん用でございませぬ、それからいまいち御指摘ございまして放送に関する記録とか、そういったものは非課税になっております。趣旨はやはり娯楽性の強いもの、これは書籍も同様の問題になるわけでございませぬが、書籍は全体として非常に何といひますか、娯楽性よりも文化性が強いと、こういうことでその書籍については課税をいたしてございませぬが、レコードについては全体として見てやはり娯楽性が強いと、そう判定いたしまして、その中で教育用あるいは童謡、子供さんの関係とか、そういうものを非課税にいたすと、こういう現状でございまして、實際上、税収としては三百二十億というものが課税額として実績が上がつておるわけですが、学校教育用で非課税になる、免税になるというものにつきましましては、これは申請手続がありますので、そう大した

額にはなつておりませぬ。そういうような現状でございませぬ。○野末陳平君 大体原則論はそれでよくわかりませぬ、妥当だと思つてございませぬ。問題はお子様用という言葉を規定されましたが、これは童謡といつても、われわれ子供のころの童謡といまの童謡——童謡というかどうか、全然違つてわけですね。そこを童謡という一つのジャンルを決めて、これは非課税であると言へるかどうかが、これが非常に問題で、童謡の定義というものはどうなつておるんですか。

○政府委員(小泉忠之君) 御指摘のように、非常に日常的に新製品が輩出するというのがやはりレコード、テープの傾向でございまして、世相、流行の変遷にマッチさせまして、あるいは技能の進歩といったものがございませぬので、課税と非課税の判定に個人差がないようにと、あるいは時と場所によつて異なることのないようにと、ということから、昭和五十二年に私も執行面では、これは業界からの質問に答えるということを基本にいたしまして、いま御指摘の点、たとえば童謡、童話、朗読、宣伝文といったようなもの内容につきましまして、その執行通達面でも考え方を整理いたしてございませぬ。

かといつたようなものを総合的に判断しながら決めておるといふ実態でございまして、いままでも可否の判定についてそうトラブルは起きておらないということをお報告いたします。

○野末陳平君 いや、トラブルは起きてないけれども、非常にあいまいで、ぼくがわからないからちよつとお聞きしたわけなんです。子供といふのは年齢的にどの辺が子供なんですか。

○政府委員(小泉忠之君) 大体小学生までが子供と、要するに童謡、わらべ歌といふようなものが基本になるわけでございまして、ですから、子守歌の中にはかなり民謡的なものもありますけれども、なんでも、わらべ歌、数え歌とか、そういったものを基本に置いて子供さんといふふうなことになつております。

○野末陳平君 小学校に上がる前のいわゆる幼稚園というか、そのくらいの幼児だったらばよく意味がわかるんでございませぬ。小学生という、一年生と六年生じゃ全然違つた感じが、小学校の六年生はいまや大人と同じような感じの音楽を好むから、むしろ童謡なんぞばかりにするし、そんなことで全然いまの基準は具体的にこれはと言われたときに当てはまるかどうか、疑問を感じるんです。具体的にわからないから聞くんではございませぬ。

これが童謡なるがゆえに非課税、これは童謡でないから課税と現実には分けてあるんですが、聞きたいんですが、いわゆる小学生の子供がレコード店に行つてみんな群がって買ったが、興味を持ってゐるのは、いまのところ現在ここ数年ではアニメーションの主題歌です。少なくとも童謡コーナーなんというのはもうありませんよ、片すみ。そうするとアニメの主題歌は、いま小学校の低学年から高学年までね、みんなお小遣い出して、親からせびつて買ひに行つてゐるわけ。これは少なくとも童謡ではないと思つてゐる。だけれども、あなたがおっしゃる子供が覚えやすく、子供にふさわしくて、よくわかつていふ定義に当てはまつちやうらんだね。そうすると、これは

アニメの主題歌は非課税扱いになっちゃうのか、課税なのかというふうになると、非常にいまの原則論が当てはめにくいというのが多くの感想なんですよ。だから、業者から特にトラブルがあったりというのはないと思いますが、買う方にとってみてこれが課税か非課税かと考えてはいないけれども、おのずからそうやって区別があるとする、きちっとした物差しが欲しいわけで、あなたの定義を——別にいじめるわけじゃないですよ、わかりにくくなったからもうそういう物差しというのはいくらでもかと思ってるんで、有名な「宇宙戦艦ヤマト」と「ドラえもん」と「ウルトラマン」とこれだけあって、これは課税問題どうなっていますか。

○政府委員(小泉忠之君) 直接的にお答えいたしますが、「ドラえもん」の歌とその他の点はやはりこれは児童用として非課税の扱い。それから「ガッチャマン」——「宇宙戦艦」でございますか、「宇宙戦艦」も非課税です。

それで、先ほど御答弁申上げましたように通達、私どもできるだけ詳しく、個別にはまいりませんけれども、ちょっと御参考のために申し上げますが、大人の歌手によるものであっても、先ほど申しましたように、歌詞、メロディーが子供向けであれば童謡と子供用ということにいたしております。それから、これは御参考になるかと思いますが、幼稚園で教える歌あるいは文部省唱歌、これはやはり童謡ということで扱っております。外国の童謡を翻訳したもの、これも童謡と、ただ讚美歌になりますとこれはちょっと童謡と違ふと。しかしそれが一般化して、たとえばクリスマス等に子供用というふうな形で歌うたといえば「きよしこの夜」とか、そういうあれはこれは童謡という扱いをいたしておりますし、基本はやはり昔流に言うところの童謡で解釈できるというものを基本に置いて、年齢からいいますとやはり小学校、小学校唱歌というものがやはり童謡の部類に入る、そんなところで線を引っ張っているわけですから、御指摘の童謡と名がついて

おりませんでもこれは子供向けであれば童謡ということですよ。
○野末陳平君 それがアニメの主題歌を見たら課税もあるんだよね。だからちょっと困っちゃったんですよ、「ドラえもん」は。だってそこは本当のところ、一枚一枚について言っているつもりはないんですけどもね、「ドラえもん」は明らかに童謡と見られて、子供向けと見られて非課税になってるんですよ。ところがアニメについては、子供用だとはくも思うんだけど、これは課税のものもあるし、「ウルトラマン」なんか課税になってるんだね。だから、そうなる困っちゃうから……。

○政府委員(小泉忠之君) 基本は童謡でありまして、これを編曲しまして大人向けのものにするということもございまして、そういった編曲を加えてあれているものについてはその編曲そのものを、あるいはバックミュージックを変えていくとか、そういったことで全体としてこれは成人向けであるという判定をいたしますと、それはやはり童謡の範囲を超えておることになりますので、そこら辺は私どもも厳密に執行面を考えながら措置いたしておりますので、あるいは混乱される面もあるかと思っておりますが、基本はやはり先ほど申しましたように、小学校の一年から六年までぐらいのところを基本に置いて、それから全体としての雰囲気ややはり子供向けであるかどうかということと判定をいたしておることになります。

○野末陳平君 別の一つ一つ目くら立ててどうこうする気はないんですけども、同じく親からせびって子供が買うレコードに何か、片や課税で片や非課税なんというのが一箱のコーナーに並んでいるというのには余り好ましいことじゃないとはくも思っています、それで子供たちに説明できるとは言いませんけれども、大体常識的にきちっとこの課税、非課税の物差しをはっきり分かれていればいいと思ってるんですよ。だから、当局は画面としておっしゃるけれども、やっぱりほ

くなんかざつとこうやってレコード店で見ると余り画面でもないし、そんなわけで、いろいろと苦心のほどはわかるけれども、これはくもみたくないなかなかわかりにくい——わらべ歌をなると言っちゃって、いまやわらべ歌が子供向けとは言えなくなっちゃったし、子供の買うレコードそのものがもうそういうものじゃなくなっているという、こういう時代の移り変わりにいまの大蔵省の物差しが当てはまるとはもう思えなくなっているんで、いつそのこと課税するか、もう非課税にするかはつきりしちやうって、何かあいまいな物差しを振りかざしながら苦しい説明を、ややこしい説明をするというのはもう時代おくれと、そんなふうな考えて、いつ課税するならば課税してもいいんじゃないかと思うんですよ。つまり幼児向けのわらべ歌だけだと、あとはもう子供が歌っても何でもこれはもう課税だ。じゃなければもう非課税にしてしまおうとか、その辺のいまの物差しがどうも余り説得力ないというか、苦しい。それにこだわり続けているのはどうかと思ひまして、ぼくはもうレコードの物品税が別にあつてもしょうがないと思ひますけれども、いまの非課税が果たして妥当か、課税と非課税の境目がだれにもわかるはずはないものでしょう。ぼくはもうどっちかに徹すべきだと、そうしないとかえって不公平というか、変な問題も起きるんじゃないかと思うんですが、最後にそれを聞いて……。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 税収の上がる方向ならば検討してもらいます。

○委員長(中村太郎君) 本案の審査は本日はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十四分散会
五月一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、大衆増税と大型消費税導入反対に関する請

- 願(第三三三九号)
- 一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願(第三三四〇号)
- 一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三三三九号)
- 一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願(第三三七〇号)
- 一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第三三七七号)(第三三七八号)(第三三七九号)(第三三八〇号)(第三三八一号)(第三三八二号)(第三三八三号)(第三三八四号)(第三三八五号)
- 一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三三九二号)
- 一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願(第三三九三号)

- 一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願(第三四一二号)
- 一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第三四一五号)(第三四一六号)(第三四一七号)(第三四一八号)
- 一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三四四一号)
- 一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第三四五〇号)(第三四五一号)(第三四五二号)(第三四五三号)(第三四五四号)(第三四五五号)(第三四五六号)(第三四五七号)(第三四五八号)(第三四五九号)(第三四六〇号)(第三四六一号)
- 一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三四七一)
- 一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第三四九一号)(第三四九二号)(第三四九三号)(第三四九四号)(第三四九五号)
- 一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三四九七号)
- 一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する

- 一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願(第三四一二号)
- 一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第三四一五号)(第三四一六号)(第三四一七号)(第三四一八号)
- 一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三四四一号)
- 一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第三四五〇号)(第三四五一号)(第三四五二号)(第三四五三号)(第三四五四号)(第三四五五号)(第三四五六号)(第三四五七号)(第三四五八号)(第三四五九号)(第三四六〇号)(第三四六一号)
- 一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三四七一)
- 一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第三四九一号)(第三四九二号)(第三四九三号)(第三四九四号)(第三四九五号)
- 一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三四九七号)
- 一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する

請願(第三五二八号)(第三五二九号)(第三五三〇号)(第三五三一号)(第三五三二号)(第三五三三号)(第三五三四号)
一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸
税減免等に関する請願(第三五六号)

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に關する法律の一部改正に関する請願(第三五七号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第三五八三号)(第三五八四号)(第三五八五号)(第三五八六号)(第三五八七号)(第三五八八号)

第三三三九号 昭和五十六年四月十七日受理
大衆増税と大型消費税導入反対に関する請願
請願者 福島県耶麻郡北塩原村北山村ノ内
四、一七四 鈴木伸治外三十八名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第三三四〇号 昭和五十六年四月十七日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に關する法律の一部改正に関する請願
請願者 東京都板橋区大山金井町二二ノ一
一 野島利雄

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三三三二一号 昭和五十六年四月十七日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願
請願者 高知市神田一、三〇一ノ五 山崎
信利外二百十名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三三七〇号 昭和五十六年四月十七日受理
身体障害者に対する地方道路路税等免除に関する請願
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮
下数雄外十名
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第三三七七号 昭和五十六年四月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(二通)
請願者 千葉県成田市田町二九三成田青色
申告会内 榎原操外一名
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三七八号 昭和五十六年四月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(二通)
請願者 京都市下京区四条通河原町西入真
町五二株式会社高島屋京都店內
飯田喜一外一名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三七九号 昭和五十六年四月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(六通)
請願者 山口県小野田市南竜王町山口県パ
ン工業組合内 福本隆次外五名
紹介議員 江島 淳君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三八〇号 昭和五十六年四月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 岡山市柳町一ノ一三ノ一五有限会
社浜忠内岡山県山県同友会内 黒田
輝一
紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三八一号 昭和五十六年四月十七日受理
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋堀留町一ノ九
ノ六東京織物卸商業組合内 平井
信一郎
紹介議員 斎藤栄三郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三八二号 昭和五十六年四月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 埼玉県飯能市仲町六ノ一埼玉絹人
織物工業組合理事 田口勘造
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三八三号 昭和五十六年四月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(四通)
請願者 静岡県清水市旭町五ノ九商工会館
内清水税務署管内青色申告会内
佐藤西二外三名
紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三八四号 昭和五十六年四月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(二通)
請願者 熊本県菊池市隈府協同組合日専連
菊池会理事 古本照雄外一名
紹介議員 細川 護照君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三八五号 昭和五十六年四月十七日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 石川県石川郡野々市町野代一七一
石川県飲料工業協同組合内 三森
義佐
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三九二号 昭和五十六年四月十七日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願
請願者 東京都立川市若葉町一六ノ五〇一
館野榮外百九十九名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三三九三号 昭和五十六年四月十七日受理
身体障害者に対する地方道路路税等免除に関する請願
請願者 北海道夕張市清水沢清栄町 神田
由雄外十名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第三四一二号 昭和五十六年四月十八日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に關する法律の一部改正に関する請願
請願者 東京都板橋区赤塚二ノ二一ノ一四
玉置昇一
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三四一五号 昭和五十六年四月十八日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 北海道小樽市稲穂一ノ四ノ一株式
会社丸井井小樽支店內 池田輝
夫
紹介議員 北 修二君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四一六号 昭和五十六年四月十八日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋堀留町一ノ九
ノ六 東京織物卸商業組合内 西
村長治郎
紹介議員 斎藤栄三郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四一七号 昭和五十六年四月十八日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都港区西新橋三ノ一六ノ一〇
芝青色申告会内 山田忠雄

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四三三号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 名古屋市中区泉一ノ二〇ノ一二愛
知県印刷会館内愛知県印刷連団
体協議会内 西川一男

紹介議員 井上 計君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四四一号 昭和五十六年四月二十日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願
請願者 富山県滑川市開六一五 石川弘昭
外二百二名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第七七七号と同じである。

第三四五〇号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 宮崎市瀬頭二ノ四ノ一二宮崎大店
会協同組合理事長 平吉広年

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四五一号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(二通)
請願者 大分市大道町一ノ六ノ一五六分県
パン協同組合内 山内啓祐外一名

紹介議員 後藤 正夫君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四五二号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 茨城県日立市大久保町一ノ五ノ二
日立税務署管内青色申告会連合会
内 石安太郎

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四五三三号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋堀留町一ノ九
ノ六東京織物卸商業組合内 千輝
利吉

紹介議員 斎藤栄三郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四五四号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 埼玉県秩父市熊木町八ノ五秩父織
物構造改善商工組合内 阿左美又
兵衛

紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四五五号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 北海道小樽市稲穂二ノ一五ノ一株
式会社大國屋内 佐藤孝

紹介議員 中村 啓一君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四五六号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都町田市原町田六ノ二ノ六株
式会社大丸町田内 平松有恒

紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四五七号 昭和五十六年四月二十日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(三通)
請願者 横浜市中区伊勢佐木町一ノ五ノ四
株式会社横浜松坂屋内 二ノ宮芳
男外二名

紹介議員 藁野 章君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四五八号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(二通)
請願者 岐阜県恵那郡加子母村加子母村林
産協同組合理事長 伊藤勇外一名

紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四五九号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 名古屋市瑞穂区駒場町五ノ四ノ二
愛知県清涼飲料協同組合内 近藤
正雄

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四六〇号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(五通)
請願者 東京都中央区日本橋小舟町一五ノ
一五東京タオル卸商業組合理事長
島山昇外四名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四六一号 昭和五十六年四月二十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 石川県金沢市尾山町九ノ一三金沢
青色申告会内 寿美田与作

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四七一七号 昭和五十六年四月二十一日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願
請願者 神戸市長田区庄山町三ノ六 三木
徳治外二百名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四九一号 昭和五十六年四月二十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(二通)
請願者 千葉県船橋市本町一ノ一〇ノ一〇
船橋商工会議所内船橋青色申告会
内 山田拓司外一名

紹介議員 斎藤栄三郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四九二号 昭和五十六年四月二十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 福島市大町四ノ一五商業会議所内
福島青色申告会連合会内 三浦善
三

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四九三三号 昭和五十六年四月二十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 札幌市中央区南四条西四ノ一株式
会社ヨークマツザカヤ内 和田武

紹介議員 中村 啓一君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四九四号 昭和五十六年四月二十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 新潟市堀之内五五ノ一清水商事株
式会社取締役社長 中島清

紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四九五号 昭和五十六年四月二十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(五通)

請願者 東京都渋谷区宇田川町二一ノ一株
式会社西武百貨店渋谷店内 足立
義雄外四名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三四九七号 昭和五十六年四月二十一日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 東京都町田市金森三一五 式田清
次郎外百十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三五二八号 昭和五十六年四月二十二日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 茨城県水戸市泉町一ノ七ノ五株式
会社水戸京成百貨店內 沢橋洋
介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五二九号 昭和五十六年四月二十二日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 札幌市中央区南一条西二ノ一八株
式会社丸ヨ池内代表取締役社長
池内正

紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五三〇号 昭和五十六年四月二十二日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(五通)

請願者 福岡市中央区天神五ノ六ノ一二福
岡県パン協同組合連合会内 村上
勝一外四名

紹介議員 藏内 修治君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五三一号 昭和五十六年四月二十二日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(六十通)

請願者 東京都台東区松が谷二ノ一ノ一株
式会社川崎商成内 川崎康正外五
十九名

紹介議員 斎藤栄三郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五三二号 昭和五十六年四月二十二日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 宮崎県都城市中町五ノ一二大浦株
式会社代表取締役 大浦福一

紹介議員 坂元 親男君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五三三号 昭和五十六年四月二十二日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 新潟県白根市白根三、三二八白根
市青色申告会内 渡辺留吉

紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五三四号 昭和五十六年四月二十二日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 群馬県前橋市表町二ノ一〇ノ五前
橋青色申告会内 長岡太郎

紹介議員 福田 宏一君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五五六号 昭和五十六年四月二十三日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 愛媛県松山市谷町一一七ノ二全国
自動車交通労働組合連合会愛媛地
方本部内 高須賀徳外百六十名

紹介議員 糺山 篤君
この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三五五七号 昭和五十六年四月二十三日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願

請願者 名古屋市東区大幸町五ノ二一 本
多幸自

紹介議員 馬場 富君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三五八三号 昭和五十六年四月二十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 京都市中京区西洞院通四条上ル蟻
螂山町四八一京染会館内京都染色
協同組合連合会内 岩田治郎

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五八四号 昭和五十六年四月二十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(二通)

請願者 茨城県水戸市大塚町一八五二ノ四
潮田薬品株式会社内日本薬業政治
連盟茨城県支部内 岩崎三郎外一
名

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五八五号 昭和五十六年四月二十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 宮城県仙台市国分町一ノ七ノ二四
協同組合仙台優良専門店会理事長
鈴木直清

紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五八六号 昭和五十六年四月二十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 福井市問屋町一ノ一五福井県電機
卸商組合内 松田雅太郎外二名

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五八七号 昭和五十六年四月二十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 富山市四方三七九ノ一和合商工会
青色申告会内 山崎六郎外一名

紹介議員 高平 公友君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三五八八号 昭和五十六年四月二十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 北海道室蘭市巾島町一ノ二五ノ一
株式会社丸井今井室蘭支店内 津
野保

紹介議員 中村 啓一君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

昭和五十六年五月十八日印刷

昭和五十六年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D